

城里町
障害者基本計画及び
障害福祉計画（第6期計画）

令和3年3月
茨城県 城里町

目 次

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の趣旨	3
2 計画の位置づけ	4
第2章 障害者を取り巻く現状	7
1 各種データからみる現状	9
2 アンケート調査からみる現状	21
3 計画の目標値及びサービスの実績値	43
第3章 計画の基本的な考え方	51
1 基本理念	53
2 施策の体系	54
第4章 障害者施策の展開	55
基本分野1 啓発・広報	57
基本分野2 生活支援	61
基本分野3 生活環境	66
基本分野4 教育・育成	71
基本分野5 雇用・就労	74
基本分野6 保健・医療	79
基本分野7 情報・相談・コミュニケーション	82
第5章 障害福祉計画（及び障害児福祉計画）	87
1 令和5（2023）年度の目標（成果目標）	89
2 障害福祉サービス等のサービス体系	95
3 障害福祉サービス及び相談支援の見込み（活動指標）	96
4 地域生活支援事業の見込み	103
5 障害児通所支援等の見込み（障害児福祉計画）	107
第6章 計画の推進体制	109
1 計画推進のために	111
2 サービスの確保策	111
3 計画の推進体制	112
4 計画の進行管理	113
資料編	115
1. 城里町障害者基本計画及び障害福祉計画策定委員会設置要綱	117
2. 策定委員会委員名簿	118
3. 計画策定経過	119

第 1 章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

(1) 計画策定の背景

国の福祉施策は、人口減少や高齢化・少子化といった人口問題、家族のあり方や地域社会の変容などにより、これまでのように障害者、高齢者、子ども、といった対象者ごとの縦割りのシステムに限界が生じ、法律や制度の狭間で適切な支援が受けられない人が増加する等、様々な課題が顕在化しています。

そうした中で、平成 28 年 6 月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」において、障害者、高齢者、子どもなど、すべての人が地域・暮らし・生きがいとともに創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現に向けて、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティの育成等の推進が明示され、同年 7 月には「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部が設置されました。

こうした流れを受けて、平成 30 年 4 月施行の「障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律」では、障害者が自ら望む地域生活を営むことができるよう、生活と就労に対する支援の一層の充実や、高齢の障害者が介護保険サービスを円滑に利用するための見直し、障害児の支援の拡充、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行うこと等が規定されています。また、「児童福祉法」の改正により、市町村における「障害児福祉計画」の策定が義務付けられています。

(2) 計画策定の趣旨

本町では、すべての住民が互いの個性を認め合いながら、思いやり、共に暮らし、共に支え合う地域の実現を目指し、新たに「障害児福祉計画」を包含した「城里町障害者基本計画及び障害福祉計画（第 5 期計画）」を平成 30 年 3 月に策定しました。

このうち障害児福祉計画を包含する「障害福祉計画（第 5 期計画）」が、令和 3 年 3 月をもって計画期間満了となる中、国の制度等の改正、また本町の生活環境をはじめとした障害者を取り巻く環境の変化等に対応したさらなる対策の充実に向けて、新たな計画の策定が求められます。

今後も、障害者が可能な限り住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、また、いきいきと自分らしい地域生活を送ることができるよう、本町の実態に即した障害者施策の推進を図るとともに、障害福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業等の提供体制をより一層充実するため、「城里町障害者基本計画」について必要な見直しを行うとともに、「障害福祉計画（第 6 期計画）」を策定します。

なお、障害者をはじめ、だれもが自分らしい生活を守るための制度として成年後見制度の重要性が高まっていることを踏まえ、本計画に「成年後見制度利用促進基本計画」を包含することとします。

2 計画の位置づけ

(1) 計画の制度的位置づけ

本計画は、本町の障害者施策を総合的かつ効果的に推進するために、障害者基本法に基づく障害者基本計画、障害者総合支援法に基づく障害福祉計画及び児童福祉法に基づく障害児福祉計画を一体として策定するものです。

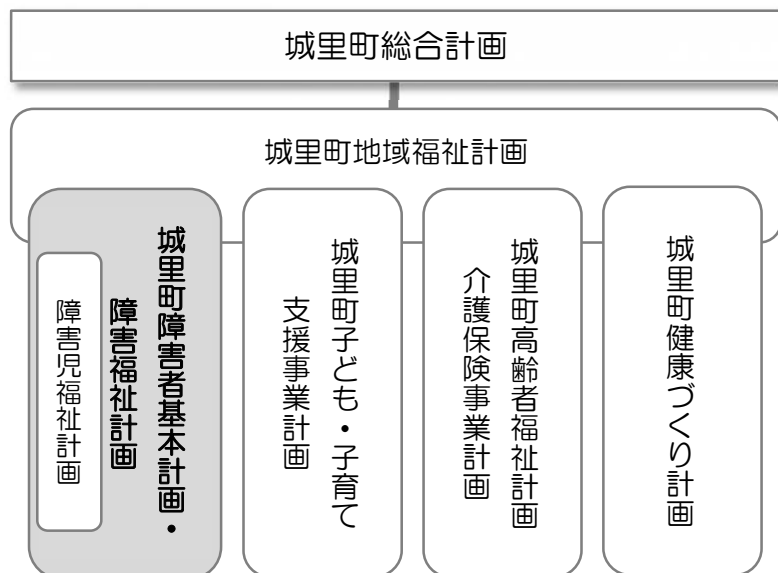
	障害者基本計画	障害福祉計画	障害児福祉計画
根拠法	障害者基本法	障害者総合支援法	児童福祉法
規定	第11条第3項	第88条	第33条の20
計画期間	中長期	3年間	3年間
計画内容	障害者のための施策に関する基本的事項を定める	障害福祉サービス等の必要量や確保に関して定める	障害児通所支援・相談支援の提供体制の確保等について定める

〔障害福祉計画策定に関する国の基本指針が示す基本的理念〕

- 1. 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援**
 - ・共生社会を実現するため、障害者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮
 - ・障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現
 - ・障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の整備
- 2. 市町村を基本とした障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等**
 - ・市町村を障害福祉サービスの実施主体の基本とする
 - ・都道府県の適切な支援等を通じて障害福祉サービスの均てん化
 - ・障害者総合支援法に基づく給付の対象者について周知 等
- 3. 地域生活への移行・継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備**
 - ・地域生活への移行等へ向けて、インフォーマルサービス等の提供体制の整備
 - ・地域生活への移行が可能となるようサービス提供体制を確保
 - ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 等
- 4. 地域共生社会の実現に向けた取組**
 - ・伴走支援を中心的に担う機能を備えた相談支援の体制整備
 - ・相談支援と一体的に行う、多様な社会参加に向けた支援の体制整備
 - ・出会い、参加できる場や居場所の確保の機能を備えた支援の体制整備
- 5. 障害児の健やかな育成のための発達支援**
 - ・質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実
 - ・都道府県の適切な支援等を通じて障害児支援の均てん化
 - ・障害児のライフステージに沿って、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築
 - ・地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進
 - ・専門的な支援を要する者に対して、包括的な支援体制を構築
 - ・サービス提供体制の整備等の在り方を障害福祉計画等に位置付け、計画的に推進
- 6. 障害福祉人材の確保**
 - ・研修の実施、多職種間の連携の推進、周知・広報等、関係者が協力
- 7. 障害者の社会参加を支える取組**
 - ・障害者が文化芸術を享受鑑賞し、多様な活動に参加する機会の確保等
 - ・視覚障害者等の読書環境の整備を計画的に推進

（２）他計画との関係

本計画は、「城里町総合計画」「城里町地域福祉計画」を上位計画として、障害者に対する総合的な保健・福祉施策について目標を掲げ、計画の確実な推進を図るものであり、その推進にあたっては、「城里町高齢者福祉計画・介護保険事業計画」「城里町子ども・子育て支援事業計画」「城里町健康づくり計画」等、その他関連計画との整合性を図ります。



（３）計画の対象

この計画は、法の趣旨に沿って計画の対象者を障害者手帳を持っている人だけに限らず、制度や慣行を含めた社会的障壁により、日常・社会生活に相当な制限を受ける状態にある、町内のすべての障害者とします。

対象となる人	主な関連法
身体障害者	身体障害者福祉法
知的障害者	知的障害者福祉法
精神障害者	精神保健及び精神障害者に関する法律
障害児	児童福祉法
発達障害者	発達障害者支援法
難病患者	障害者総合支援法

※対象疾患は令和元年 7 月 1 日より 361 疾患

（４）計画の期間

障害者基本計画は、平成 30 年度から令和 5 年度までの 6 年間を計画期間となりますが、中間年である令和 2 年度に見直しを行います。

また、第 6 期障害福祉計画（第 2 期障害児福祉計画を包含）については、令和 3 年度から令和 5 年度までの 3 年間の計画として策定します。

		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
国	障害者基本計画	第 4 次					
茨城県	いばらき 障害者プラン	第 2 期					
城里町	障害者基本計画						
城里町	障害福祉計画 （障害児福祉 計画を包含）	第 5 期			第 6 期		

（５）計画の策定体制

町の福祉こども課が中心となり、庁内の関係各課、係と連携しながら、各分野の資料等の収集、現状・課題の整理、分析を行い、それを基に城里町障害者基本計画及び障害福祉計画（第 6 期）策定委員会に提出するための計画案を作成します。

また、計画案の作成にあたっては、城里町在住の障害者を対象とするアンケート調査を行い、その結果を反映します。

①城里町障害者基本計画及び障害福祉計画（第 6 期）策定委員会

策定委員会は、障害者団体・家族会等の代表者、町議会議員、教育・福祉・医療関係者、民生委員・児童委員、住民代表者、関係行政機関の職員等により構成し、計画案について審議、修正を加え、最終的な計画内容を決定します。

②アンケート調査

計画策定にあたって、障害者の生活実態やニーズなどを把握、分析するため、身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者を対象にアンケート調査を実施しました。

第2章 障害者を取り巻く現状

1 各種データからみる現状

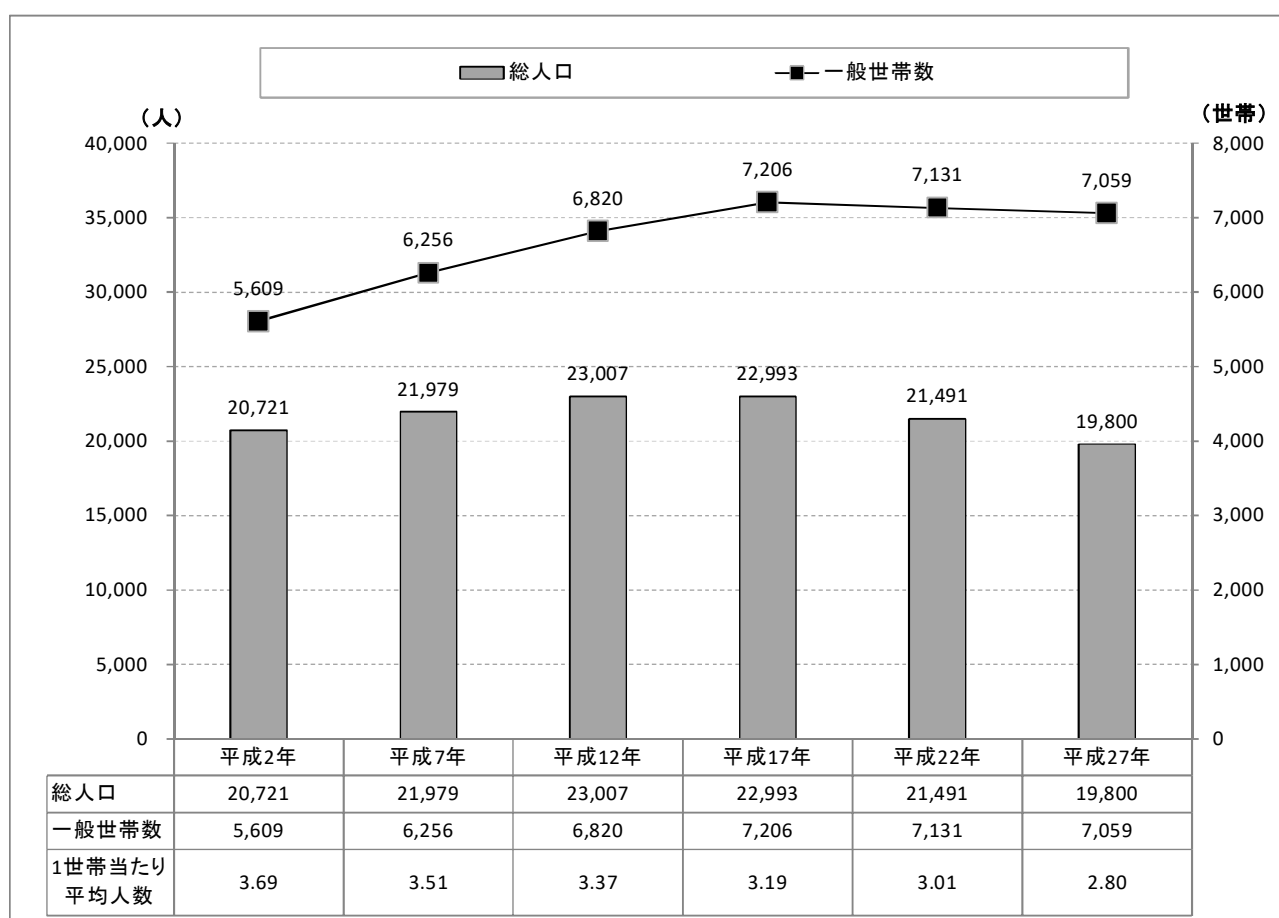
(1) 人口構造と世帯の状況

本町の総人口は平成 17 年以降減少傾向にあり、平成 27 年には 19,800 人と、平成 22 年と比較して 1,691 人（7.9%）の減少となっています。

また、一般世帯数についても、平成 17 年以降は減少傾向となっており、平成 27 年には 7,059 世帯と、平成 22 年と比較して 72 世帯（1.0%）の減少となっています。

1 世帯当たり平均人数については、平成 2 年以降一貫して減少し続けており、平成 27 年には 2.80 人となっています。

■ 総人口と一般世帯数の推移

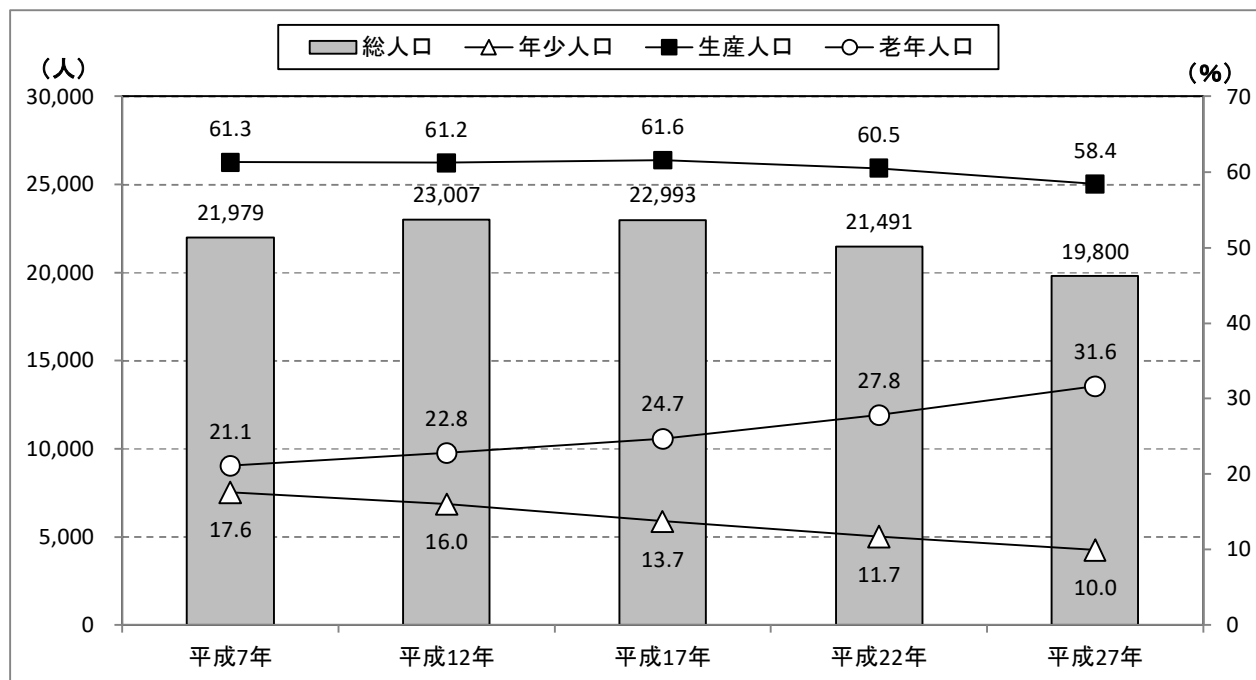


※資料：国勢調査

年齢3区分別人口の推移をみると、年少人口・生産年齢人口が減少する一方で、老年人口は一貫した増加傾向で推移しており、平成27年には31.6%となっています。

本町においても、少子高齢化が著しく進んでいることがわかります。

■ 年齢3区分別人口の推移



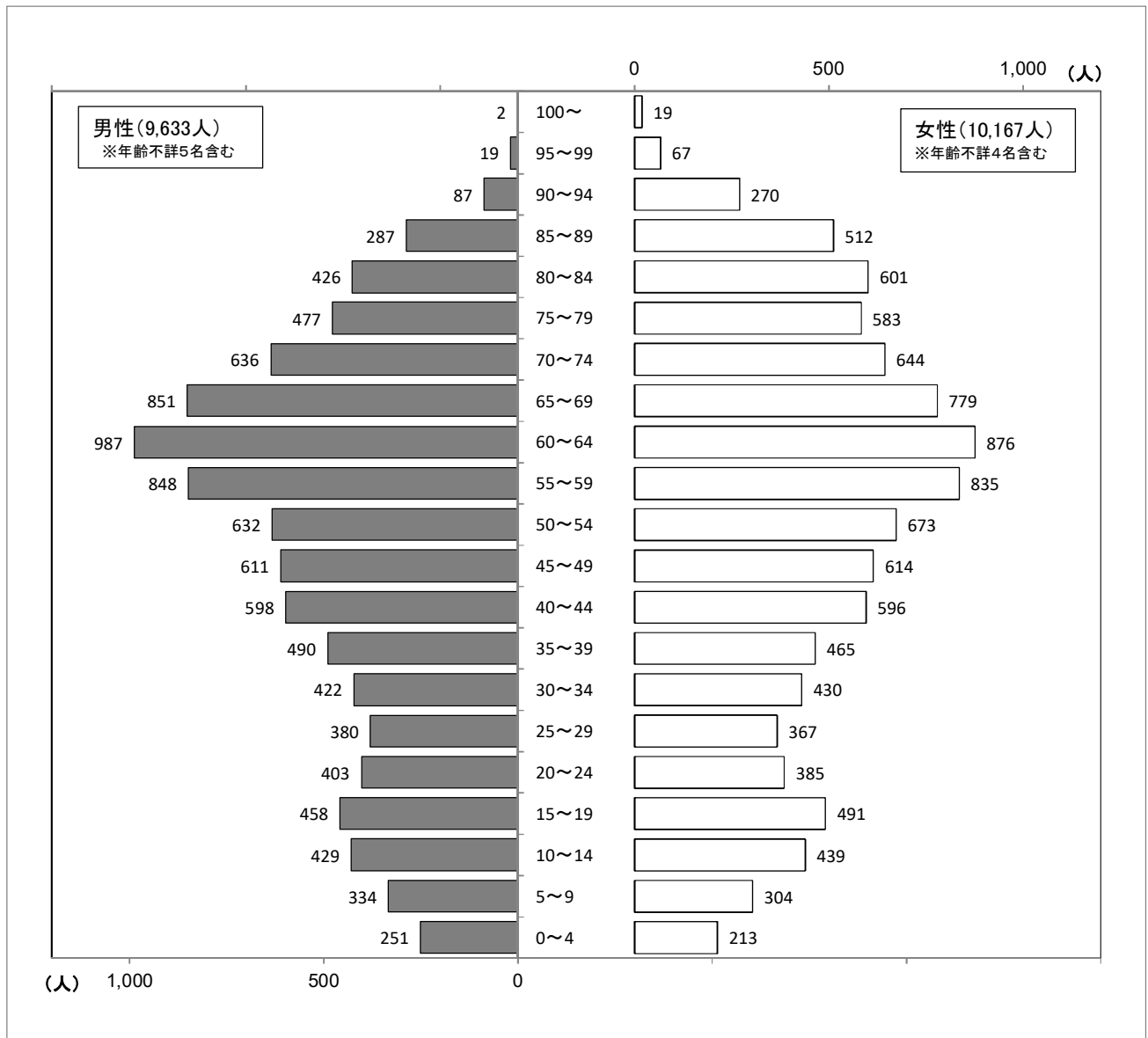
(単位：人)

区 分	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
年少人口 (0～14 歳)	3,872 (17.6%)	3,675 (16.0%)	3,152 (13.7%)	2,520 (11.7%)	1,970 (10.0%)
生産人口 (15～64 歳)	13,476 (61.3%)	14,077 (61.2%)	14,165 (61.6%)	12,991 (60.5%)	11,561 (58.4%)
老年人口 (65 歳以上)	4,631 (21.1%)	5,255 (22.8%)	5,676 (24.7%)	5,979 (27.8%)	6,260 (31.6%)
総 人 口	21,979	23,007	22,993	21,491	19,800

※国勢調査

※H22・27の総人口は年齢不詳を含む

■ 人口ピラミッド



※資料：国勢調査（平成 27 年）

(2) 障害者手帳所持者等の状況

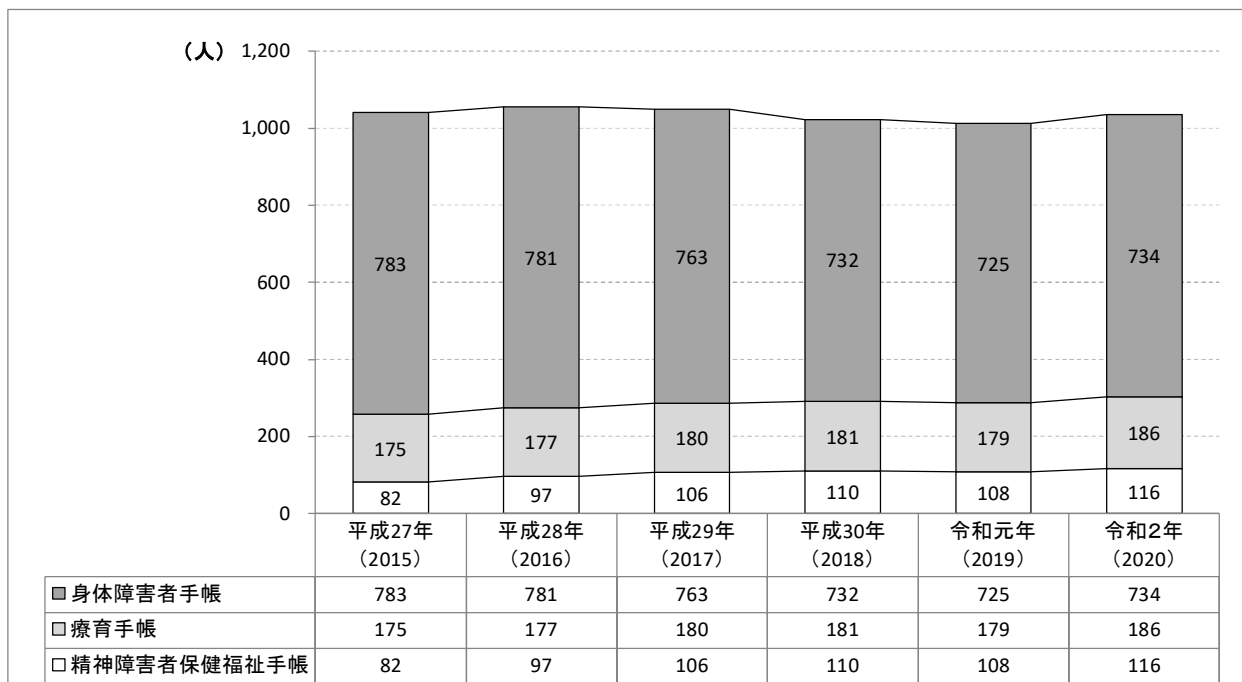
①各種手帳所持者の概況

身体障害者手帳所持者数は総人口が減少する中で令和2年に増加に転じており、総人口比は令和2年に3.82%となっています。

療育手帳所持者数は増加傾向で推移しており、総人口比についても平成27年の0.84%から令和2年は0.97%と増加しています。

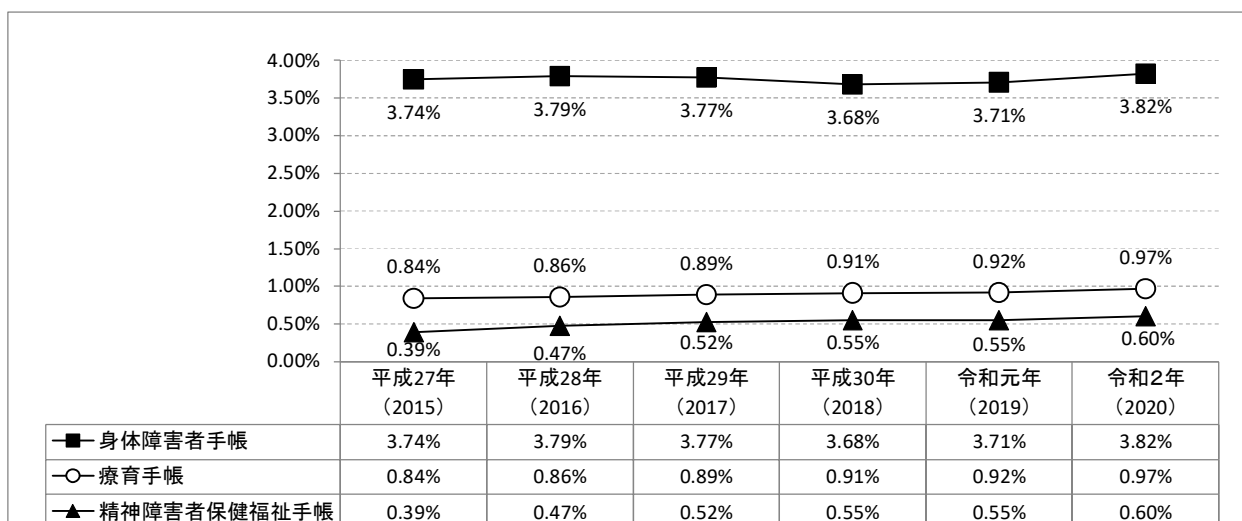
精神障害者保健福祉手帳所持者数は平成27年以降増加しており、総人口比についても平成27年の0.39%から令和2年は0.60%と増加しています。

■ 手帳所持者の推移



※資料:福祉こども課(各年4月1日現在)

■ 手帳所持者の総人口に対する割合



※資料:福祉こども課(各年4月1日現在)
※住民基本台帳人口に対する割合

②身体障害者手帳所持者の状況

身体障害者手帳は、障害の種別として、視覚障害、聴覚・平衡機能障害、音声・言語・そしやく機能障害、肢体不自由、内部障害の5つに該当すると認定された方に対して交付されます。

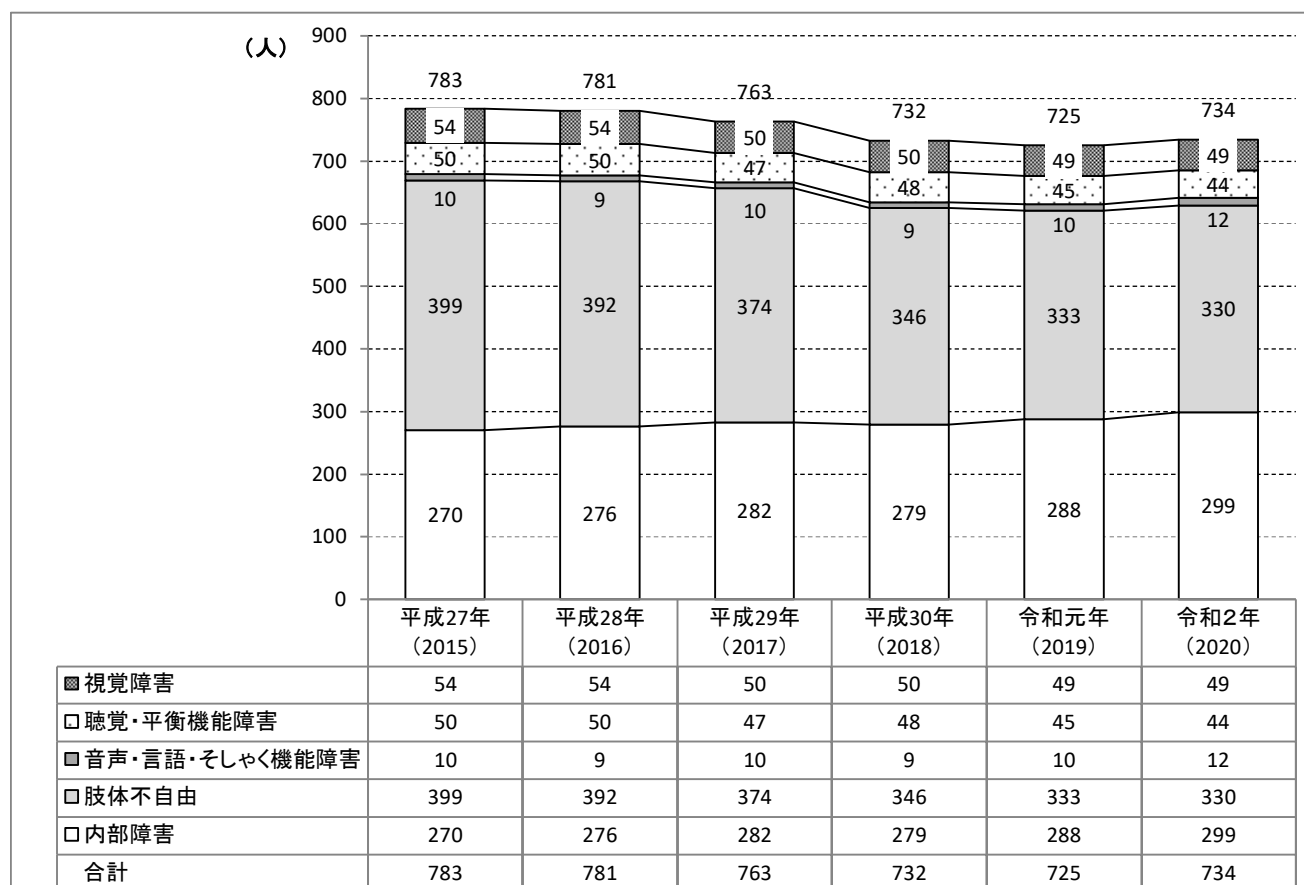
身体障害者手帳所持者数の過去6年間の推移を障害種類別でみると、視覚障害、聴覚・平衡機能障害、肢体不自由については減少傾向で推移しています。一方で、音声・言語・そしやく機能障害、内部障害については増加傾向で推移しています。

なお、令和2年における構成比については、肢体不自由が45.0%(330人)、内部障害が40.7%(299人)を占めています。

等級別でみると、概ね横ばいの1級を除いていずれも減少傾向となっています。なお、令和2年における構成比は、重度の身体障害(1級、2級)が53.8%(395人)となっています。

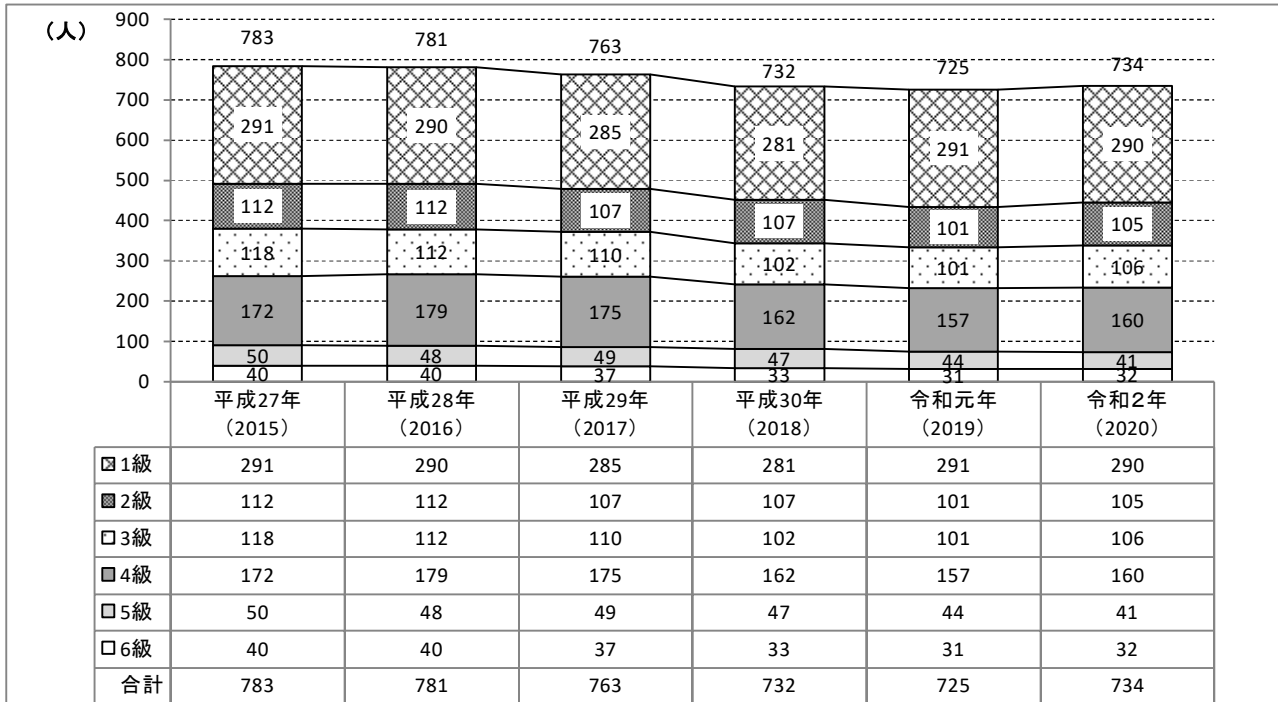
年齢別にみると、18歳未満については減少傾向、18歳以上については令和2年に増加に転じています。

■ 身体障害者手帳所持者の推移(障害種類別)



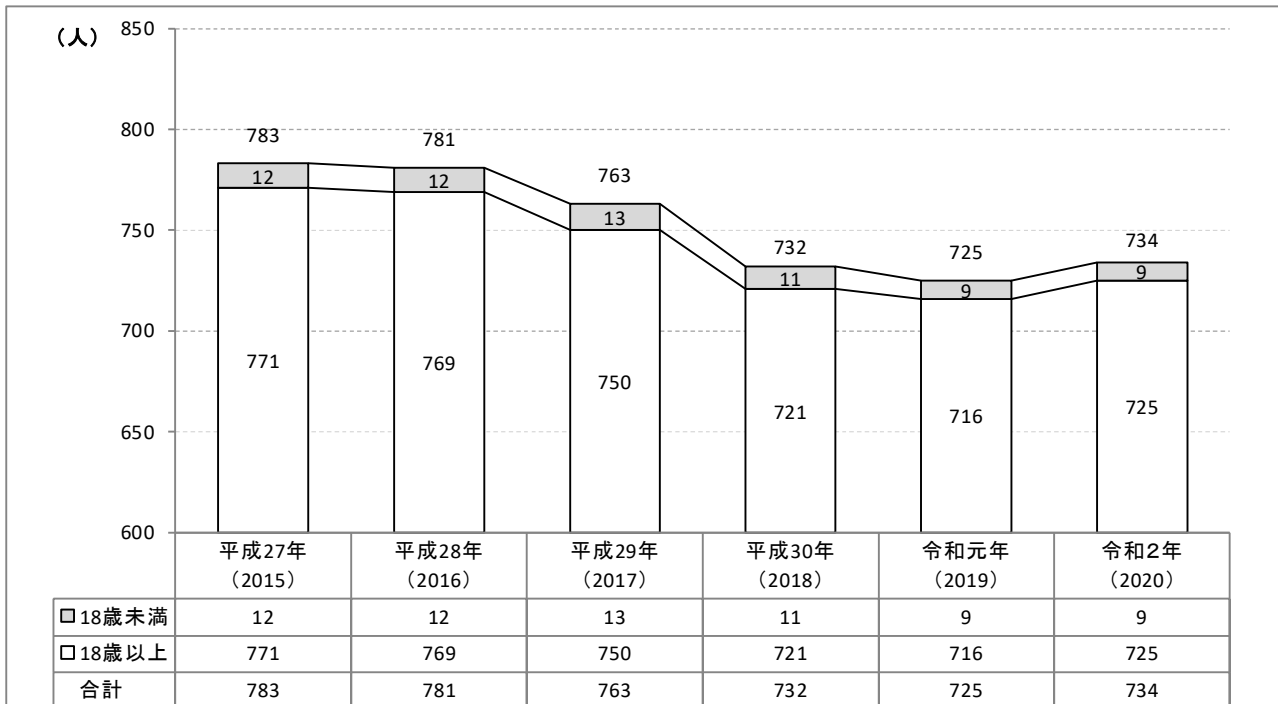
※資料:福祉こども課(各年4月1日現在)

■ 身体障害者手帳所持者の推移（等級別）



※資料：福祉こども課（各年4月1日現在）

■ 身体障害者手帳所持者の推移（年齢別）



※資料：福祉こども課（各年4月1日現在）

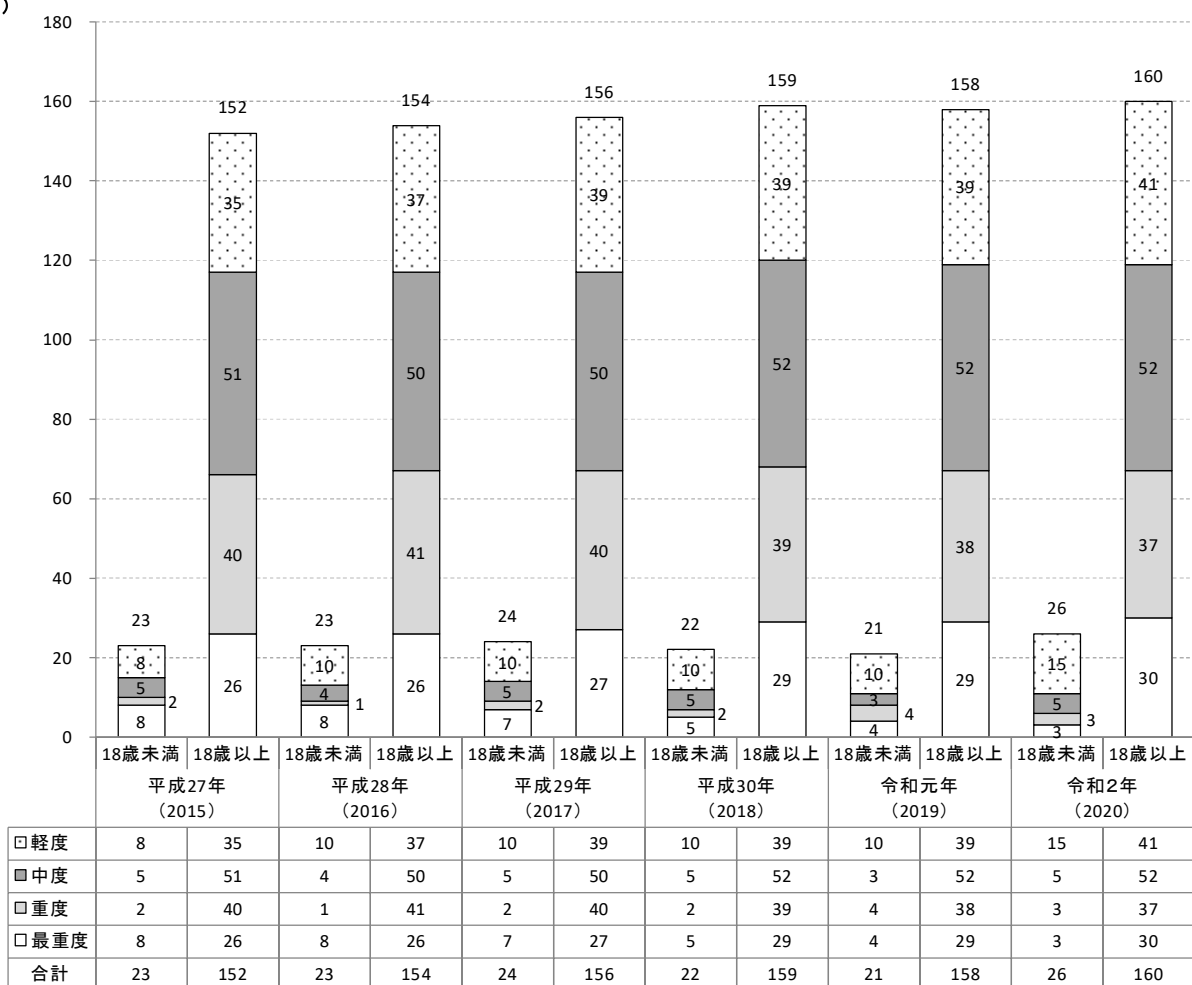
③療育手帳所持者の状況

療育手帳は、生後から18歳未満の間に知的障害（知能指数が概ね75以下）が現れ、日常生活に支障が生じている方に対して交付されます。申請は18歳以上でもできますが、18歳未満のときに知的障害があったことが確認できた場合のみとなります。障害の程度として、D（最重度）、A（重度）、B（中度）、C（軽度）の4区分に分かれています。

療育手帳所持者数の過去6年間の推移を障害程度別にみると、18歳未満については減少傾向で推移していましたが、令和2年に増加に転じています。また、18歳以上については、増加傾向となっています。

■ 療育手帳所持者の推移（障害程度別・年齢別）

(人)



※資料:福祉こども課(各年4月1日現在)

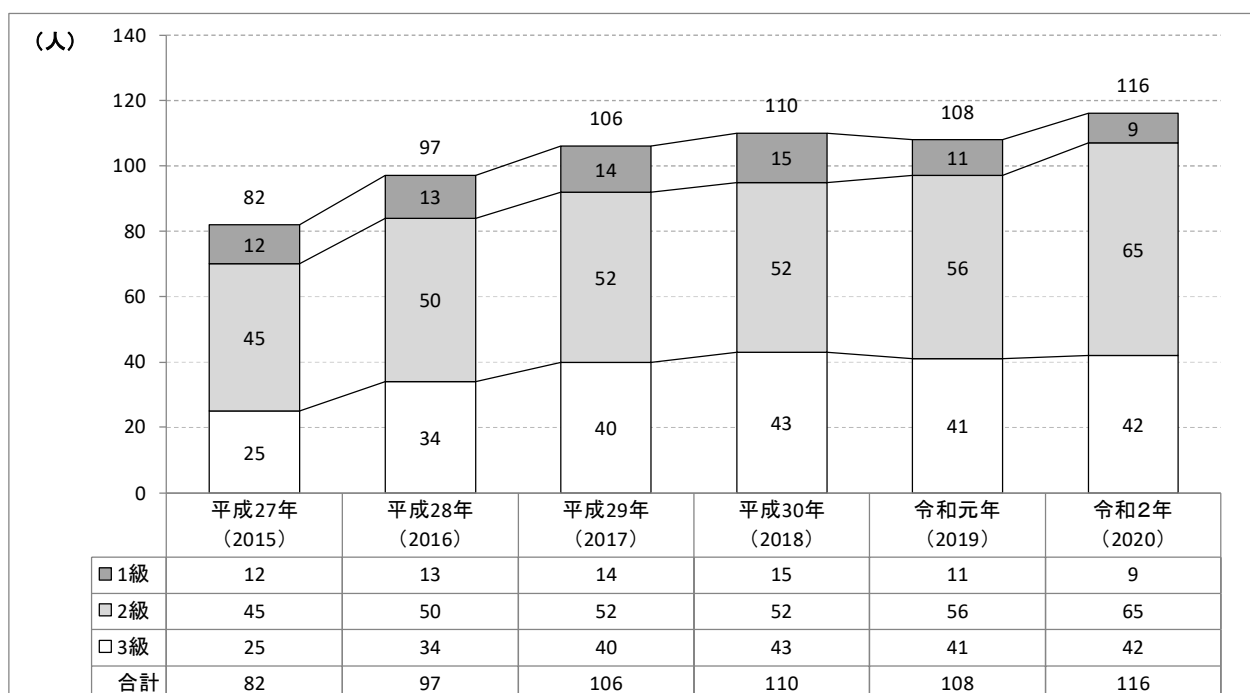
④精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

精神障害者保健福祉手帳は、精神の疾患により長期にわたり日常生活や社会生活に制約がある方に対して交付されます。障害の程度として、重度のものを1級とし、3級まで分かれています。

精神障害者保健福祉手帳所持者数の過去6年間の推移を等級別にみると、1級は平成30年以降減少している一方で、2級・3級は増加傾向となっています。

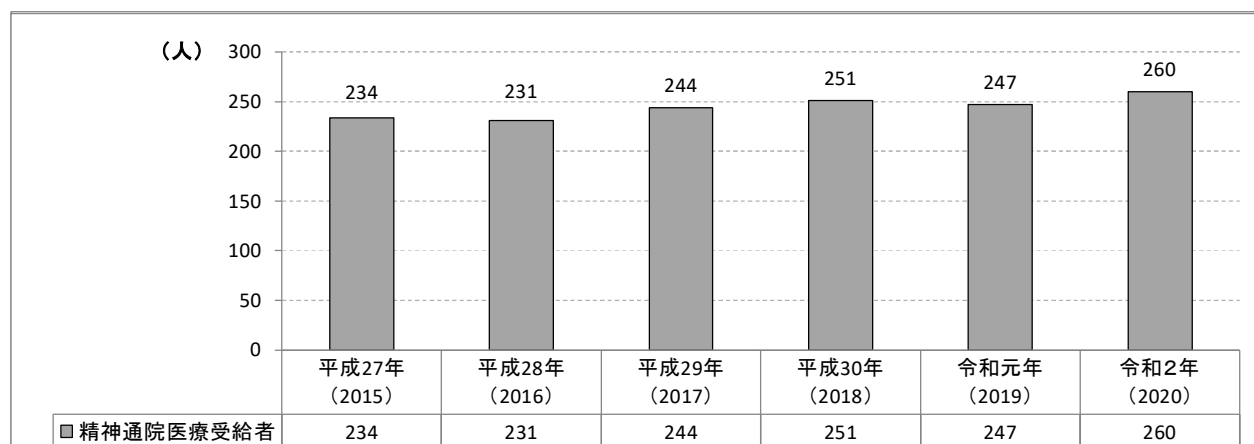
自立支援医療における精神通院医療受給者数の過去6年間の推移については、増加傾向となっており、令和2年には平成27年の234人から11.1%（26人）増の260人となっています。

■ 精神障害者保健福祉手帳所持者の推移（等級別）



※資料:福祉こども課(各年4月1日現在)

■ 自立支援医療（精神通院）の推移



※資料:福祉こども課(各年4月1日現在)

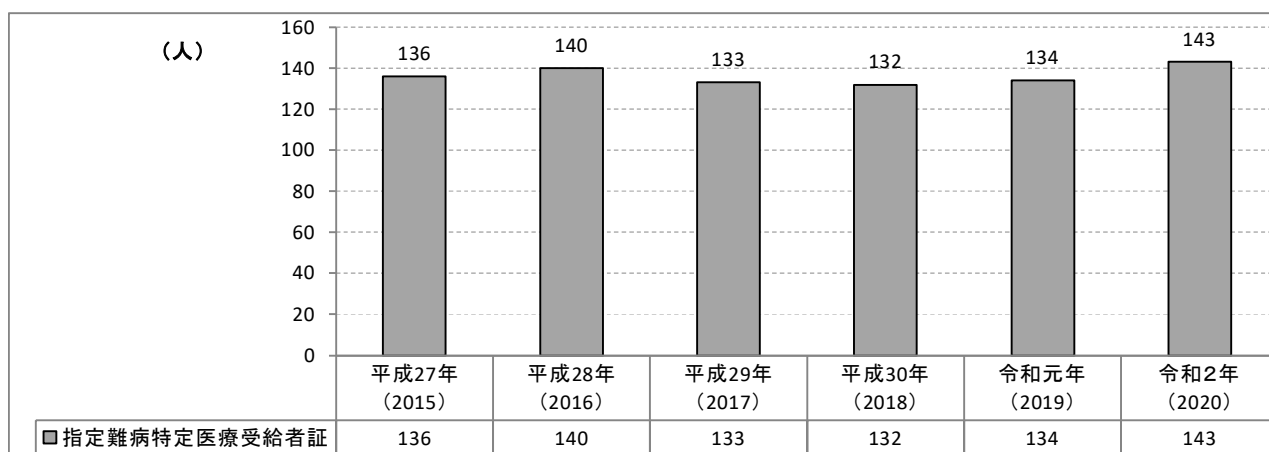
⑤難病患者の状況

障害者総合支援法の施行により、障害者の範囲に難病等が追加され、その後も対象となる難病等の範囲が拡大され、令和元年7月1日時点で対象疾病は361疾病となっています。また、児童福祉法による特定疾病医療費助成制度の対象疾病は819疾病となっています。

指定難病特定医療費受給者証（特定疾患医療費受給者証）所持者数の過去6年間の推移をみると、増減を繰り返しながら増加傾向で推移しており、令和2年は143人となっています。

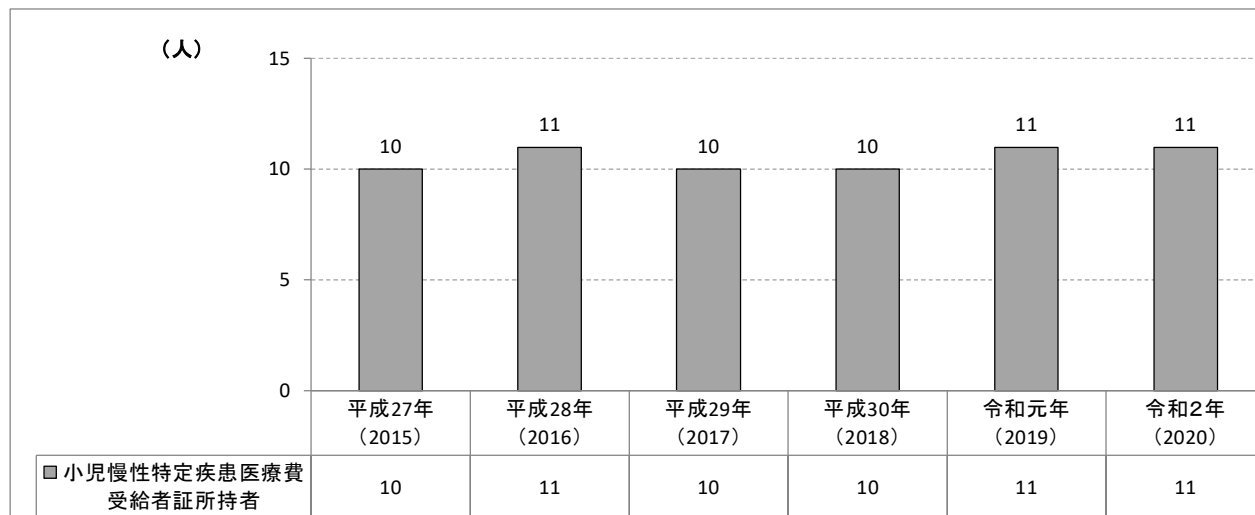
小児慢性特定疾患医療費受給者証所持者数については、概ね横ばいとなっています。

■ 指定難病特定医療費受給者証所持者の推移



※資料:福祉こども課(各年4月1日現在)

■ 小児慢性特定疾患医療費受給者証所持者の推移



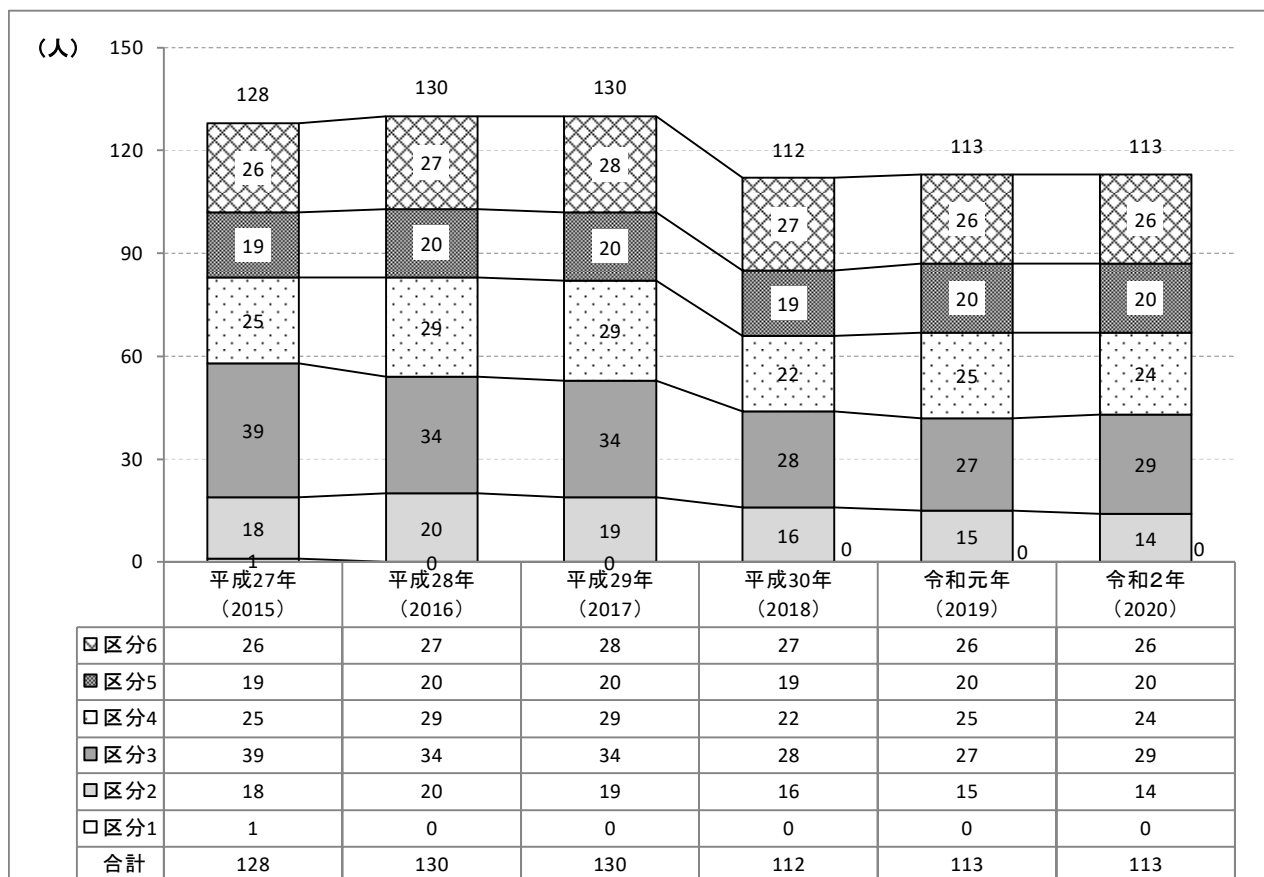
※資料:福祉こども課(各年4月1日現在)

⑥障害支援区分別認定者の状況

障害支援区分とは、障害の多様な特性、その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示すもので、主に介護が必要とされるサービスを申請する際に必要になります。区分1から区分6になるほど、支援の度合いが高いものとなっています。

障害支援区分別認定者数の過去6年間の推移をみると、平成30年にいずれの区分も減少し、以降は概ね横ばいで推移しています。

■ 障害支援区分別認定者数の推移



※資料:福祉こども課(各年4月1日現在)

【参考】障害支援区分により利用できるサービス

サービス		非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
介護給付	居宅介護（ホームヘルプ）	×	○	○	○	○	○	○
	通院等介助（身体介護なし）	×	○	○	○	○	○	○
	通院等介助（身体介護あり）	×	×	○	○	○	○	○
	同行援護（身体介護なし）	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	同行援護（身体介護あり）	×	×	◎	◎	◎	◎	◎
	行動援護	×	×	×	○	○	○	○
	短期入所（ショートステイ）	×	○	○	○	○	○	○
	重度訪問介護	×	×	×	×	○	○	○
	療養介護	×	×	×	×	×	○	○
	生活介護	×	×	△	○	○	○	○
	重度障害者等包括支援	×	×	×	×	×	×	○
	施設入所支援	●	●	●	△	○	○	○
訓練等給付	自立訓練（機能訓練・生活訓練）	○	○	○	○	○	○	○
	就労移行支援	○	○	○	○	○	○	○
	就労継続支援（A型）	○	○	○	○	○	○	○
	就労継続支援（B型）	○	○	○	○	○	○	○
	就労定着支援	○	○	○	○	○	○	○
	自立生活援助	○	○	○	○	○	○	○
	共同生活援助（グループホーム）	○	○	○	○	○	○	○
支援給付	地域移行支援	認定調査のみ必要（区分認定は要さない）						
	地域定着支援							

※○利用できる、△50歳以上は利用できる、×利用できない。

（「利用できる」であっても、それぞれ区分以外の要件がある場合があります。）

※◎アセスメントの点数により利用が決定されます。

※●自立訓練又は就労移行支援を受けている者であって、入所させながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められる者、又は地域における障害福祉サービスの提供体制の状況、その他やむを得ない事情により、通所によって訓練等を受けることが困難な者。

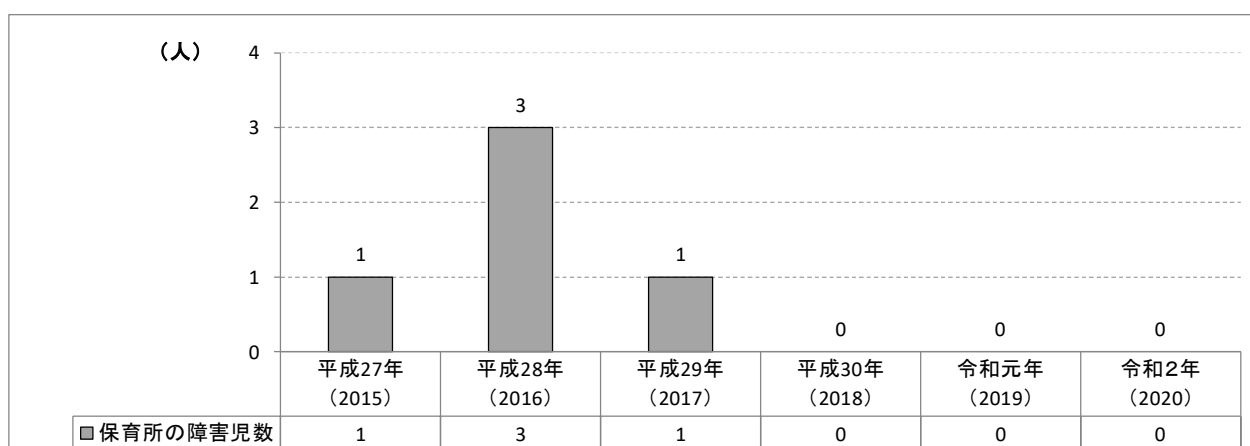
その他、就労継続支援（B型）と施設入所支援との利用の組合せ、又は生活介護と施設入所支援との利用の組合せを希望する者であって、障害程度区分が区分4（50歳以上の者は区分3）より低い者で、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画を作成する手続きを経た上で利用の組合せが必要な場合に、市町村の判断で認められた者。

⑦ 保育園等の障害児の状況

町内の保育園に通園する障害児数については、平成30年以降は0人となっています。

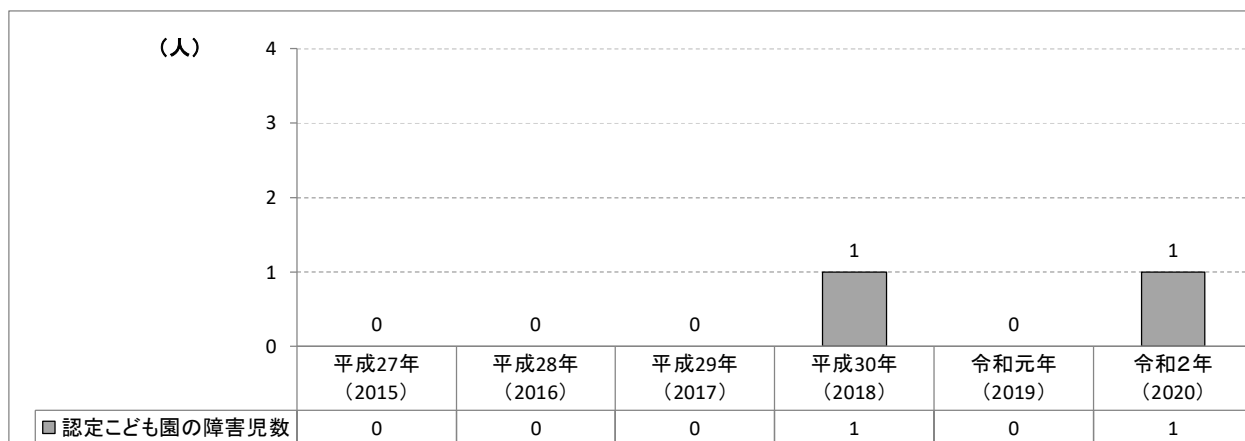
認定こども園に通園する障害児数については、平成30年、令和2年にそれぞれ1人となっています。なお、放課後児童クラブを利用する障害児数は過去6年間、いずれも0人となっています。

■ 保育園の障害児数



※資料:福祉こども課(各年4月1日現在)

■ 認定こども園の障害児数



※資料:福祉こども課(各年4月1日現在)

■ 放課後児童クラブの障害児数

	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)
放課後児童クラブの障害児数	0	0	0	0	0	0

※資料:福祉こども課(各年4月1日現在)

2 アンケート調査からみる現状

(1) アンケート実施概要

①調査の目的

本計画の策定にあたり、町内にお住まいの障害者手帳所持者を対象に、生活やサービス利用の状況、障害福祉施策等に対するお考えを把握し、計画策定の基礎資料とするため、アンケート調査を実施しました。

②調査概要

[調査方法等]

調査方法	対象者	調査期間
郵送による配布・回収	町内にお住まいの障害者手帳所持者	令和2年 9月～10月

[回収状況]

調査	配布数	回収数		回収率
		白票	有効票	
今回調査	979	0	495	50.6%
【参考】前回調査	975	1	489	50.3%

③調査結果の見方等

- ◇タイトル右には、設問に応じ、SA（単数回答）、MA（複数回答）を示しています。
- ◇各設問のカテゴリー（選択肢）等について、表現を短縮・簡略化している場合があります。
- ◇集計結果のグラフのnの値は、当該設問の回答者数（対象者数）を示しています。
- ◇集計結果のグラフ・表における“無回答”には、当該設問への無回答の他、回答規則違反（例えば、SAの設問における複数回答等）の件数（票数）が含まれます。
- ◇集計結果のグラフ・表における比率（%）は、小数点第2位を四捨五入して算出・表示しているため、百分率の合計が100%にならない場合があります。
- ◇グラフは原則として、3年前の調査との比較を示します。（新規の設問や調査対象者が変更になった設問等は除く）
- ◇表における  表示はその種別の第一位の項目（無回答を除く）を示しています。

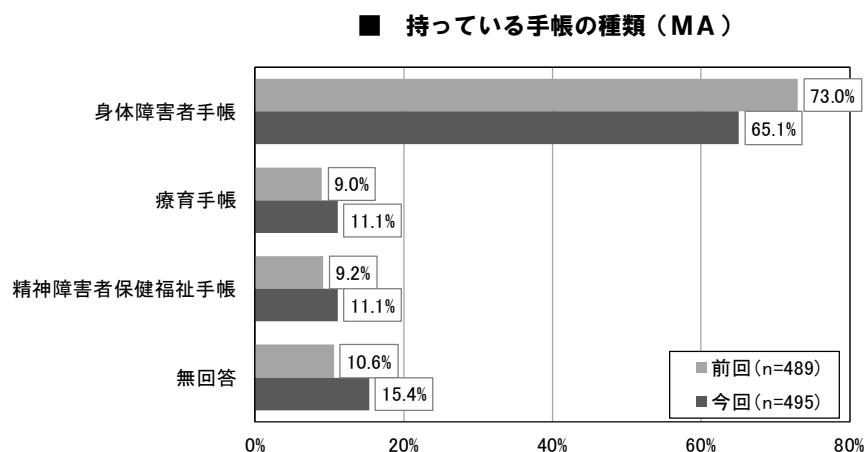
(2) アンケート調査結果

①調査対象者の概要について

年齢別では0～17歳が3.0%、18～64歳が36.6%、65歳以上が58.6%となっています。

性別では男性が52.9%、女性が45.9%となっています。

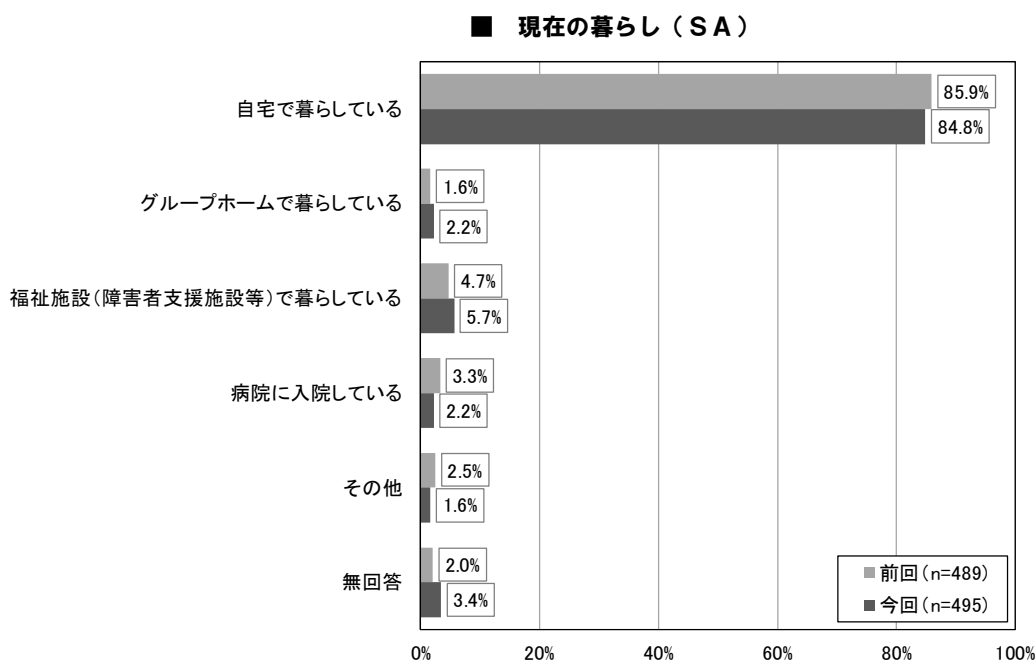
持っている手帳の種類は身体障害者手帳が65.1%、療育手帳が11.1%、精神障害者保健福祉手帳が11.1%となっています。なお、前回調査と比較して、身体障害者手帳の割合が減少し、他の手帳の割合が増加しています。



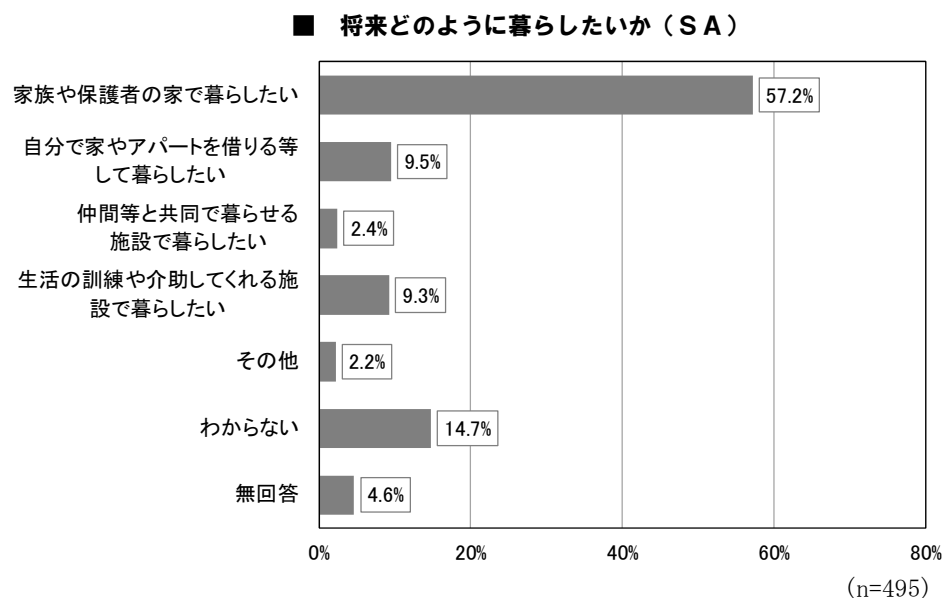
②住まいや暮らしについて

現在の暮らしについては、「自宅で暮らしている」の割合が最も高く84.8%となっています。

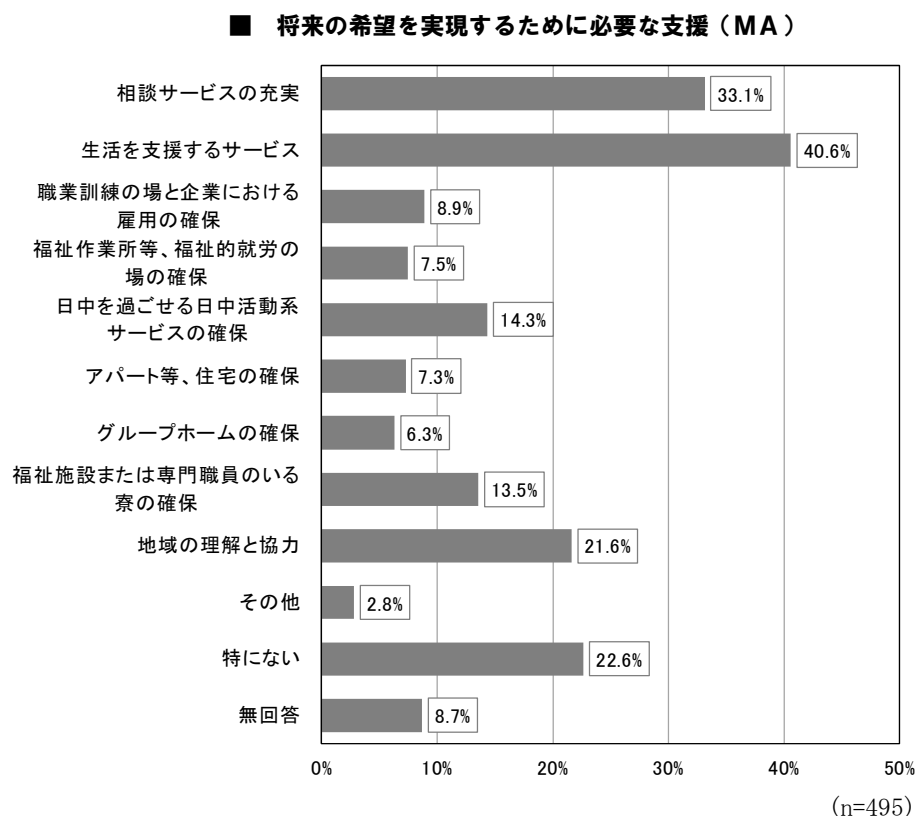
前回の調査と比較すると、「グループホームで暮らしている」「福祉施設で暮らしている」割合がやや増加しています。



将来どのように暮らしたいかについては、「家族や保護者の家で暮らしたい」が57.2%と最も割合が高くなっています。



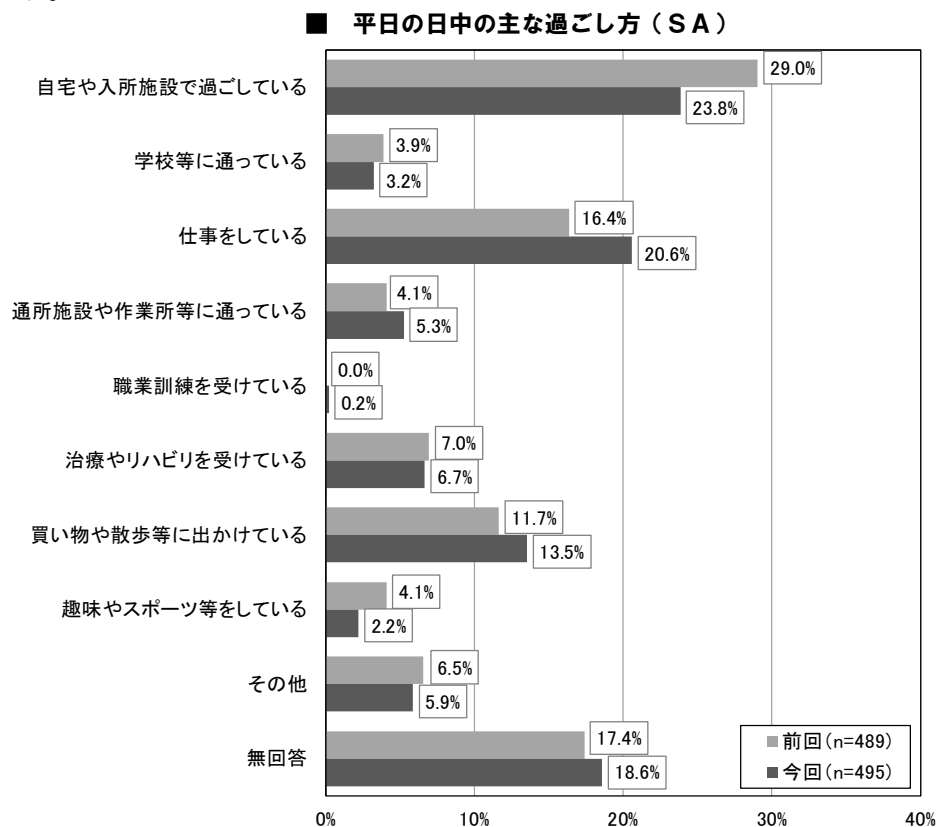
将来の希望を実現するために必要な支援については、「生活を支援するサービス」が40.6%と最も高く、次いで「相談サービスの充実」が33.1%となっています。



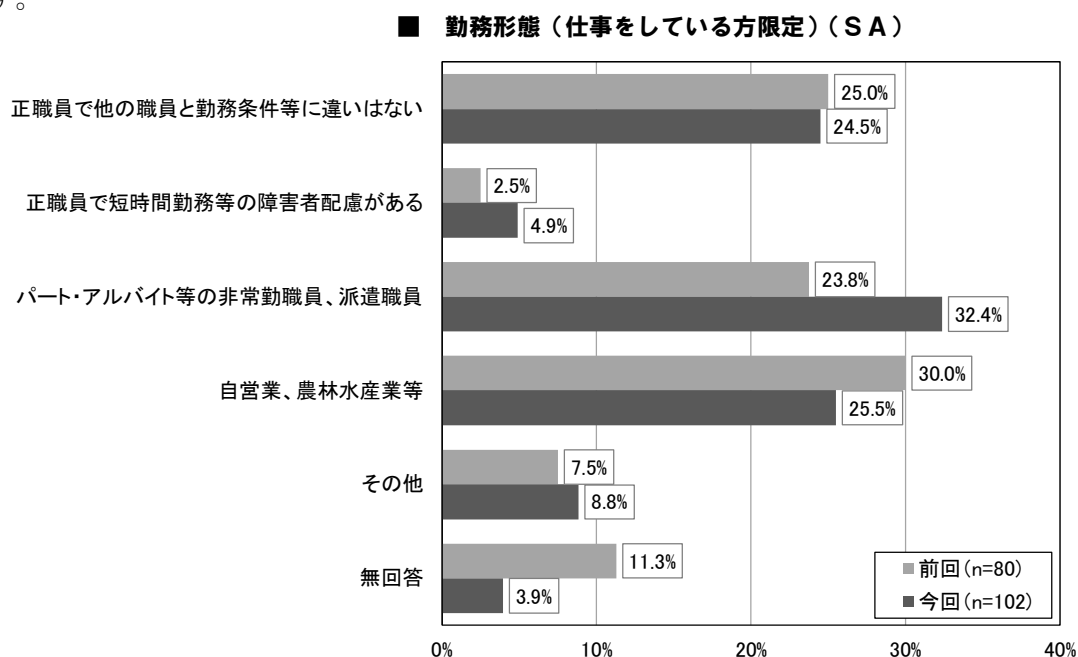
③日中活動や就労について

平日の日中の過ごし方については、全体では「自宅や入所施設で過ごしている」が23.8%と最も割合が高く、次いで「仕事をしている」が20.6%となっています。

前回調査と比較すると、「自宅や入所施設で過ごしている」が減少し、「仕事をしている」が増加しています。

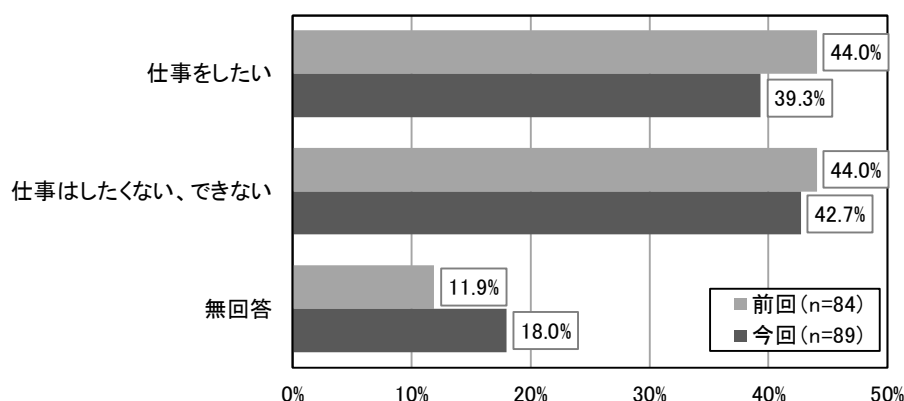


平日の日中に仕事をしている方の勤務形態については、前回調査から大きく増加した「パート・アルバイト等の非常勤職員、派遣職員」が32.4%で最も割合が高く、次いで「自営業、農林水産業等」が25.5%、「正職員で他の職員と勤務条件等に違いはない」が24.5%となっています。



平日の日中に仕事をしていない方が、今後収入を得る仕事をしたいかについては、「仕事をしたい」が39.3%、「仕事はしたくない、できない」が42.7%となっています。

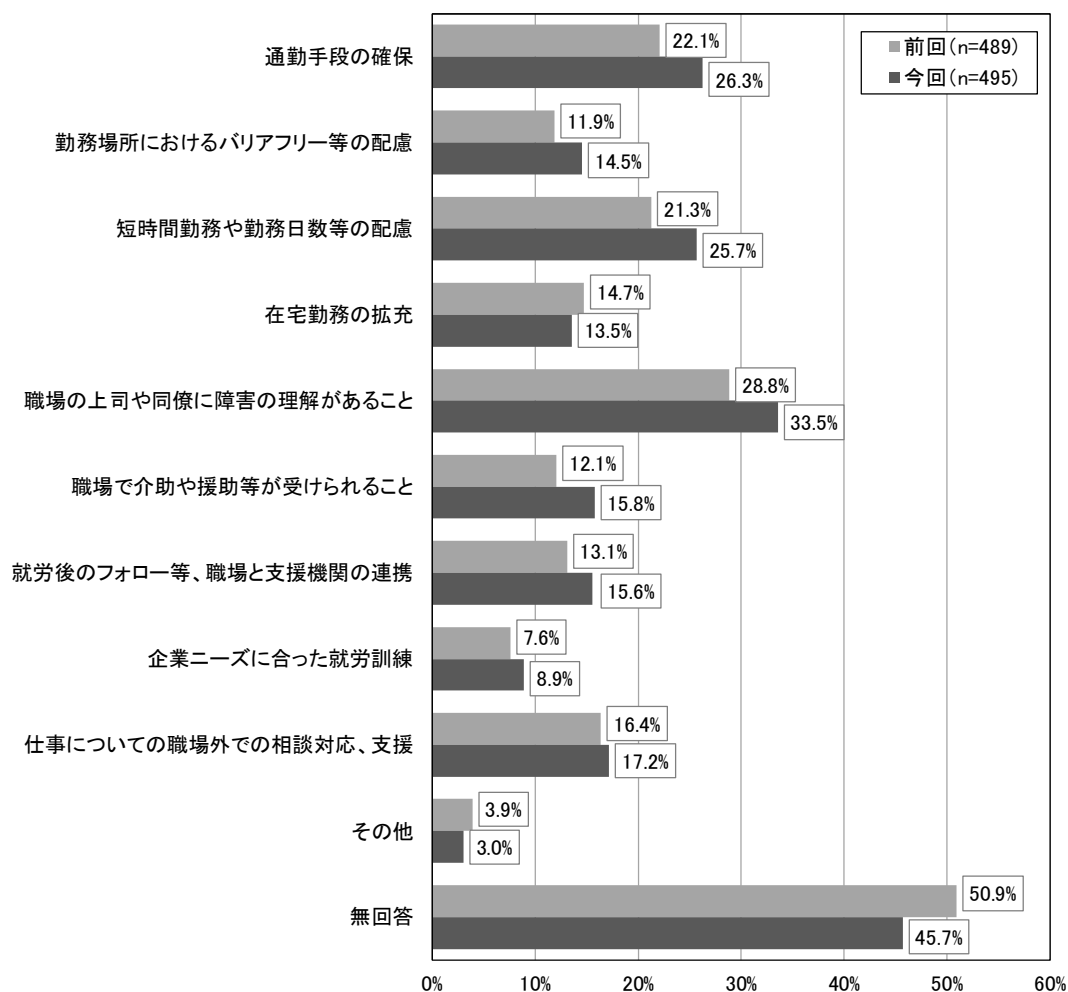
■ 今後収入を得る仕事をしたいか（仕事をしていない18～64歳の方限定）（SA）



障害者就労支援として必要だと思うことについては、「職場の上司や同僚に障害の理解があること」が33.5%で最も割合が高く、「通勤手段の確保」が26.3%、「短時間勤務や勤務日数等の配慮」が25.7%となっています。

なお、前回調査から上位3項目は変わっていないものの、その割合は増加しています。

■ 障害者就労支援として必要だと思うこと（MA）

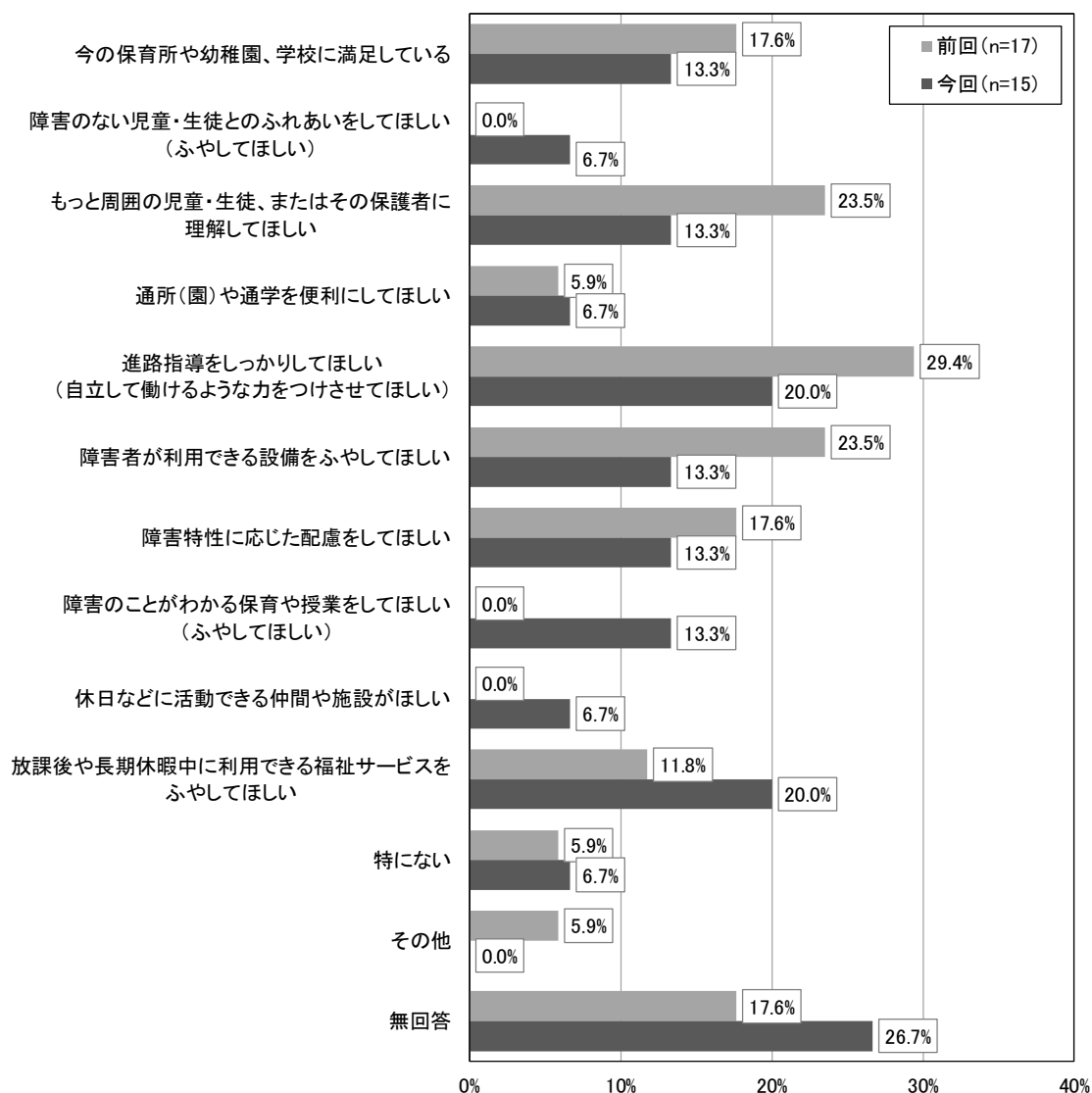


④障害のある子どもの保育・教育について

0～17歳の方の保育や教育について今後必要だと思うことは、「進路指導をしっかりとしてほしい（自立して働けるような力をつけさせてほしい）」「放課後や長期休暇中に利用できる福祉サービスをふやしてほしい」の割合が20.0%とそれぞれ最も割合が高くなっています。

(※回答対象者が20人未満と少ないことに留意)

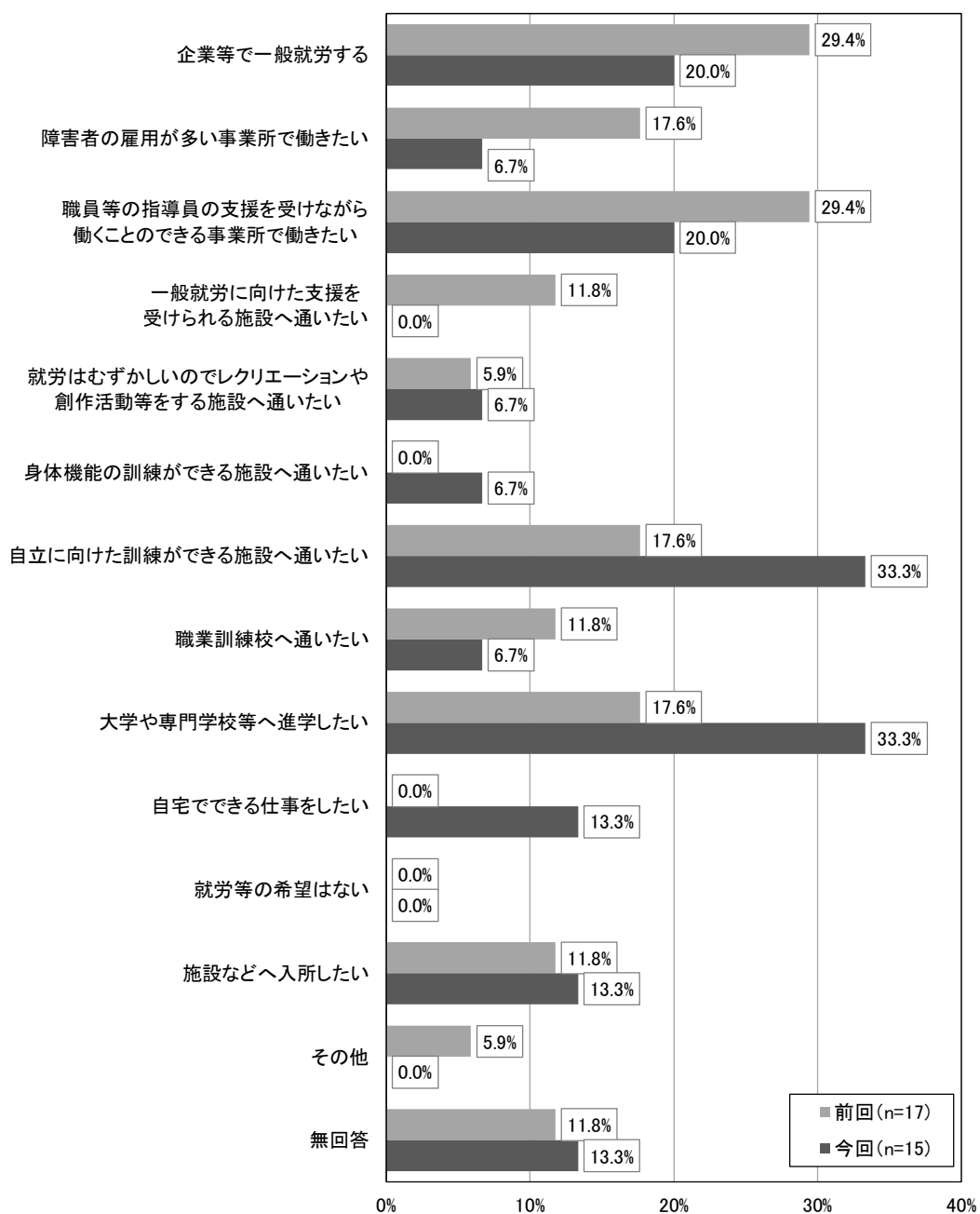
■ 保育や教育について今後必要だと思うこと（18歳未満の方限定）（MA）



0～17歳の方の将来希望する進路は、「自立に向けた訓練ができる施設へ通いたい」「大学や専門学校等へ進学したい」の割合がそれぞれ33.3%と最も高くなっています。

(※回答対象者が20人未満と少ないことに留意)

■ 将来希望する進路（18歳未満の方限定）（MA）

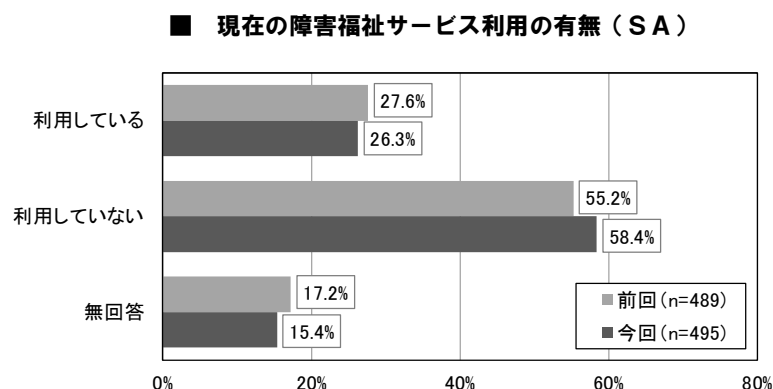


⑤障害福祉サービス等の利用について

現在の障害福祉サービス利用の有無については、全体では「利用している」が26.3%、「利用していない」が58.4%となっています。

持っている手帳の種類別の、“療育手帳”所持者は「利用している」割合が45.5%と高くなっています。

また、発達障害、高次脳機能障害が“ある”と回答した方についても、それぞれ「利用している」の割合が最も高くなっています。



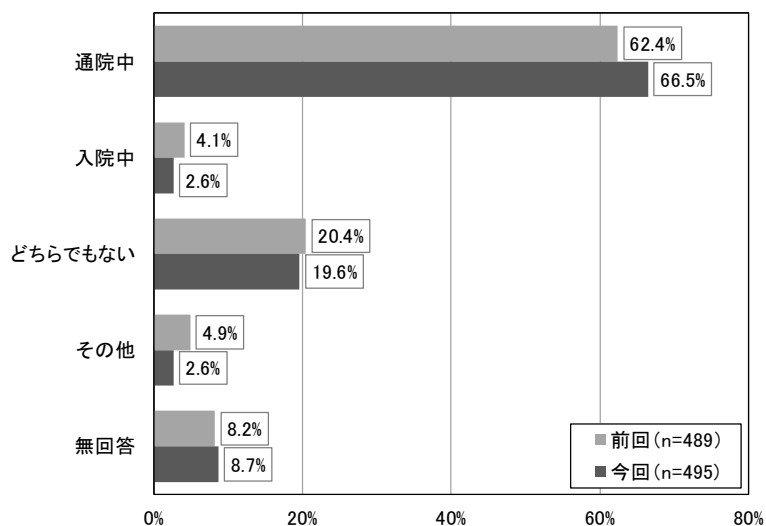
【単 位】 上段：実数（人） 下段：割合（％）		合計	問27 現在の障害福祉サービス利用の有無		
			利用している	利用していない	無回答
全体		495 100.0	130 26.3	289 58.4	76 15.4
問2 年齢	0～17歳	15 100.0	6 40.0	2 13.3	7 46.7
	18～39歳	71 100.0	18 25.4	40 56.3	13 18.3
	40～64歳	110 100.0	27 24.5	75 68.2	8 7.3
	65～74歳	105 100.0	23 21.9	66 62.9	16 15.2
	75歳以上	185 100.0	54 29.2	101 54.6	30 16.2
問3 性別	男性	262 100.0	76 29.0	144 55.0	42 16.0
	女性	227 100.0	53 23.3	140 61.7	34 15.0
問8 持っている 手帳の種類	身体障害者手帳	322 100.0	90 28.0	180 55.9	52 16.1
	療育手帳	55 100.0	25 45.5	22 40.0	8 14.5
	精神障害者 保健福祉手帳	55 100.0	16 29.1	31 56.4	8 14.5
	受けている	44 100.0	16 36.4	18 40.9	10 22.7
問9 難病認定					
問10 発達障害	ある	45 100.0	19 42.2	14 31.1	12 26.7
問11 高次脳機能障害	ある	26 100.0	11 42.3	8 30.8	7 26.9

⑥健康・医療について

今の状態については、全体では「通院中」が66.5%、「入院中」が2.6%、「どちらでもない」が19.6%となっています。

持っている手帳の種類別では、“療育手帳”所持者は「どちらでもない」の割合が45.5%と、他の手帳所持者と比べ、割合が高くなっています。

■ 今の状態（SA）

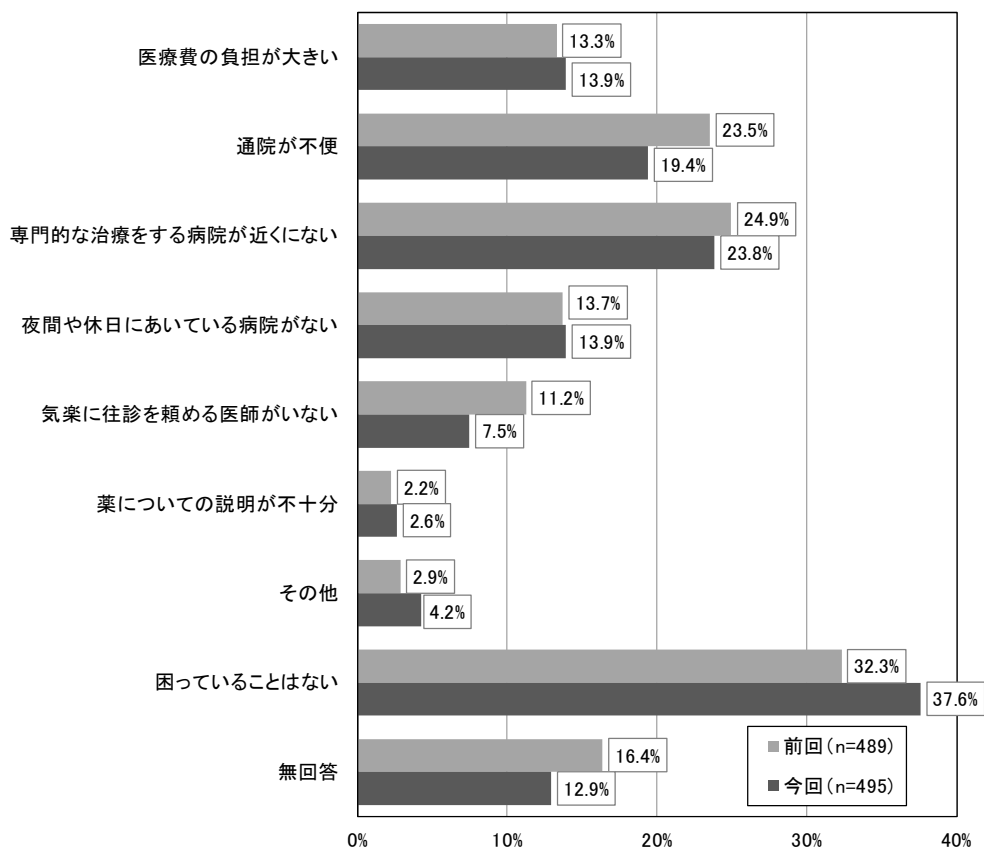


【単 位】 上段：実数（人） 下段：割合（％）		合計	問30 今の状態				
			通院中	入院中	どちらでもない	その他	無回答
全体		495 100.0	329 66.5	13 2.6	97 19.6	13 2.6	43 8.7
問2 年齢	0～17歳	15 100.0	7 46.7	0 0.0	7 46.7	0 0.0	1 6.7
	18～39歳	71 100.0	46 64.8	0 0.0	24 33.8	0 0.0	1 1.4
	40～64歳	110 100.0	78 70.9	0 0.0	25 22.7	3 2.7	4 3.6
	65～74歳	105 100.0	74 70.5	3 2.9	17 16.2	4 3.8	7 6.7
	75歳以上	185 100.0	122 65.9	10 5.4	20 10.8	5 2.7	28 15.1
問3 性別	男性	262 100.0	164 62.6	8 3.1	61 23.3	8 3.1	21 8.0
	女性	227 100.0	163 71.8	5 2.2	34 15.0	5 2.2	20 8.8
問8 持っている 手帳の種類	身体障害者手帳	322 100.0	212 65.8	11 3.4	52 16.1	9 2.8	38 11.8
	療育手帳	55 100.0	28 50.9	0 0.0	25 45.5	1 1.8	1 1.8
	精神障害者 保健福祉手帳	55 100.0	43 78.2	1 1.8	7 12.7	1 1.8	3 5.5
問9 難病認定	受けている	44 100.0	35 79.5	1 2.3	4 9.1	0 0.0	4 9.1
問10 発達障害	ある	45 100.0	29 64.4	0 0.0	14 31.1	0 0.0	2 4.4
問11 高次脳機能障害	ある	26 100.0	18 69.2	0 0.0	4 15.4	1 3.8	3 11.5

治療に関して困っていることについては、全体では「専門的な治療をする病院が近くにない」が 23.8%、「通院が不便」が 19.4%となっています。なお、「困っていることはない」については前回の 32.3%から割合が増加し、37.6%となっています。

年齢別の“0～17歳”“40～64歳”、難病認定を“受けている”方については、「専門的な治療をする病院が近くにない」の割合が最も高くなっています。

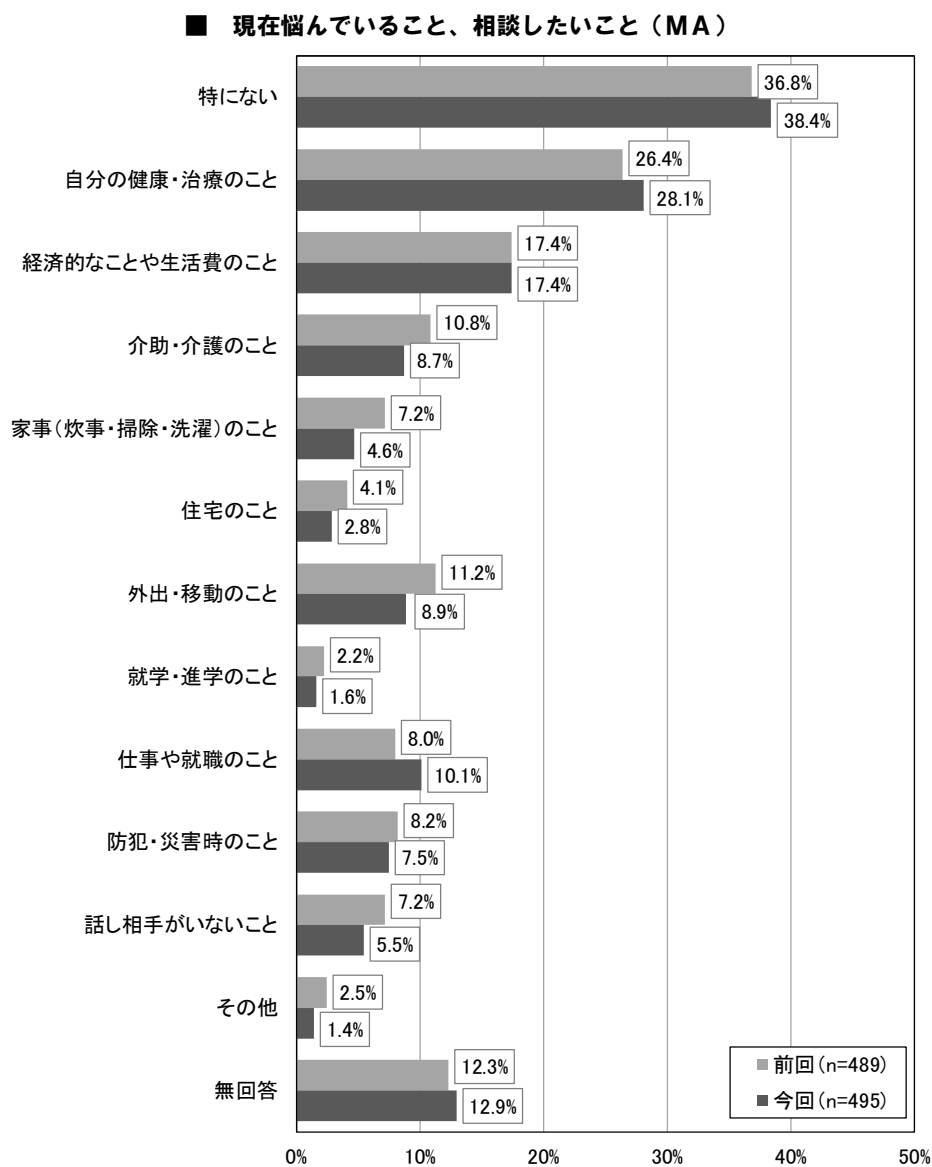
■ 治療に関して困っていること（MA）



【単 位】 上段：実数（人） 下段：割合（％）		合計	問31 治療に関して困っていること							
			医療費の負担が大きい	通院が不便	専門的な治療をする病院が近くにない	夜間や休日にあいている病院がない	気楽に往診を頼める医師がいない	薬についての説明が不十分	その他	困っていることはない
全体		495	69	96	118	69	37	13	21	186
		100.0	13.9	19.4	23.8	13.9	7.5	2.6	4.2	37.6
問2 年齢	0～17歳	15	2	5	7	3	2	0	0	4
		100.0	13.3	33.3	46.7	20.0	13.3	0.0	0.0	26.7
	18～39歳	71	7	16	15	12	3	3	8	29
		100.0	9.9	22.5	21.1	16.9	4.2	4.2	11.3	40.8
	40～64歳	110	25	26	39	15	6	5	5	38
		100.0	22.7	23.6	35.5	13.6	5.5	4.5	4.5	34.5
問3 性別	65～74歳	105	17	17	19	12	6	0	3	41
		100.0	16.2	16.2	18.1	11.4	5.7	0.0	2.9	39.0
	75歳以上	185	18	32	37	27	19	5	5	69
問8 持っている手帳の種類		100.0	9.7	17.3	20.0	14.6	10.3	2.7	2.7	37.3
	身体障害者手帳	322	32	55	76	40	31	5	8	121
		100.0	9.9	17.1	23.6	12.4	9.6	1.6	2.5	37.6
問9 難病認定	療育手帳	55	8	13	13	12	4	1	3	22
		100.0	14.5	23.6	23.6	21.8	7.3	1.8	5.5	40.0
	精神障害者保健福祉手帳	55	14	18	18	9	2	4	6	14
問10 発達障害		100.0	25.5	32.7	32.7	16.4	3.6	7.3	10.9	25.5
	受けている	44	5	10	14	9	5	0	1	13
		100.0	11.4	22.7	31.8	20.5	11.4	0.0	2.3	29.5
問11 高次脳機能障害	ある	45	4	12	12	7	3	1	6	16
		100.0	8.9	26.7	26.7	15.6	6.7	2.2	13.3	35.6

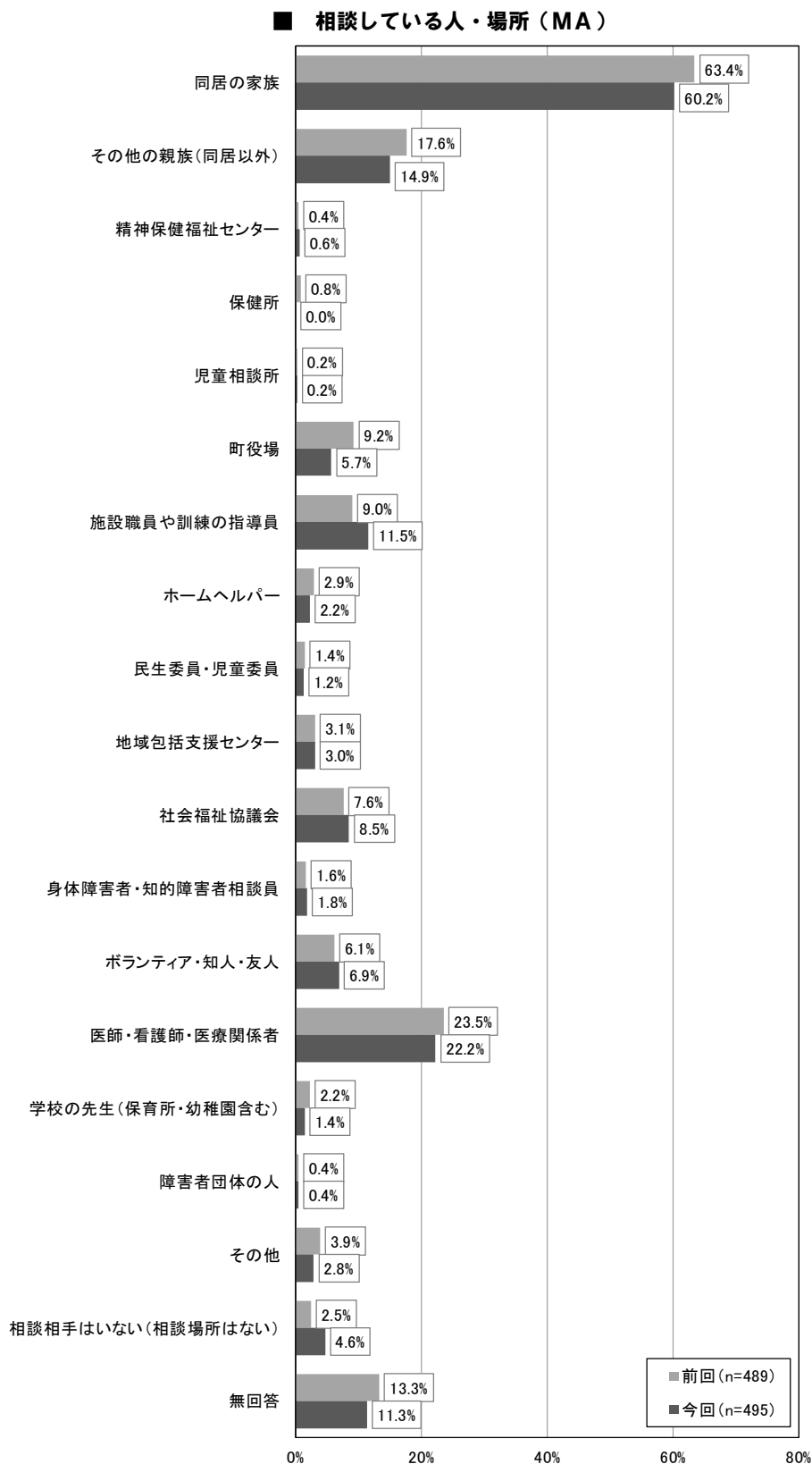
⑦相談・情報について

現在悩んでいること、相談したいことについては、「自分の健康・治療のこと」が 28.1%、「経済的なことや生活費のこと」が 17.4%となっています。また、「特にない」の割合は前回調査からやや増加し、38.4%となっています。

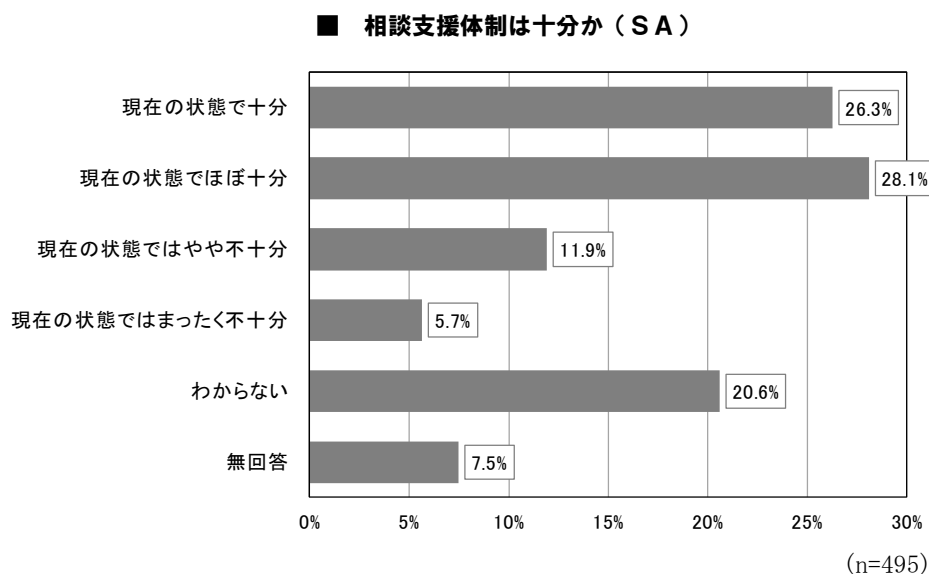


相談している人・場所については、「同居の家族」が60.2%、「医師・看護師・医療関係者」が22.2となっています。また、「相談相手はいない（相談場所はない）」は前回調査からやや増加し、4.6%となっています。

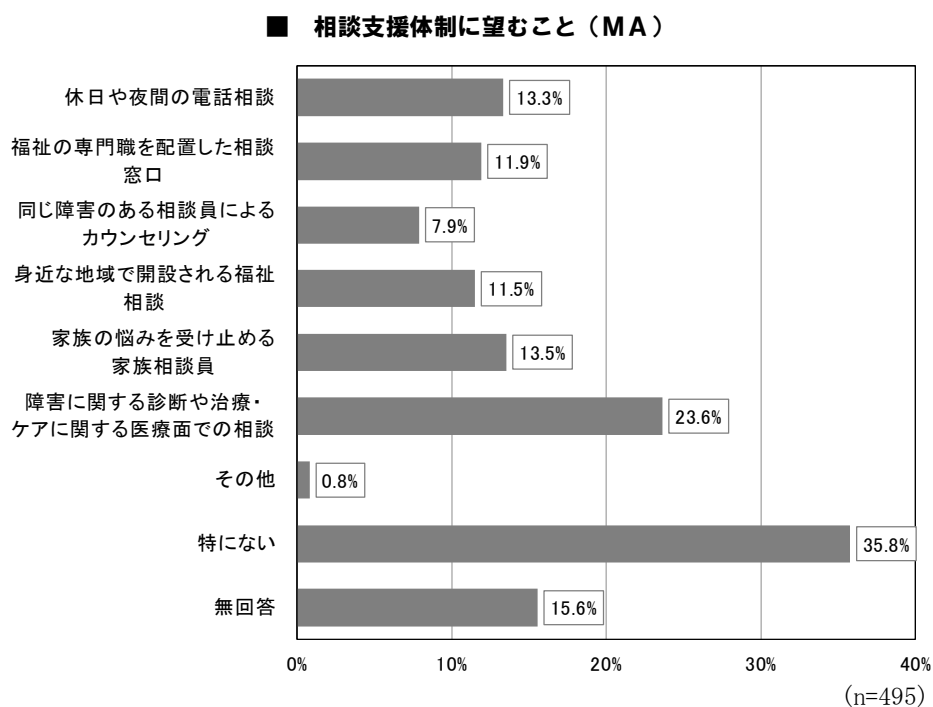
「町役場」「地域包括支援センター」については、前回調査よりも割合がやや減少しており、1割に満たない状況が続いています。



相談支援体制は十分かについては、「現在の状態で十分」「現在の状態でほぼ十分」を合わせた『十分である』が 54.4%、「現在の状態ではやや不十分」「現在の状態ではまったく不十分」を合わせた『不十分である』が 17.6%となっています。



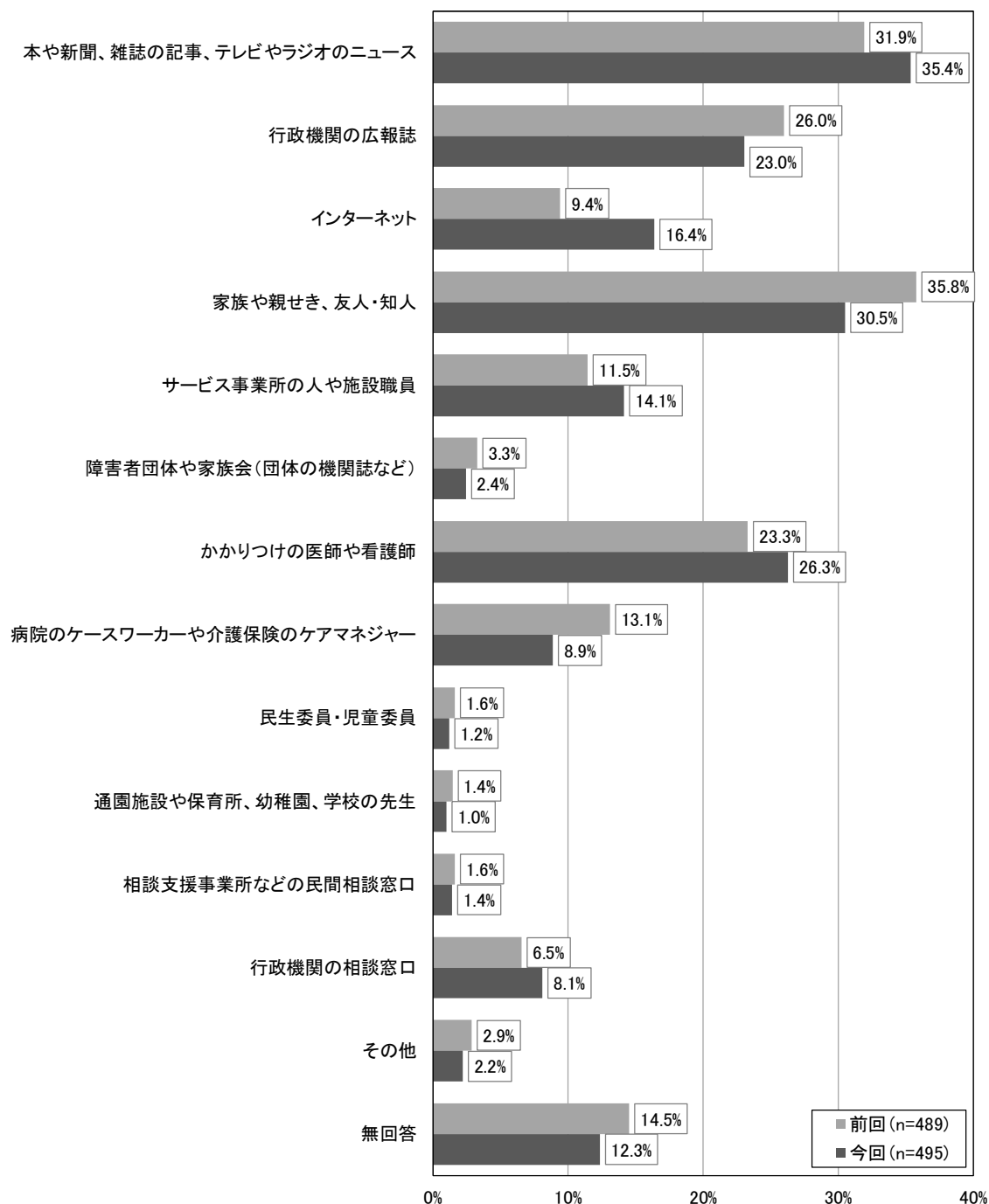
相談支援体制に望むことについては、「障害に関する診断や治療・ケアに関する医療面での相談」が 23.6%と最も割合が高く、次いで「休日や夜間の電話相談」「家族の悩みを受け止める家族相談員」がそれぞれ 13.5%となっています。また、「特にない」は 35.8%となっています。



障害、福祉サービスに関する情報の入手先については、「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」が35.4%で最も割合が高く、次いで「家族や親せき、友人・知人」が30.5%となっています。

なお、「行政機関の広報誌」については、前回の26.0%から23.0%と減少しています。

■ 障害、福祉サービスに関する情報の入手先（MA）

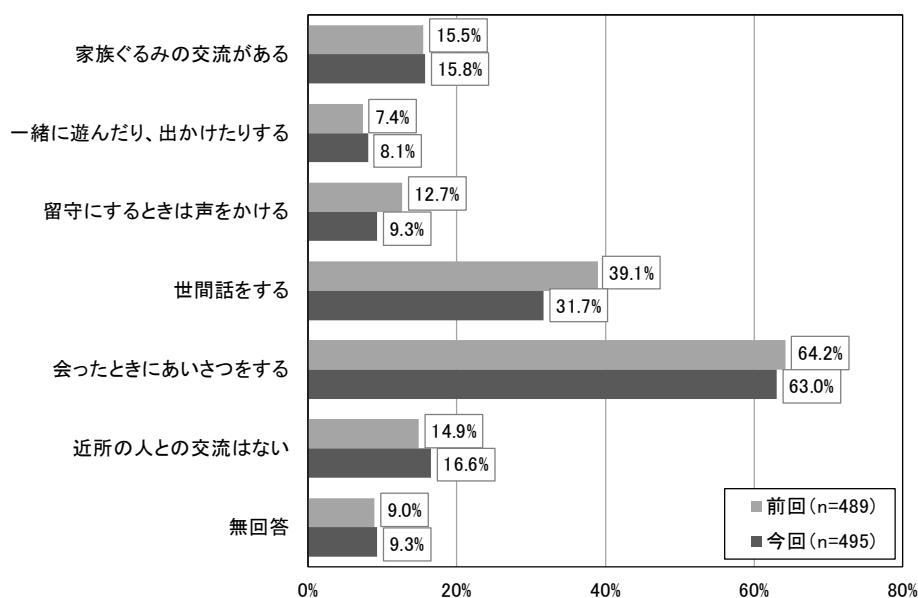


⑧地域との交流などについて

近所の方との付き合い方については、「会ったときにあいさつをする」の割合が 63.0%と最も高く、次いで「世間話をする」が 31.7%となっています。

なお、「近所の人との交流はない」は 16.6%となっており、前回調査の 14.9%からやや増加しています。

■ 近所の方との付き合い方（MA）



【単 位】 上段：実数（人） 下段：割合（％）		合計	問42 近所の方との付き合い方						
			家族ぐるみの交流がある	一緒に遊んだり、出かけたりする	留守にするときは声をかける	世間話をする	会ったときにあいさつをする	近所の人との交流はない	無回答
全体		495	78	40	46	157	312	82	46
		100.0	15.8	8.1	9.3	31.7	63.0	16.6	9.3
問2 年齢	0～17歳	15	1	2	0	2	11	2	1
		100.0	6.7	13.3	0.0	13.3	73.3	13.3	6.7
	18～39歳	71	7	2	1	9	42	23	3
		100.0	9.9	2.8	1.4	12.7	59.2	32.4	4.2
	40～64歳	110	13	2	6	27	81	20	4
		100.0	11.8	1.8	5.5	24.5	73.6	18.2	3.6
	65～74歳	105	19	9	13	46	72	10	9
		100.0	18.1	8.6	12.4	43.8	68.6	9.5	8.6
	75歳以上	185	38	25	26	71	101	26	27
		100.0	20.5	13.5	14.1	38.4	54.6	14.1	14.6
問3 性別	男性	262	43	19	24	82	169	43	24
		100.0	16.4	7.3	9.2	31.3	64.5	16.4	9.2
	女性	227	35	21	22	75	140	38	20
		100.0	15.4	9.3	9.7	33.0	61.7	16.7	8.8
問8 持っている手帳の種類	身体障害者手帳	322	62	31	43	121	193	46	39
		100.0	19.3	9.6	13.4	37.6	59.9	14.3	12.1
	療育手帳	55	7	2	1	4	32	16	4
		100.0	12.7	3.6	1.8	7.3	58.2	29.1	7.3
	精神障害者 保健福祉手帳	55	4	1	1	16	37	12	2
		100.0	7.3	1.8	1.8	29.1	67.3	21.8	3.6
問9 難病認定	受けている	44	11	5	5	18	27	4	8
		100.0	25.0	11.4	11.4	40.9	61.4	9.1	18.2
問10 発達障害	ある	45	5	3	1	7	25	13	2
		100.0	11.1	6.7	2.2	15.6	55.6	28.9	4.4
問11 高次脳機能障害	ある	26	6	1	2	2	7	10	4
		100.0	23.1	3.8	7.7	7.7	26.9	38.5	15.4

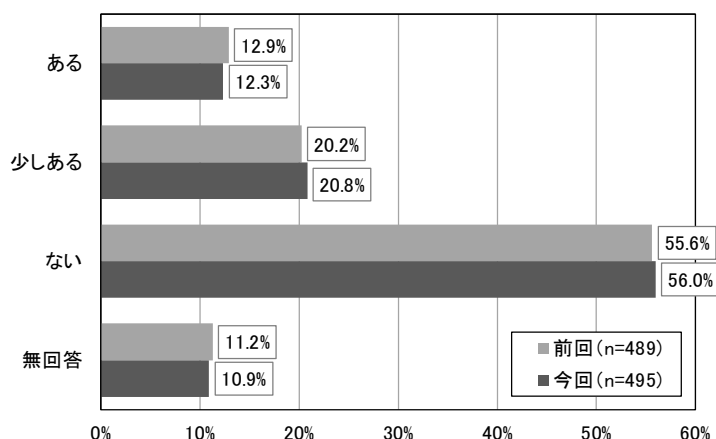
⑨権利擁護について

障害があることで嫌な思いをした経験の有無については、全体では「ある」「少しある」を合わせた『経験あり』は、前回調査と同様の 33.1%で、「ない」については 56.0%となっています。

年齢別にみると年齢が低いほど『経験あり』の割合が高く、75 歳以上の 14.6%に対し、0～17 歳では 73.4%となっています。

また、発達障害が“ある”と回答した方についても『経験あり』の割合が 73.4%と高くなっています。

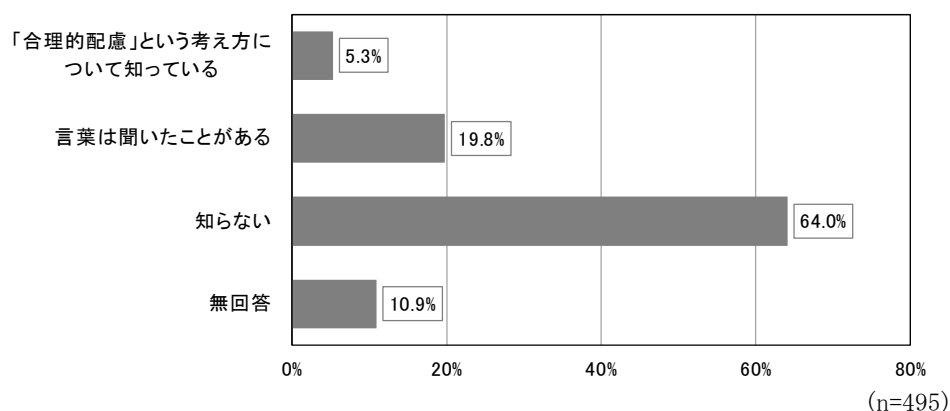
■ 障害があることで嫌な思いをした経験の有無（SA）



【単 位】 上段：実数（人） 下段：割合（％）		合計	問43 障害があることで嫌な思いをした経験の有無			
			ある	少しある	ない	無回答
全体		495	61	103	277	54
		100.0	12.3	20.8	56.0	10.9
問2 年齢	0～17歳	15	4	7	4	0
		100.0	26.7	46.7	26.7	0.0
	18～39歳	71	14	27	29	1
		100.0	19.7	38.0	40.8	1.4
	40～64歳	110	26	29	50	5
		100.0	23.6	26.4	45.5	4.5
問3 性別	65～74歳	105	12	18	61	14
		100.0	11.4	17.1	58.1	13.3
	75歳以上	185	5	22	126	32
問8 持っている 手帳の種類		100.0	2.7	11.9	68.1	17.3
	男性	262	30	57	146	29
問9 難病認定		100.0	11.5	21.8	55.7	11.1
	女性	227	31	46	126	24
問10 発達障害		100.0	13.7	20.3	55.5	10.6
	身体障害者手帳	322	24	64	193	41
問11 高次脳機能障害		100.0	7.5	19.9	59.9	12.7
	療育手帳	55	19	19	15	2
		100.0	34.5	34.5	27.3	3.6
	精神障害者 保健福祉手帳	55	12	13	27	3
		100.0	21.8	23.6	49.1	5.5
	受けている	44	4	11	21	8
		100.0	9.1	25.0	47.7	18.2
	ある	45	16	17	12	0
		100.0	35.6	37.8	26.7	0.0
	ある	26	6	6	10	4
		100.0	23.1	23.1	38.5	15.4

合理的配慮について知っているかは、「合理的配慮」という考え方について知っている」が5.3%、「言葉は聞いたことがある」が19.8%、「知らない」は64.0%となっています。

■ 合理的配慮について知っているか（SA）

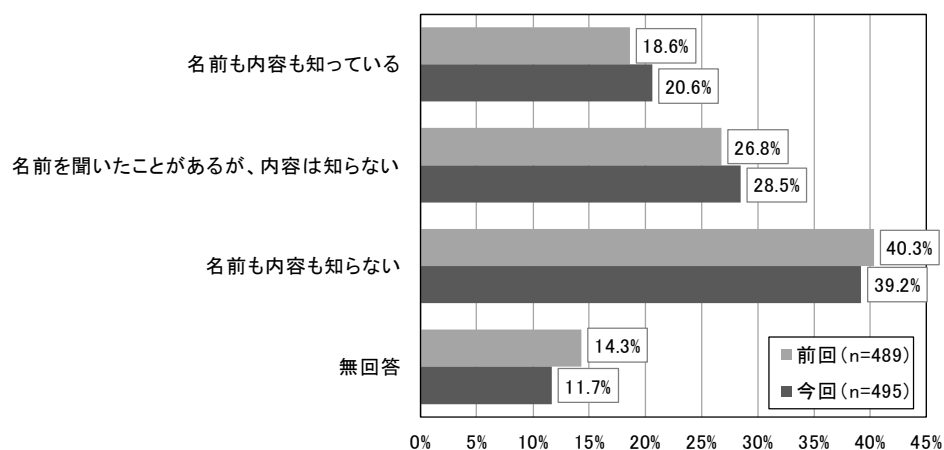


合理的配慮とは、障害のある方から何らかの配慮を求める意思表示があった場合に、負担になりすぎない範囲で、社会的な障壁を取り除くために必要な配慮のこと

成年後見制度について知っているかは、「名前も内容も知っている」が20.6%、「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」が28.5%、「名前も内容も知らない」は39.2%となっています。

なお、前回調査と比較すると、わずかではあるものの、「名前も内容も知らない」の割合は減少しています。

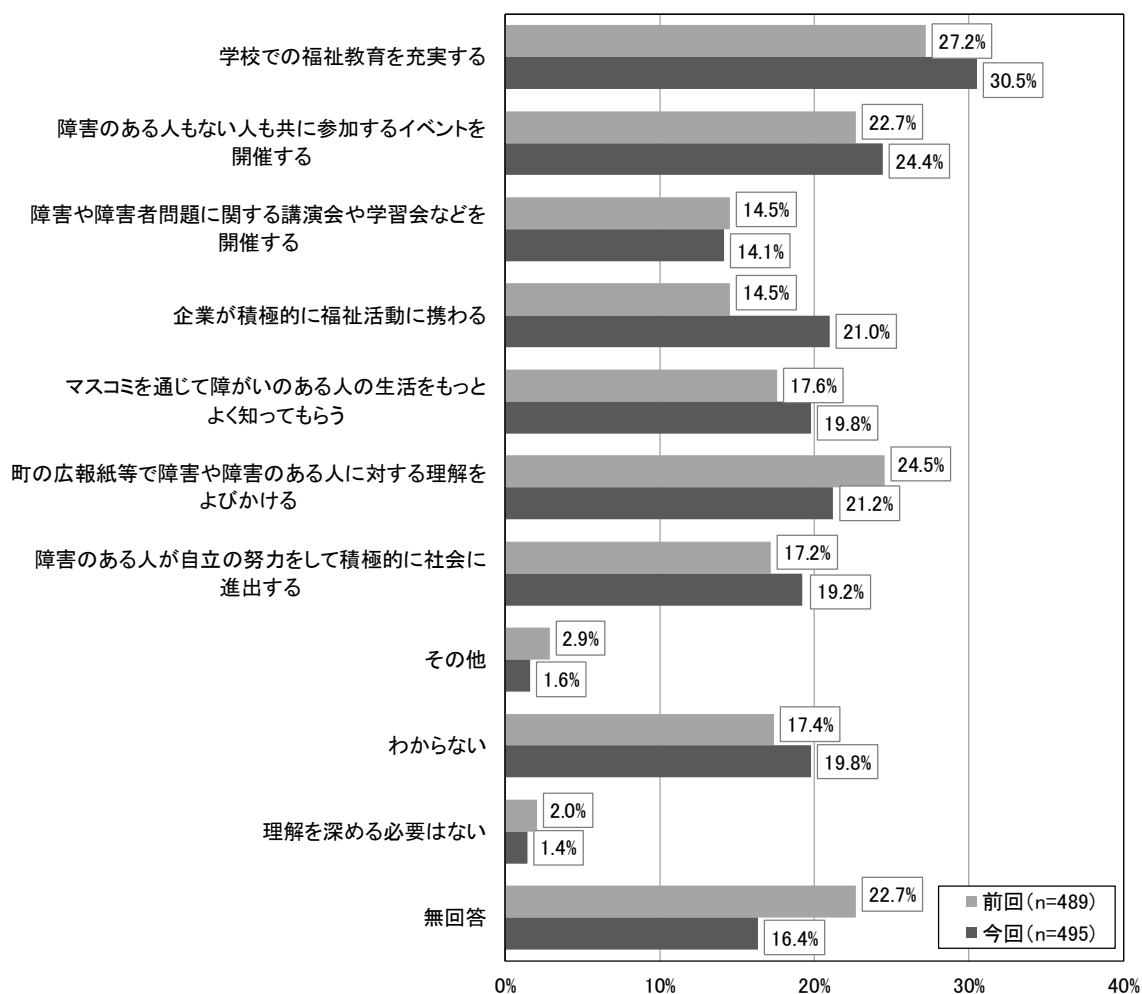
■ 成年後見制度について知っているか（SA）



心の病気や障害のある人への理解に必要なことについては、「学校での福祉教育を充実する」が 30.5%、「障害のある人もない人も共に参加するイベントを開催する」が 24.4%、「町の広報紙等で障害や障害のある人に対する理解をよびかける」が 21.2%、となっています。

前回調査と比較すると、「企業が積極的に福祉活動に携わる」の割合が 14.5%から 21.0%と大きく増加しています。

■ 心の病気や障害のある人への理解に必要なこと（MA）

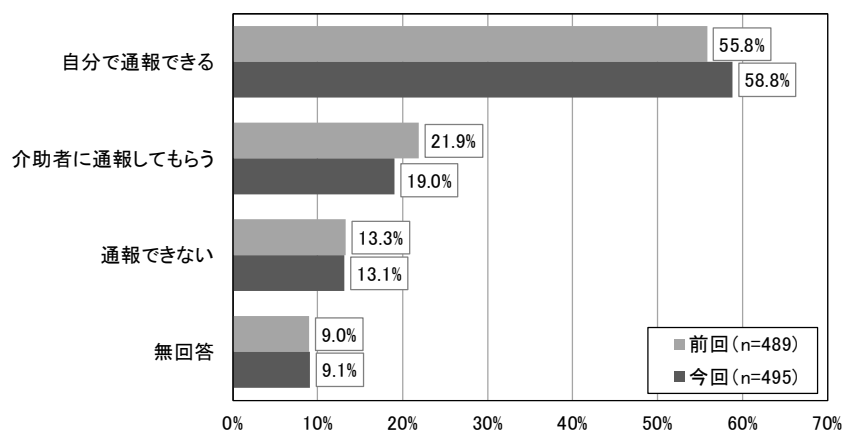


⑩防犯・災害時の備えについて

緊急の場合、すぐに消防署や警察へ通報できるかについては、「自分で通報できる」が58.8%、「介助者に通報してもらう」が19.0%、「通報できない」が13.1%となっています。

なお、“療育手帳所持者”は「通報できない」が36.4%と、割合が最も高くなっています。

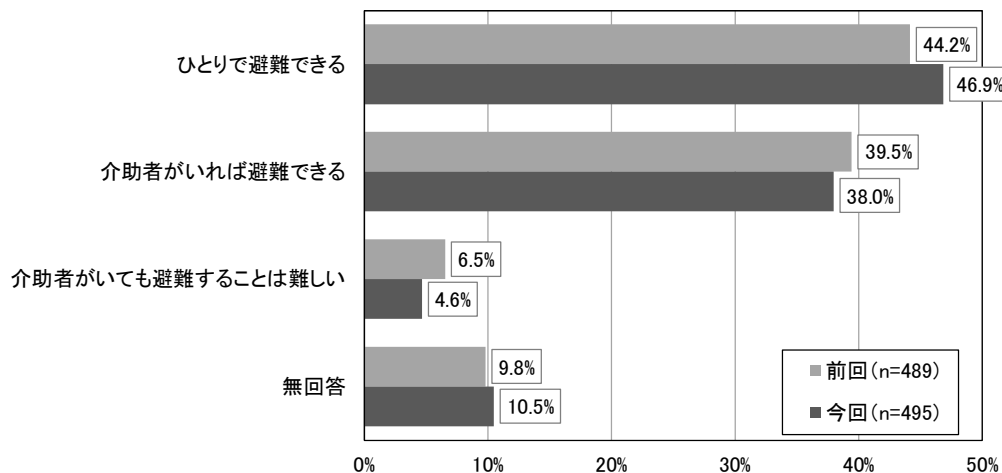
■ 緊急の場合、すぐに消防署や警察へ通報できるか（SA）



【単位】 上段：実数（人） 下段：割合（％）		合計	問48 緊急の場合、すぐに消防署や警察へ通報できるか			
			自分で通報できる	介助者に通報してもらう	通報できない	無回答
全体		495 100.0	291 58.8	94 19.0	65 13.1	45 9.1
問2 年齢	0～17歳	15 100.0	6 40.0	5 33.3	4 26.7	0 0.0
	18～39歳	71 100.0	45 63.4	12 16.9	13 18.3	1 1.4
	40～64歳	110 100.0	80 72.7	17 15.5	9 8.2	4 3.6
	65～74歳	105 100.0	70 66.7	16 15.2	6 5.7	13 12.4
	75歳以上	185 100.0	87 47.0	41 22.2	32 17.3	25 13.5
問3 性別	男性	262 100.0	153 58.4	49 18.7	36 13.7	24 9.2
	女性	227 100.0	137 60.4	43 18.9	27 11.9	20 8.8
問8 持っている手帳の種類	身体障害者手帳	322 100.0	185 57.5	68 21.1	34 10.6	35 10.9
	療育手帳	55 100.0	19 34.5	14 25.5	20 36.4	2 3.6
	精神障害者保健福祉手帳	55 100.0	35 63.6	10 18.2	7 12.7	3 5.5
	受けている	44 100.0	23 52.3	10 22.7	4 9.1	7 15.9
問9 難病認定						
問10 発達障害	ある	45 100.0	20 44.4	14 31.1	11 24.4	0 0.0
問11 高次脳機能障害	ある	26 100.0	1 3.8	16 61.5	7 26.9	2 7.7

災害発生時に避難できるかについては、「ひとりで避難できる」が46.9%、「介助者がいれば避難できる」が38.0%、「介助者がいても避難することは難しい」が4.6%となっています。前回調査と比較すると、「ひとりで避難できる」割合が、やや増加しています。

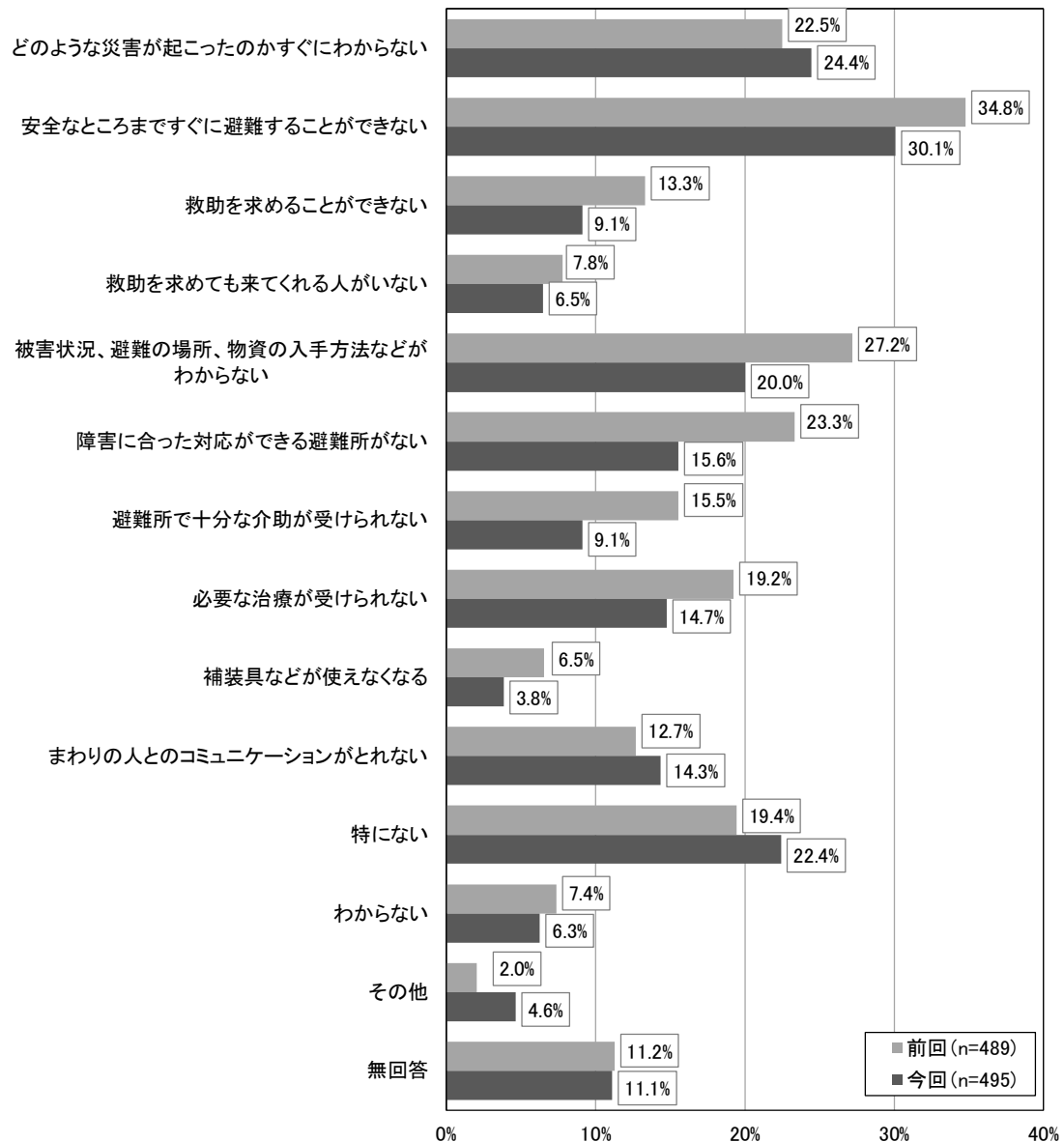
■ 災害発生時に避難できるか（SA）



【単 位】 上段：実数（人） 下段：割合（％）		合計	問51 災害発生時に避難できるか			
			ひとりで 避難でき る	介助者が いれば避 難でき る	介助者が いても避 難するこ とは難し い	無回答
全体		495 100.0	232 46.9	188 38.0	23 4.6	52 10.5
問2 年齢	0～17歳	15 100.0	3 20.0	11 73.3	1 6.7	0 0.0
	18～39歳	71 100.0	45 63.4	21 29.6	3 4.2	2 2.8
	40～64歳	110 100.0	75 68.2	27 24.5	2 1.8	6 5.5
	65～74歳	105 100.0	55 52.4	33 31.4	3 2.9	14 13.3
	75歳以上	185 100.0	51 27.6	93 50.3	14 7.6	27 14.6
問3 性別	男性	262 100.0	136 51.9	86 32.8	13 5.0	27 10.3
	女性	227 100.0	94 41.4	100 44.1	10 4.4	23 10.1
問8 持っている 手帳の種類	身体障害者手帳	322 100.0	134 41.6	133 41.3	15 4.7	40 12.4
	療育手帳	55 100.0	17 30.9	33 60.0	3 5.5	2 3.6
	精神障害者 保健福祉手帳	55 100.0	30 54.5	20 36.4	2 3.6	3 5.5
問9 難病認定	受けている	44 100.0	19 43.2	17 38.6	1 2.3	7 15.9
問10 発達障害	ある	45 100.0	17 37.8	24 53.3	4 8.9	0 0.0
問11 高次脳機能障害	ある	26 100.0	1 3.8	20 76.9	3 11.5	2 7.7

災害発生時に困ることについては、「安全なところまですぐに避難することができない」が30.1%と最も高く、次いで「どのような災害が起こったのかすぐにわからない」が24.4%となっています。また、「特にない」については、前回調査の19.4%から22.4%と増加しています。

■ 災害発生時に困ること（MA）

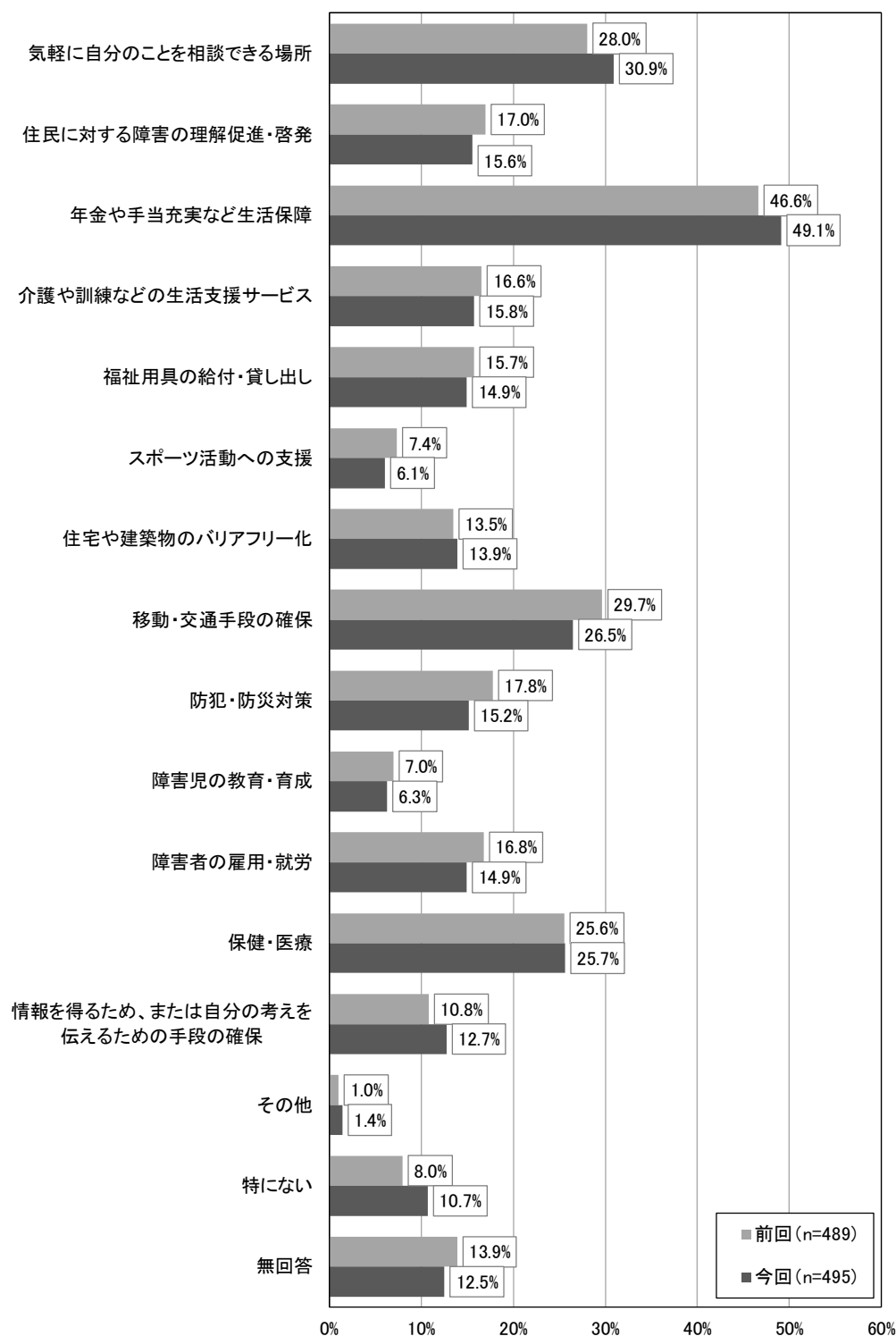


⑪希望・要望について

暮らしやすくなるために充実してほしいことについては、「年金や手当充実など生活保障」が49.1%と最も高く、次いで「気軽に自分のことを相談できる場所」が30.9%、「移動・交通手段の確保」が26.5%となっています。

なお、前回調査と比べて、「年金や手当充実など生活保障」「気軽に自分のことを相談できる場所」の割合が増加し、「移動・交通手段の確保」の割合が減少しています。

■ 暮らしやすくなるために充実してほしいこと（MA）



3 計画の目標値及びサービスの実績値

(1) 成果目標の検証

第5期の障害福祉計画においては、国の基本指針等の考え方を踏まえ、本町が達成すべき成果目標を設定しており、ここではその達成状況の検証を行います。

①福祉施設入所者の地域生活への移行

地域生活移行者数（施設入所からグループホーム等へ移行する者の数）については、令和2年度に2人を目標としていたものの、達成は難しい状況です。

	単 位	令和2年度			備 考
		計画値	実績値 (見込み)	対計画比	
施設入所者数	人	34	35	102.9%	年度末の施設入居者数
削減見込数	人	2	0	0.0%	差引減少見込数
地域生活移行者数	人	2	0	0.0%	施設からの地域生活移行者数

②保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置

令和2年度に1か所を目標としていた、周辺自治体と協力した保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置については、達成の見込みです。

	単 位	令和2年度			備 考
		計画値	実績値 (見込み)	対計画比	
保健・医療・福祉・福祉関係者による協議の場	か所	1	1	100.0%	年度末の設置数

③地域生活支援拠点等の整備

令和2年度に1か所を目標としていた地域生活支援拠点数については、達成の見込みです。

	単 位	令和2年度			備 考
		計画値	実績値 (見込み)	対計画比	
地域生活支援拠点数	か所	1	1	100.0%	年度末の地域生活支援拠点数

④福祉施設から一般就労への移行等

令和２年度に１人の移行を目標としていた、福祉施設利用者の一般就労移行者数については、達成の見込みです。

令和２年度に１３人の利用を目標としていた就労移行支援事業の利用者数については、達成の見込みです。

就労移行率が３割以上の就労移行支援事業所の割合については、第５期計画策定時点の本町の実態を踏まえ、目標は設定していませんでした。

	単 位	令和２年度			備 考
		計画値	実績値 (見込み)	対計画比	
福祉施設利用者の一般就労移行者数	人	1	1	100.0%	目標年度の一般就労移行者数
就労移行支援事業利用者数	人	13	13	100.0%	目標年度の事業利用者数
就労移行率が３割以上の就労移行支援事業所の割合	%	0	0	－	目標年度の就労移行率が３割以上の事業所の割合

⑤障害児支援の提供体制の整備等

児童発達支援センターの設置については、第５期計画策定時点の本町の実態を踏まえ、目標は設定していませんでした。

保育所など訪問支援を利用できる体制については、すでに構築済みとなっています。

児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所については、令和２年度に２か所を目標としていたものの、達成は難しい状況です。

医療的ケア児が適切な支援を受けるための関係機関の協議の場の設置については、令和２年度に１か所を目標としているものの、達成は難しい状況です。

	単 位	令和２年度			備 考
		計画値	実績値 (見込み)	対計画比	
児童発達支援センターの設置数	か所	0	0	－	年度末の設置数
保育所など訪問支援を利用できる体制を構築	－	－	構築済み	－	
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所の設置数	か所	2	0	0.0%	年度末の事業所数
医療的ケア児が適切な支援を受けるための関係機関の協議の場の設置数	か所	1	0	－	年度末の設置数

（２）障害福祉サービスの利用状況

第５期の障害福祉計画においては、障害福祉サービス、相談支援、障害児相談支援及び障害児通所支援等について、その種類ごとに必要な量を見込むことが求められており、ここではその検証を行います。

＜障害福祉サービスの単位について＞

- 【時間】 各年度平均の１か月あたり延利用時間
 【人】 各年度平均の１か月あたりサービス実利用人数
 【日】 各年度平均の１か月あたり延べ利用日数
 ※ただし「相談支援」については年間実利用者数

①訪問系サービス

訪問系サービスの利用時間、利用人数については、「居宅介護」「重度訪問介護」「同行援護」については、実績値が増加傾向となっています。

区 分	単 位	平成30年度 (2018)			令和元年度 (2019)			令和2年度 (2020)		
		計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値 (見込み)	対計画比 (見込み)
居宅介護	時間	350	344.7	98.5%	370	353.4	95.5%	400	360	90.0%
	人	16	16.4	102.5%	18	18.3	101.7%	20	20	100.0%
重度訪問介護	時間	100	227	227.0%	100	227.9	227.9%	100	230	230.0%
	人	1	1	100.0%	1	1	100.0%	1	1	100.0%
同行援護	時間	16	19.9	124.4%	18	17.8	98.9%	20	20	100.0%
	人	2	1.8	90.0%	2	1.8	90.0%	2	2	100.0%
行動援護	時間	6	5	81.7%	8	1	6.3%	10	2	20.0%
	人	2	0.8	40.0%	2	0.3	15.0%	2	1	50.0%
重度障害者等 包括支援	時間	－	0	－	－	0	－	－	0	－
	人	－	0	－	－	0	－	－	0	－

②日中活動系サービス

日中活動サービスの利用時間、利用人数、利用日数については、サービスごとにばらつきがみられます。

「生活介護」「自立訓練（機能訓練）」「就労移行支援」「就労継続支援（A型）」「就労継続支援（B型）」「療養介護」の実績値は、それぞれ増加傾向となっており、年度によって計画値を上回っているサービスもみられます。

一方で「自立訓練（生活訓練）」「短期入所」については、減少傾向がみられます。

なお、「就労定着支援」については、過去の実績を踏まえ計画値は設定していませんでしたが、平成30年度から実績がみられます。

区 分	単 位	平成30年度 (2018)			令和元年度 (2019)			令和2年度 (2020)		
		計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値 (見込み)	対計画比 (見込み)
生活介護	時間	1,100	1,130	102.7%	1,150	1,144	99.5%	1,200	1,260	105.0%
	人	56	57	101.8%	58	56	96.6%	60	58	96.7%
自立訓練 (機能訓練)	日	0	0	-	10	8	80.0%	10	21	210.0%
	人	0	0	-	1	1	100.0%	1	2	200.0%
自立訓練 (生活訓練)	日	30	11	36.7%	40	1	2.5%	40	7	17.5%
	人	3	1	33.3%	3	1	33.3%	3	1	33.3%
就労移行支援	日	230	163.3	71.0%	240	124.5	51.9%	250	160	64.0%
	人	13	11.7	90.0%	13	9.8	75.4%	13	13	100.0%
就労継続支援 A型(雇用型)	日	140	105.6	75.4%	160	130	81.3%	160	140	87.5%
	人	7	5.8	82.9%	8	7	87.5%	8	8	100.0%
就労継続支援 B型(非雇用型)	日	600	593	98.8%	630	639	101.5%	660	652	98.8%
	人	32	31.2	97.5%	34	34	100.0%	36	36	100.0%
就労定着支援	日	-	1	-	-	1	-	-	1	-
	人	-	0.6	-	-	1	-	-	1	-
療養介護	日	120	116	96.8%	120	117	97.7%	120	120	100.0%
	人	4	4	100.0%	4	4	100.0%	4	4	100.0%
短期入所 ※児童除く	日	25	29	115.2%	35	20	58.3%	40	20	50.0%
	人	3	4.7	156.7%	4	4	100.0%	5	4	80.0%

③居住系サービス

居住系サービスの利用人数については、概ね計画値どおりとなっています。

区 分	単 位	平成30年度 (2018)			令和元年度 (2019)			令和2年度 (2020)		
		計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値 (見込み)	対計画比 (見込み)
自立生活援助	人	-	0	-	-	0	-	-	0	-
共同生活援助 (グループホーム)	人	21	21	100.0%	22	23	104.5%	23	23	100.0%
施設入所支援	人	34	36	105.9%	36	35	97.2%	36	35	97.2%

④相談支援

計画相談の利用人数については、各年とも計画値を下回っている状況です。

区 分	単 位	平成30年度 (2018)			令和元年度 (2019)			令和2年度 (2020)		
		計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値 (見込み)	対計画比 (見込み)
計画相談支援	人	148	140	94.6%	150	143	95.3%	150	145	96.7%
地域移行支援	人	-	1	-	-	0	-	-	0	-
地域定着支援	人	-	1	-	-	1	-	-	1	-

＜障害児通所支援等の単位について＞

【日】 各年度の延べ利用日数
 【人】 各年度のサービス実利用者数

⑤障害児通所支援

「児童発達支援」（利用人数のみ）、「放課後等デイサービス」「保育所等訪問支援」については、概ね計画値を上回っています。

区 分	単位	平成30年度 (2018)			令和元年度 (2019)			令和2年度 (2020)		
		計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比	計画値 (見込み)	実績値 (見込み)	対計画比 (見込み)
児童発達支援	日	50	35.3	70.6%	50	27	54.0%	50	32	64.0%
	人	5	2.8	56.0%	5	5.3	106.0%	5	6	120.0%
医療型児童発達支援	日	－	0	－	10	0	－	10	0	－
	人	－	0	－	1	0	－	1	0	－
放課後等デイサービス	日	200	279	139.5%	220	326	148.2%	230	340	147.8%
	人	16	21.3	133.1%	17	22.8	134.1%	18	22	122.2%
保育所等訪問支援	日	5	10	200.0%	5	15	300.0%	5	20	400.0%
	人	1	2	200.0%	1	3	300.0%	1	4	400.0%

⑥障害児相談支援

障害児相談支援の利用人数については、概ね計画値を上回っています。

区 分	単位	平成30年度 (2018)			令和元年度 (2019)			令和2年度 (2020)		
		計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比	計画値 (見込み)	実績値 (見込み)	対計画比 (見込み)
障害児相談支援	人	27	30	111.1%	30	33	110.0%	30	30	100.0%

⑦居宅訪問型児童発達支援

居宅訪問型児童発達支援については、実績がみられませんでした。

区 分	単位	平成30年度 (2018)			令和元年度 (2019)			令和2年度 (2020)		
		計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比	計画値 (見込み)	実績値 (見込み)	対計画比 (見込み)
居宅訪問型児童発達支援	人	1	0	0.0%	1	0	0.0%	1	0	0.0%

(3) 地域支援事業の利用状況

第5期の障害福祉計画においては、障害者（児）が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域（市町村）が利用者の方々の状況に応じて、柔軟に実施する地域支援事業の必要な量を見込むことが求められており、ここではその検証を行います。

① 必須事業

必須事業については、計画値に対する実績値は各事業によってばらつきがあり、実績値が0の事業も複数みられます。

区 分	単 位	平成30年度 (2018)			令和元年度 (2019)			令和2年度 (2020)		
		計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値 (見込み)	対計画比 (見込み)
理解促進研修・啓発事業										
実施有無	—	—	0	—	—	0	—	—	0	—
自発的活動支援事業										
実施有無	—	—	0	—	—	0	—	—	0	—
相談支援事業										
障害者相談支援事業	か所	5	4	80.0%	5	4	80.0%	5	4	80.0%
地域自立支援協議会	か所	1	1	100.0%	1	1	100.0%	1	1	100.0%
住宅入居等支援事業	か所	—	0	—	—	0	—	—	0	—
市町村相談支援機能強化事業										
か所数	か所	5	4	80.0%	5	4	80.0%	5	4	80.0%
成年後見制度利用支援事業										
か所数	か所	—	0	—	—	0	—	—	0	—
利用者数	人	—	0	—	—	0	—	—	0	—
意思疎通支援事業等										
①手話通訳者派遣事業										
利用者	人	2	1	50.0%	2	1	50.0%	2	1	50.0%
利用件数	件	5	3	60.0%	8	1	12.5%	10	2	20.0%
②要約筆記奉仕員派遣事業										
利用者	人	1	0	0.0%	1	0	0.0%	1	0	0.0%
利用件数	件	1	0	0.0%	1	0	0.0%	1	0	0.0%
③手話通訳者設置事業										
利用者	人	—	0	—	—	0	—	—	0	—
利用件数	件	—	0	—	—	0	—	—	0	—
④手話奉仕員養成研修事業										
修了者数	人	—	0	—	—	0	—	—	0	—
日常生活用具等給付事業										
①介護・訓練支援用具	件	2	1	50.0%	2	2	100.0%	2	2	100.0%
②自立生活支援用具	件	2	4	200.0%	2	0	0.0%	2	2	100.0%
③在宅療養等支援用具	件	1	2	200.0%	1	2	200.0%	1	1	100.0%
④情報・意思疎通支援用具	件	1	2	200.0%	1	2	200.0%	1	1	100.0%
⑤排せつ管理支援用具	件	500	516	103.2%	500	504	100.8%	500	500	100.0%
⑥住宅改修費	件	1	0	0.0%	1	1	100.0%	1	0	0.0%
移動支援事業										
①個別支援型										
実施箇所	か所	5	5	100.0%	5	5	100.0%	5	5	100.0%
利用者数	人	15	7	46.7%	15	6	40.0%	15	5	33.3%
利用時間	時間	230	150.5	65.4%	230	72	31.3%	230	30	13.0%
②グループ支援型										
実施箇所	か所	—	0	—	—	0	—	—	0	—
利用者数	人	—	0	—	—	0	—	—	0	—
③車両移送型										
実施箇所	か所	—	0	—	—	0	—	—	0	—
利用者数	人	—	0	—	—	0	—	—	0	—
地域活動支援センター機能強化事業										
①基礎的事業										
実施箇所	か所	5	4	80.0%	5	4	80.0%	5	4	80.0%
利用者数	人	15	15	100.0%	15	15	100.0%	15	15	100.0%
②施設強化事業										
実施箇所	か所	5	4	80.0%	5	4	80.0%	5	4	80.0%
利用者数	人	15	15	100.0%	15	15	100.0%	15	15	100.0%

②任意事業

任意事業については、「③日中一時支援事業」を除いて、実績値が計画値を下回っています。特に「②厚生訓練費給付事業」「④スポーツ・レクリエーション教室開催事業」「⑤自動車運転免許取得・自動車改造費助成事業」の実績値はすべて0となっています。

区 分	単 位	平成30年度 (2018)			令和元年度 (2019)			令和2年度 (2020)		
		計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値 (見込み)	対計画比 (見込み)
①訪問入浴サービス										
実施箇所	か所	2	2	100.0%	2	2	100.0%	2	2	100.0%
利用者数	人	4	3	75.0%	4	2	50.0%	5	3	60.0%
利用件数	件	160	94	58.8%	160	63	39.4%	200	90	45.0%
②更生訓練費給付事業										
支給件数	件	－	0	－	－	0	－	－	0	－
③日中一時支援事業										
実施箇所数	か所	22	24	109.1%	23	24	104.3%	23	24	104.3%
利用者数	人	23	18	78.3%	24	23	95.8%	24	23	95.8%
利用件数	件	1,350	1,569	116.2%	1,400	1,859	132.8%	1,400	1,800	128.6%
④スポーツ・レクリエーション教室開催事業										
実施件数	件	0	0	－	0	0	－	0	0	－
参加者数	人	0	0	－	0	0	－	0	0	－
⑤自動車運転免許取得・自動車改造費助成事業										
助成件数	件	1	0	0.0%	1	0	0.0%	1	0	0.0%

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

(1) 基本理念

本計画の基本理念は、国の「地域共生社会」実現に向けた方針、本町の総合計画における障害福祉分野の基本指針等を踏まえ、次のように設定します。

**障害者が生きがいを持ち
地域の一員として共に生きるまちづくり**

(2) 設定の考え方

平成 28 年 3 月に策定された第 2 次城里町総合計画では、第 1 次城里町総合計画に引き続き、「ノーマライゼーション^{※1}の理念のもと、障害者が地域の一員として共に生き、生きがいを持って生活を送ることができるよう、福祉サービスのさらなる充実を図るとともに、物理的・心理的な障壁のないバリアフリー^{※2}のまちづくりを目指します。」を障害福祉分野の基本方針として定めています。

第 1 次城里町総合計画の障害福祉分野の基本方針を踏まえて設定した、前計画の基本理念『障害者が生きがいを持ち 地域の一員として共に生きるまち』は、国が示す地域共生社会の概念も先取りする形で包含しており、国や町の大きな方針と整合性のとれたものであるといえます。

こうした点を踏まえ、本計画では、すべての住民が互いの個性を認め合いながら、思いやり、共に暮らし、共に支え合う地域の実現を目指すため、前計画の基本理念を継承することとします。

※1 ノーマライゼーション

：障害者や健常者の区別なく、誰もが平等に生活できる社会がノーマルであるという考え方

※2 バリアフリー

：「障害者が社会生活をしていくうえで妨げとなる障壁（バリア）となるものを除去（フリー）する」という意味で、建物や道路などの段差等生活環境上の物理的な障壁の除去をいうことが多いが、より広く、「社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁を除去する」という意味でも用いる

2 施策の体系

本計画の基本理念の実現に向けて、次のような体系に基づき、多様な施策を展開します。

基本理念	基本分野	施 策
障害者が 生きがいを持 ち、地域の一 員として、 共に生きるま ちづくり	啓発・広報	◇啓発・広報活動の推進 ◇福祉教育と交流の推進 ◇ボランティア活動の推進
	生活支援	◇障害福祉サービス等の充実 ◇成年後見制度の利用促進 （成年後見制度利用促進基本計画） ◇経済的自立の支援 ◇余暇活動の支援
	生活環境	◇バリアフリー化の促進 ◇居住の場の確保 ◇移動交通手段の確保 ◇防犯・防災対策の推進
	教育・育成	◇教育相談、就学指導体制の充実 ◇障害児に対する教育・保育の充実
	雇用・就労	◇障害者の雇用の促進 ◇障害者の職業能力の開発・育成 ◇障害者の就労環境の改善と定着促進 ◇福祉的就労の場の確保
	保健・医療	◇障害の原因となる疾病等の予防・治療 ◇医療、リハビリテーションの充実
	情報・相談・コミュニケーション	◇情報収集、情報提供の充実 ◇コミュニケーション支援の推進 ◇相談支援体制の充実

第4章 障害者施策の展開

基本分野 1 啓発・広報

【関連するアンケート調査の概要】

<関連設問への回答状況>



- ◇障害があることで嫌な思いをした経験は、3割程度が「ある」と回答
- ◇合理的配慮※について知っているかは、6割以上が「知らない」と回答
- ◇心の病気や障害のある人への理解に必要なことは、「学校での福祉教育を充実」「障害のある人もない人も共に参加するイベントを開催する」「町の広報紙等で障害や障害のある人に対する理解をよびかける」の回答の割合が高い

<関連する自由意見>

- ◇心の病に対しての理解がない人が多すぎます
- ◇障害者への町内の皆様の認識が薄いと思います
- ◇地域のボランティアの人たちに手助けしてもらいながら明るい生活をしています



「啓発・広報」の考え方

障害のある、なしに関わらず、すべての町民はそれぞれがかけがえのない個性を持った一人の人間として尊重されなければなりません。

アンケート結果からも、障害や障害者に対する理解不足や誤解から生じる差別や偏見がまったくない状況にあるとは言い切れない現状が明らかになっています。すべての人の「心の壁」を取り除き、ノーマライゼーションの理念の浸透を図る必要があります。

各種広報手段を活用して、啓発・広報活動の充実を図るとともに、幼少期からの福祉教育の充実やボランティア活動等をとおして町民同士のふれあいを促進していくことが大切です。

施策 の 展 開	(1) 啓発・広報活動の推進	1. 障害や障害者に対する理解の促進と差別の防止 2. 知的障害等に対する理解の促進 3. 権利擁護の取り組み
	(2) 福祉教育と交流の推進	1. 学校教育における福祉教育の充実 2. 教職員に対する研修の充実 3. 生涯教育における福祉教育の推進 4. 交流活動と相互理解の促進 5. 交流の場の充実
	(3) ボランティア活動の推進	1. ボランティアに対する広報活動の充実 2. ボランティアの仲介 3. ボランティア団体のネットワーク化の促進

※合理的配慮とは、障害のある方から何らかの配慮を求める意思表示があった場合に、負担になりすぎない範囲で、社会的な障壁を取り除くために必要な配慮のこと

(1) 啓発・広報活動の推進

◇現状と課題

本町では、障害や障害者に関する正しい理解に向けて、これまでに啓発用ポスター、パンフレットの配布、「広報しろさと」への記事の掲載などを通じて、啓発・広報活動を行ってきました。

アンケート調査結果をみると、障害があることで差別を受けたり、嫌な思いをしたりしている障害者はわずかながら減少傾向にありますが、町民の障害や障害者及び障害者施策についての理解は十分とはいえないのが現状です。

地域共生社会の実現に向け、障害者に対する偏見、理解不足などを解消し、「ノーマライゼーション」の基本理念を地域に定着させる上で、啓発・広報活動はこれまで以上に重要です。

障害者が地域社会で安心して自立した生活を送れるよう、今後も様々な広報媒体や行事等とおして、幅広い啓発・広報活動を粘り強く継続的にを行い、町民の障害や障害者及び障害者施策に対する正しい理解や認識を深めていく必要があります。

◇今後の取り組み

1. 障害や障害者に対する理解の促進と差別の防止

町の広報紙を利用した啓発・広報活動を継続的に行うとともに、啓発を目的としたポスターやパンフレット等の作成、配布に努めます。また、国や県などのパンフレットやホームページ等の有効活用を図り、障害者に対する差別の防止や理解の促進に努めます。さらに、町職員に対しても障害や障害者への正しい理解が深まるよう努めます。

2. 知的障害等に対する理解の促進

障害や障害者に対する知識の普及に努め、理解の促進を図ることはもちろん、アンケート調査結果から、特に知的障害・発達障害等に対しての地域の理解を浸透させていくための取り組みの実施に努めます。

3. 権利擁護の取り組み

障害者の基本的な生活基盤を守るため、権利擁護に関する取り組みとして、日常生活自立支援事業や成年後見制度の普及と利用の促進に努めます。

また、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」を踏まえ、障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うため、地域の関係機関の協力体制を整備するとともに、障害者虐待の通報義務等の制度の周知や職員研修等による支援体制の強化を図ります。

（２）福祉教育と交流の推進

◇現状と課題

本町では、小中学校において継続的に障害福祉教育を実施し、障害や障害者及び障害者施策に対する理解を深めるための教育を推進してきました。

また、地域での交流活動としては、町民まつりや産業祭、地域活動支援センター利用者による各種イベント等でのYOSAKOIソーラン（踊り）の披露なども行われています。

アンケート調査結果からも、障害や障害者の理解に向けてこうした取り組みが重要であるという意見が多くなっている中で、今後も学校での福祉教育を推進するとともに、障害や障害者に対する理解を深めるイベント等に、地域住民が気軽に参加できるよう、その活動を支援する必要があります。

◇今後の取り組み

1. 学校教育における福祉教育の充実

障害のあるなしに関わらず、お互いを地域社会の一員として共に生活していく社会を実現するためには、幼いころから人権や社会福祉への関心を持ち、自ら考え、行動する力を養うことが大切です。

本町においても、幼児教育、学校教育の中で一貫した福祉教育を推進します。

2. 教職員に対する研修の充実

各学校、幼稚園において開催している教職員に対する福祉教育の研修をさらに充実させ、支援を必要とする幼児、児童、生徒に対する指導力の向上及び学習指導の改善、充実を図ります。

3. 生涯教育における福祉教育の推進

障害者福祉への町民の関心を一層高めるため、福祉分野の講座、講演会の充実を図るとともに、町民にとって魅力的かつ学習意欲を高めることのできるような内容を企画します。

4. 交流活動と相互理解の促進

障害者家族会や障害者施設等における活動の中に地域との交流の機会を設けるとともに、町民まつり、ふれあい福祉まつり、産業祭、スポーツ交流会、学校の学習の場など、多方面において、障害者と地域住民との交流の機会を増やします。

5. 交流の場の充実

町民が共に集い、共に理解を深めることができる各種のイベント開催を支援していきます。

さらに、当事者の障害者団体と地域の障害者福祉に関わる団体が協働して作り上げるイベント開催も検討します。

(3) ボランティア活動の推進

◇現状と課題

障害者を支援するボランティア活動は、障害者にとって、日常生活上必要な支援ということだけでなく、心の交流による精神的な豊かさをもたらす意義があります。

本町では、様々なボランティアグループにより障害者の活動支援や機能回復訓練支援、施設内活動、情報発信などが行われており、城里町社会福祉協議会を中心として、ボランティア活動の活性化が図られています。令和2（2020）年1月1日現在での、城里町社会福祉協議会登録のボランティア団体は31団体754人、個人登録ボランティアは65人となっています。

今後も、障害者に対する理解や認識を深めるために、町民が各種ボランティア活動に積極的に参加することが重要です。また、地域共生社会の実現に向けて、障害者自身が可能な範囲で、ボランティア活動に参加することも必要です。

◇今後の取り組み

1. ボランティアに対する広報活動の充実

町の広報紙を活用し、継続的に町民のボランティア活動に対する理解と協力を求めるとともに、ボランティア活動に参加したい人がスムーズに参加できるよう、問い合わせ先などの情報を提供します。

2. ボランティアの仲介

ボランティアを必要としている施設や障害者に対して、そのニーズに応じてボランティアを派遣する仲介システムの整備を促進するとともに、その担い手の高齢化が進んでいるため、ボランティアコーディネーターの養成に努めます。

3. ボランティア団体のネットワーク化の促進

ボランティア交流会や交流研修会などボランティア同士の情報交換の場を設けるとともに、ボランティア団体のネットワーク化を促進します。



基本分野２ 生活支援

【関連するアンケート調査の概要】

＜関連設問への回答状況＞



- ◇将来の暮らしの希望を実現するための必要な支援として、「生活を支援するサービス」の回答の割合が最も高くなっている
- ◇成年後見制度については、４割程度が「名前も内容も知らない」と回答
- ◇暮らしやすくなるために充実してほしいことは、５割程度が「年金や手当充実など生活保障」と回答
- ◇趣味やスポーツ、レクリエーションに、６割程度が「参加していない」と回答

＜関連する自由意見＞

- ◇児童デイサービス、家ではできない勉強や経験ができ、驚くほど成長しています
- ◇親なき後に安心して生活できるのかが心配
- ◇障害者の生活費は器具類等で高額になるのに、健常者との給与の差がある
- ◇障害年金だけでは最低限の生活費すらまかなえない
- ◇トレーニングセンターの障害者用トイレにシャボネットがなかった



「生活支援」の考え方

障害者が住み慣れた地域で生活するためには、様々なサポートが必要です。

障害の種類や程度等はそれぞれ異なるため、障害者が必要とする生活支援ニーズの種類は障害者の数だけあるといえます。生活支援を行う際には利用者の立場になり、多様な障害者のニーズに対応できる体制を構築する必要があります。

施策 の 展 開	(１) 障害福祉サービス等の充実	１．障害福祉サービスの充実 ２．地域生活支援事業の充実
	(２) 成年後見制度の利用促進 (成年後見制度利用促進基本計画)	１．権利擁護支援のためのネットワーク形成（地域連携ネットワーク形成） ２．成年後見制度利用支援事業 ３．成年後見制度法人後見支援事業 ４．市民後見人の育成・支援 ５．成年後見制度の周知の強化
	(３) 経済的自立の支援	１．年金、手当制度の周知及び充実 ２．税の減免などの各種割引制度の周知及び充実 ３．自立支援医療など各種助成制度の実施 ４．公共施設利用等の割引制度活用の促進
	(４) 余暇活動の支援	１．スポーツ・レクリエーション活動の支援 ２．文化活動の支援 ３．各種活動等への参加促進

(1) 障害福祉サービス等の充実

◇現状と課題

障害者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、障害福祉サービス、地域生活支援事業を含めた障害者施策を充実し、自立した生活を支援していくことが求められます。

障害者総合支援法及び児童福祉法の改正等により、新たな障害福祉サービスの創設や既存サービスの拡充等が進められています。

本町では、障害者の自立生活を支援し、安心して生活できる環境づくりのため、障害福祉サービス、地域生活支援事業を含めたサービスの整備・提供状況を把握するとともに、必要な見直しや改善を行う等、充実に努めてきました。

今後は、障害の特性や一人ひとりのニーズを把握した効果的かつ効率的なサービスの提供に努めるとともに、制度改革の動向を踏まえ、新たな視点で課題への対応を図り、施策を展開します。

◇今後の取り組み

1. 障害福祉サービスの充実

障害者が町で自立して暮らすことができるよう、多様な暮らし方を支えるために必要な訪問系、日中活動系、居住系、地域生活支援系の各サービスの充実に努めるとともに、サービスの提供体制の整備やサービス量の確保に努めます。

年齢、障害の種類、程度などに関わらず、できるだけ身近なところで必要なサービスが受けられるよう、各種障害福祉サービス提供のための基盤整備を進めていきます。

2. 地域生活支援事業の充実

障害者が、身近な地域で不自由のない快適な生活が送れるよう、地域生活支援事業を推進します。

相談支援事業や日常生活用具の給付事業を実施するとともに、その利用促進に努めます。また、在宅の重度の障害者に対しては、居宅における訪問入浴サービス、介助及び見守り等のサービス提供に努めます。

（２）成年後見制度の利用促進（成年後見制度利用促進基本計画）

◇現状と課題

成年後見制度は、知的障害や精神障害、認知症などの理由で判断能力が不十分な人の財産や権利を保護し、支援する制度です。

本町においても、障害者を支えるご家族等の高齢化や、認知症、一人暮らし高齢者の増加等により、成年後見制度の利用ニーズの高まりが予想されます。

また、障害者を支える家族等の高齢化に伴い、身寄りのない障害者の増加が見込まれる中で、法人後見実施団体の育成が必要です。一方で、法人後見実施団体は、基本的には本人（被後見人）からの報酬により団体の運営費を賄うことになり、報酬額が不確定のため、全国的にも取り組む団体は少なく、本町においても実施している団体はない状況です。

市民後見人については、平成 30（2018）年度に県央地域定住自立圏構想の取り組みの 1 つである「県央地域成年後見支援事業」の中で、社会貢献への意欲があり、研修を経て一定の知識等を身につけた第三者後見人を養成しています。

◇今後の取り組み

1. 権利擁護支援のためのネットワーク形成（地域連携ネットワーク形成）
平成 29（2017）年度に県央地域定住自立圏構想の取り組みの 1 つである「県央地域成年後見支援事業」の中で設置した権利擁護サポートセンター（社会福祉法人 水戸市社会福祉協議会）と連携して、地域連携ネットワークの中核機関としての機能を分割して、その役割を担っていきます。 また、従来どおり、成年後見制度の広報・啓発、利用を含めた権利擁護総合相談、市民後見人の養成・推進に取り組みます。
2. 成年後見制度利用支援事業
身寄りのない障害者や虐待を受けた障害者等、親族による申立が困難な場合は、町が申立を行います。 町が後見開始等審判を行い、成年後見人等が選任された者で、後見人等報酬の助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難な場合に費用の助成を行います。
3. 成年後見制度法人後見支援事業
後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、成年後見制度を活用した支援の体制の整備に向けた活動を行います。
4. 市民後見人の育成・支援
平成 30（2018）年度に県央地域定住自立圏構想の取り組みの 1 つである「県央地域成年後見支援事業」の中で、社会貢献への意欲があり、研修を経て一定の知識等を身につけた第三者後見人である市民後見人を養成しました。 市民後見人候補者（市民貢献人養成講座修了後、候補者として登録した方）が、適正に活動できるように関係機関と連携したバックアップ体制を整備するとともに、候補者を対象としたフォローアップ研修を「県央地域成年後見支援事業」で行います。
5. 成年後見制度の周知の強化
権利擁護サポートセンター（社会福祉法人 水戸市社会福祉協議会）が作成した成年後見制度を周知するためのパンフレットやチラシ、エンディングノートを相談者や研修の参加者に配布します。制度の周知を図り、潜在的な利用者の発見に取り組みます。

（３）経済的自立の支援

◇現状と課題

生活保障の基本となるものが年金・手当制度であり、障害基礎年金等の年金や特別障害者手当等の各種手当は、障害者やその家族の生活を保障する上で大きな役割を果たしています。

本町では、このほかにも障害者の経済的自立を支援するため、自立支援医療費をはじめ、税の減免や公共施設利用料等の減免の実施、さらにはバス、タクシー、ＪＲ、航空運賃及び有料道路の割引に関する広報等を行っています。

アンケート調査結果においては、年金や手当等の社会保障の充実が求められていることから、今後も支援の継続・充実に努める必要があります。

◇今後の取り組み

1. 年金、手当制度の周知及び充実
障害者の所得保障のため、公的年金制度や各種手当制度の周知徹底に努めるとともに、各種制度の充実に努めます。
2. 税の減免などの各種割引制度の周知及び充実
障害者の社会参加や通院などに要する経済的負担を軽減するため、税の減免制度やＪＲ等の運賃、料金の割引制度について周知を図るとともに、内容の充実、拡大に努めます。
3. 自立支援医療など各種助成制度の実施
自立支援医療などの各種助成制度の周知と円滑な支給に努めます。 また、障害者の生活を経済的に支援するため、制度の対象に該当する障害者に対し、就職支度金の支給、自動車運転免許の取得や自動車改造費補助費の補助、住宅改修費の助成などを実施します。
4. 公共施設利用等の割引制度活用の促進
美術館、博物館等の公共施設の利用料や入場料、ＮＨＫ放送受信料等の割引制度の周知及び活用の促進を図ります。

（４）余暇活動の支援

◇現状と課題

令和３（2021）年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けて、スポーツに限らず、障害者の文化・芸術を振興する機運が高まっています。

本町では、特にボランティアグループによる障害者の活動支援が盛んになっており、交流活動も活性化している一方で、アンケート調査結果では、趣味やスポーツ、レクリエーションを「していない」と回答した人が６割となっています。

今後も、障害の種別、程度に関わらず、だれもが気軽にスポーツやレクリエーション、文化活動に参加できる機会の拡大を図り、障害者が参加しやすい環境を整えるとともに、障害者に対して各種活動に関する啓発・広報活動を行っていく必要があります。

◇今後の取り組み

1. スポーツ・レクリエーション活動の支援
障害者がスポーツに親しむ機会を提供するスポーツ団体の育成支援を図るとともに、各種スポーツ大会などの国・県や障害者団体が実施するスポーツ活動の支援に努めます。
2. 文化活動の支援
発表会や展示会の実施など、障害者による文化活動を支援するとともに、発表の場の確保に努めます。 また、障害者の活動を支援しているボランティアグループ等と連携し、参加希望者の支援等による参加促進に努めます。
3. 各種活動等への参加促進
祭りやイベント等の地域行事については、障害者の参加を促進するため、参加しやすい環境づくりや参加の呼びかけに努めます。 また、スポーツやレクリエーション及び文化活動など、障害者が参加できる町内外の余暇活動の情報提供に努めます。移動交通手段の面では、地域生活支援事業の移動支援事業などを通じて地域行事等への参加を図ります。 さらに、障害者自身が各種イベントを企画、立案し、そこに主体的に参加できるような機会や体制づくりに努めます。

基本分野3 生活環境

【関連するアンケート調査の概要】

＜関連設問への回答状況＞



- ◇現在の暮らしは、1割程度が「グループホームで暮らしている」「福祉施設で暮らしている」と回答しており、前回調査からやや割合が増加している
- ◇外出時に困ることは、生活環境に関連する内容では「道路や建物の段差で移動しにくい」「電車やバスの乗り降りがしにくい」といった回答の割合が高い
- ◇緊急の場合、消防署や警察へ通報できるかは、1割以上が「できない」と回答
- ◇災害発生時に避難できるかは、1割弱が「介助者がいても避難することは難しい」と回答

＜関連する自由意見＞

- ◇歩道の段差をなくし、通学路等は街灯をつけ草刈り等も定期的をお願いします
- ◇親なき後も幸せに生活ができる施設がほしい
- ◇車の運転ができないので、交通の部分を助けてほしい
- ◇災害の時どのような非難をしたらいいのか、勉強会や訓練をしたい



「生活環境」の考え方

障害者が住み慣れた地域で安心して生活できる環境は、すべての町民にとって、安全で、便利で、快適な環境であるといえます。

生活を営む上での物理的、社会的、制度的及び心理的なあらゆる障壁を除去するだけでなく、障害者に対して配慮することを特別なこととせず、あらゆる人にとって暮らしやすい空間やまちを創出していく必要があります。

施策 の 展 開	(1) バリアフリー化の促進	1. 公共施設のバリアフリー化の促進 2. 住宅改修の促進
	(2) 居住の場の確保	1. 障害者も利用できる公営住宅の確保 2. 住宅入居支援 3. 障害者対象のグループホーム等の誘致・整備
	(3) 移動交通手段の確保	1. 公共交通機関の利便性の確保 2. 移動支援事業の実施
	(4) 防災・防犯対策の推進	1. 災害の知識及び対処法についての啓発・広報 2. 緊急通報体制の整備・充実 3. 防犯対策の充実 4. 地域防災・防犯ネットワークの確立

(1) バリアフリー化の促進

◇現状と課題

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」や、ユニバーサルデザイン^{※3}の考え方のもと、福祉のまちづくりを進め、安全・安心で快適な環境の整備を図ることが求められます。

本町では、段差や道幅などの町内の環境や公共施設のバリアフリー化など、高齢者、障害者を含むすべての人が自由に行動し、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加することができる福祉のまちづくりを進めています。

今後も、引き続き既存の施設等のバリアフリー化を推進するとともに、新規の設備等にはユニバーサルデザインを採用するなど、すべての人にやさしい環境づくりに取り組んでいく必要があります。

◇今後の取り組み

1. 公共施設のバリアフリー化の促進

公共施設の改修、整備をさらに促進するとともに、町内主要道路の段差の解消、幅の広い歩道の整備など、歩行空間のバリアフリー化に努めます。

2. 住宅改修の促進

住宅改修に関する相談支援体制を整備し、住宅改修費の助成制度（地域生活支援事業）の利用を促進するとともに、情報の提供に努めます。



※3 ユニバーサルデザイン

：特定の年齢・性別・国籍・心身状態の人を対象とするのではなく、さまざまな違いを越えてすべての人のことを念頭に置いて考慮し、計画・設計することや、そのようにしたもの

（２）居住の場の確保

◇現状と課題

施設入所者や入院中の障害者が、将来地域での生活を営むためには、拠点となる居住の場や介助者の存在が必要です。また、地域の生活に対する不安を軽減する観点から、相談支援や生活支援のサポートが必要であると考えられます。

本町では、施設入所者や入院中の障害者の地域での暮らしの実現に向けて、町が所有する土地への共同生活援助（グループホーム）等の事業者参入の検討を進めています。

今後も、障害者が自立して快適な生活を送れるよう、個々のニーズに応じた住宅のバリアフリー化やグループホームの整備、適切なケアを受けられる居住の場の確保などの環境整備や支援体制が必要です。

◇今後の取り組み

1. 障害者も利用できる公営住宅の確保

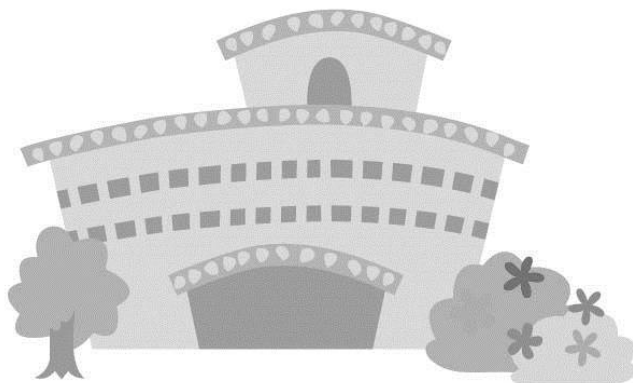
改築等の際し、既存の公営住宅のバリアフリー化を図るとともに、建て替えや新規住宅の建設についてもバリアフリー化を図ります。

2. 住宅入居支援

相談支援事業の一環として、住宅入居等支援事業に取り組み、貸主との調整など、障害者の一般住宅の入居に関して便宜を図ります。

3. 障害者対象のグループホーム等の誘致・整備

障害者の地域での生活の場となるグループホームや生活介護施設等の整備を検討します。当事者の方々の声に耳を傾け、必要に応じて事業者の参入を図ります。



（３）移動交通手段の確保

◇現状と課題

障害者にとって、移動手段を確保することは外出に対する抵抗感を抑制し、日常生活の行動範囲の拡大につながる等、大きな意義を持っており、障害者の自立した生活を容易にするとともに、積極的な社会参加にもつながります。

本町では、移動支援事業を実施していますが、ニーズに対して十分な供給ができず、サービスが利用困難なケースも見受けられます。

今後も、障害者の移動手段を確保し社会参加を促進するために、交通機関・手段の導入の検討、身体的負担の少ない利用方法、交通機関の円滑な連携、利用者の安心への配慮などが求められます。

◇今後の取り組み

1. 公共交通機関の利便性の確保

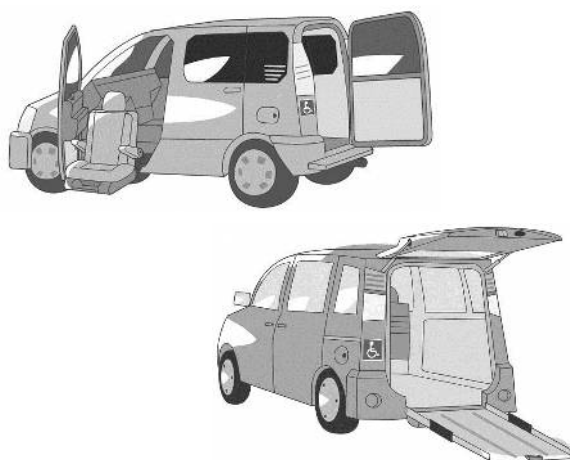
障害者の移動の円滑化を促進するため、バス、タクシー事業者に対し、障害者に対応した低床バス、リフトバス、リフトタクシー等の導入の促進を求めていくとともに、交通事業者などの関係機関と連携し、バリアフリー化事業の実施に努めます。

さらに、福祉有償運送事業の充実など、交通機関の利便性の向上を図ります。

2. 移動支援事業の実施

社会参加のための外出支援を目的とした移動支援事業（地域生活支援事業）を実施するとともに、サービスの周知、利用促進に努めます。

また、様々なニーズに対応できるよう、新たな移動手段の導入も検討します。



（４）防災・防犯対策の推進

◇現状と課題

障害者が安心して地域で生活するためには、火災や地震などの非常時において、情報の伝達や避難誘導等が迅速かつ的確に行われ、災害の影響を最小限にとどめることが大切です。

また、自治会組織などの積極的な活用や自主防災組織の育成・強化に向けて、自助・共助・公助の精神の養成を図るとともに、防災・防犯ネットワークづくりを推進していくことも必要となっています。

本町では、広報での防災情報掲載など、災害発生時の対応策に関する情報提供に努めていますが、現状ではまだ十分な防災体制が整っているとは言い難い状況です。

今後も関係機関や地域との密接な連携を図り、災害だけでなく、犯罪などの被害にも遭いやすい障害者や高齢者に対するきめ細かな防災・防犯対策を継続的に実施していく必要があります。

◇今後の取り組み

1. 災害の知識及び対処法についての啓発・広報

「広報しろさと」に町の避難場所や避難経路、災害の知識及び対処法を掲載します。
また、広報紙のほかにも、防災マニュアル等の配布を行います。

2. 緊急通報体制の整備・充実

障害者やその家族が、緊急時に警察や消防署等関係機関に即時に通報できるよう、緊急連絡網、ネット119等、緊急通報・連絡体制のより一層の充実を図ります。

また、視覚障害者等を含め、すべての人に災害情報等が迅速に伝わるよう、伝達手段を検討し、その周知に努めます。

3. 防犯対策の充実

障害者の犯罪被害防止のために、町広報誌やパンフレット等により防犯意識の高揚を図るとともに、自主防犯組織の育成と地域安全運動を推進し、安全なまちづくりに努めます。

また、障害者や高齢者等に対する犯罪被害防止のため、悪質商法等についての情報提供に努めます。

4. 地域防災・防犯ネットワークの確立

自主防災・防犯組織の育成を積極的に推進するとともに、自主防災・防犯組織のネットワークづくりを進め、防災情報の共有化を図ります。

また、障害者自身の避難能力の向上や災害時に支援が必要な障害者情報の共有を図る観点から、障害者自身のネットワークへの積極的な参加を促進します。

基本分野4 教育・育成

【関連するアンケート調査の概要】

＜関連設問への回答状況＞



- ◇保育や教育について今後必要だと思うことは、「進路指導をしっかりとしてほしい（自立して働けるような力をつけさせてほしい）」「放課後や長期休暇中に利用できる福祉サービスをふやしてほしい」の回答の割合が高い
- ◇将来希望する進路は、「自立に向けた訓練ができる施設へ通いたい」「大学や専門学校等へ進学したい」の回答の割合が高い

＜関連する自由意見＞

- ◇障害児・者に対する公教育を充実してほしい
- ◇学校を卒業した後安心して生活できるような仕組みや、施設が充実してくれたいいと思います



「教育・育成」の考え方

障害のあるなしに関わらず、すべての子どもが教育を受けられるよう、特別な支援の必要な子ども一人ひとりの教育的ニーズをきめ細かく把握しながら、適切な支援を行うことが重要です。

障害のある子どもに対する教育・育成においては、その子どもが持っている能力を最大限に伸ばし、将来社会の中でいきいきと希望に満ちた生活を送れるよう、社会的に自立するための生きる力を身につけることが目標となります。

施策 の 展 開	(1) 教育相談、就学指導体制の充実	1. 療育体制の整備・充実 2. 教育相談、就学指導体制の充実 3. 療育等に関する支援体制の周知
	(2) 障害児に対する教育・保育の充実	1. 障害児保育等の充実 2. 教職員の資質向上 3. 個別の教育支援計画の策定 4. 就労先の確保 5. 学校施設のバリアフリー化

(1) 教育相談、就学指導体制の充実

◇現状と課題

本町では、保育施設へ専門家を派遣し、教諭や保育士から児童の発育に関する相談を受けるといった対応を行っています。また、発達障害に関する相談や育児相談の機会を設けるとともに、障害児が18歳を迎えるにあたって、障害のサービス利用に関する相談説明を希望者に対して実施しています。

今後も、教育におけるノーマライゼーションの進展のために、障害のある幼児、児童、生徒を地域の学校等で受け入れる体制を整えていく必要があります。

また、障害の発見から療育・教育まで、それぞれの施策が一貫したシステムとして機能するよう、医療機関、教育機関、行政の連携を密にして、障害児個々の特性や状況に応じた適切な指導・訓練・教育が行えるよう努める必要があります。

◇今後の取り組み

1. 療育体制の整備・充実
障害の早期発見から早期療育への迅速な対応を図り、障害児ができるだけ早い段階で適切な措置を受けられるよう、医療、教育、行政等の障害児に関わる各機関との情報の共有化や連携を図りながら療育体制の整備を図ります。
2. 教育相談、就学指導体制の充実
多様な教育相談に対応できる体制を整えるとともに、障害児個々の特性や実態に即した就学を進めるため、本人、保護者の意向を尊重しながら適切な就学指導に努めます。
3. 療育等に関する支援体制の周知
障害児を抱える保護者の精神的な不安を緩和し、できる限り早い時期に相談を受けられるよう、障害児に関わる療育・教育相談や就学指導等についてわかりやすく説明したパンフレット等を作成、配布し、周知に努めます。



（２）障害児に対する教育・保育の充実

◇現状と課題

LD（学習障害）やADHD（注意欠陥／多動性障害）といった発達障害や高機能自閉症などに対する関心・理解が高まる中で、学校などにおいてこれらを含めた特別支援教育の推進など、障害の特性に対応した支援が求められています。

障害のある子どもが、その能力を最大限に伸ばしていくためには、一人ひとりの個性や特性など教育的ニーズに応じた特別支援教育の内容や支援体制、学びやすい教育環境の整備が必要です。

◇今後の取り組み

1. 障害児保育等の充実	障害のある子どもが生まれ育った地域で保育が受けられるよう、可能な限り、保護者の望む保育施設での受け入れに向けた人員の確保に努めるとともに、子どもの心身の状況を正確に把握することに努め、子どもの発達が促進されるよう、保育内容の充実を図ります。
2. 教職員の資質向上	教職員に対し、特別支援教育に関する学習会・研修会を開催し、資質の向上を図ります。
3. 個別の教育支援計画の策定	障害者一人ひとりの状況に応じたきめ細かな対応ができるよう、関係機関や関係者との連携を深め、発達段階に応じた個別の教育支援計画を立てることにより、障害者の教育を長期的な視野から継続的に支援します。
4. 就労先の確保	卒業後の進路について、障害児が自立して生活していけるよう、ハローワーク（公共職業安定所）や一般企業等と十分な連携をとり、就労先の確保に努めます。
5. 学校施設のバリアフリー化	障害児が安心して楽しく学校生活を送れるよう、学校などの建物や設備のバリアフリー化を推進します。

基本分野5 雇用・就労

【関連するアンケート調査の概要】

＜関連設問への回答状況＞



- ◇【18～64歳で現在仕事をしていない人対象】今後の収入を得る仕事をしたいかは、4割程度が「仕事をしたい」と回答
- ◇障害者就労支援として必要だと思うことは、「職場の上司や同僚に障害の理解があること」の回答の割合が最も高く、「通勤手段の確保」「短時間勤務や勤務日数等の配慮」といった回答の割合も高い

＜関連する自由意見＞

- ◇派遣スタッフを含め、障害や持病持ちはまだ門前払いの状況にある
- ◇普通に正社員として働きたいので受け入れてくれる会社が増えてほしいし、紹介してくれるサービスを開設してほしい
- ◇場では可能な範囲での合理的配慮をしてもらっているが、それでも追い付けないぐらい仕事量が多く、仕事の展開も早い



「雇用・就労」の考え方

障害者がその適正と能力に応じて就労し、社会経済活動に参加することは、社会にとっても大変有益なことであり、障害者自身の生きがいにもなります。

能力や障害の特性に応じた職業能力開発の機会を確保するとともに、一般雇用や福祉的就労の促進に努めるなど、障害者の就労機会の拡大を図る必要があります。

施策 の 展 開	(1) 障害者の雇用の促進	1. 町内企業等に対する障害者雇用の働きかけ 2. 助成制度の啓発・広報
	(2) 障害者の職業能力の開発・育成	1. 職業訓練に関する情報提供 2. 障害福祉サービスの提供（就労移行支援等） 3. 更生訓練費等の支給制度の活用促進
	(3) 障害者の就労環境の改善と定着促進	1. 就労環境の整備促進 2. ジョブコーチ等の積極的活用による職場定着率の向上 3. 職場における障害者理解の啓発
	(4) 福祉的就労の場の確保	1. 地域活動支援センターの運営支援 2. 障害福祉サービス等の利用促進

(1) 障害者の雇用の促進

◇現状と課題

障害者にとって就労は、経済生活の自立の手段であるとともに社会参加・貢献など生きがいの基本となるものです。

一方で、障害者の法定雇用率が達成されていた民間企業は、全国で半数に満たない（平成 30（2018）年時点）状況です。また、令和 3（2021）年 1 月から、民間企業の法定雇用率はこれまでの 2.2%から 2.3%となり、今後も段階的な引き上げが予定されている等、障害者の雇用拡大が求められています。

こうした状況を踏まえ、これまで実施されていた一般企業への就労を目指す就労移行支援、福祉的就労の場となる就労継続支援事業に加え、平成 30（2018）年の障害者総合支援法改正により、新たに就労定着支援が創設される等、就労系サービスの強化が図られています。

今後も高齢化等に伴い障害者の増加が想定される中で、法定雇用率達成企業の増加等に向けて、より一層の就労条件の見直し・改善が求められます。

◇今後の取り組み

1. 町内企業等に対する障害者雇用の働きかけ

特別支援学校やハローワークなどと連携し、町内の企業等に対して、障害者及び障害に対する理解を促し、積極的な障害者雇用を働きかけていきます。

また、法定雇用率未達成企業に対して、障害者雇用の促進について、より一層の理解、協力を求め、雇用率達成企業の増加を図ります。

2. 助成制度の啓発・広報

ハローワーク等、雇用関係機関と協力し、障害者雇用に関わる各種助成制度等の啓発・広報に努めます。



（２）障害者の職業能力の開発・育成

◇現状と課題

障害者の就労を推進するためには、障害者自身の職業能力の開発、育成が不可欠です。しかし、民間企業における障害者のための職業訓練は、ほとんど行われていないのが現状です。

今後も障害者のための職業訓練に関する情報提供を行い、障害者の職業能力の開発、育成につなげていく必要があります。

◇今後の取り組み

1. 職業訓練に関する情報提供
障害福祉サービスや各種制度を利用した障害者のための職業訓練に関する情報提供に努めます。また、「地域障害者職業センター ^{※4} 」などへの入校も支援します。
2. 障害福祉サービスの提供（就労移行支援等）
地域活動支援センター ^{※5} と連携しながら、障害福祉サービスの就労移行支援の利用を促進し、職業訓練などにより一般就労へとつなげます。
3. 更生訓練費等の支給制度の活用促進
更生訓練費等の支給制度（地域生活支援事業）を実施することにより、社会復帰と就労の促進を図ります。

※4 地域障害者職業センター

：障害者に対して、ハローワークと協力して、就職に向けての相談、職業能力等の評価、就職前の支援から、就職後の職場適応のための援助（ジョブコーチによる支援）まで、個々の障害者の特性や状況に応じた継続的なサービスを提供しています

※5 地域活動支援センター

：創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進、相談業務などの各種事業を実施し、障害者の地域生活を総合的に支援する役割を担います

(3) 障害者の就労環境の改善と定着促進

◇現状と課題

障害者は就労先において、様々な問題を抱えていることが少なくありません。

本町では、国・県から提供されたポスターの掲示や、広報等を活用し、職場における障害者理解の啓発を行っています。

今後は、障害者の就職後の悩みに関する相談等を受け付け、職場環境の改善やジョブコーチの活用につなげることなどにより、職場定着率を高めていくことが重要になっています。

◇今後の取り組み

1. 就労環境の整備促進
障害者が自らの状況に応じた多様な形態での勤務ができるよう、短時間勤務、フレックス制度等に対する企業・雇用主への理解を求め、無理のない就労環境の整備等の啓発に努めます。
2. ジョブコーチ等の積極的活用による職場定着率の向上
ジョブコーチ ^{※6} やトライアル雇用 ^{※7} 等の制度の普及啓発、活用を促進することにより障害者の職場定着を支援します。
3. 職場における障害者理解の啓発
就労先で障害者が偏見や差別的対応を受けることなく、安心して働くことができるよう、障害者の職場における障害者理解の啓発に努めます。

※6 ジョブコーチ

：就労支援の専門職。一定期間、職場に付き添って支援を行い、障害者の仕事の自立を助け、職場の従業員から必要な支援を引き出す。就労が安定した後も職場訪問や面談などをおして、継続的な支援を行います

※7 トライアル雇用

：短期間（原則3か月）試行的な雇用を奨励することにより、障害者雇用の促進を目的にした制度。障害者を雇用するにあたり、一定の要件を満たした場合、企業に対し「試行雇用奨励金」、「特定求職者開発助成金」が支給されます

（４）福祉的就労の場の確保

◇現状と課題

障害者が社会参加を果たし、地域で自立した生活を送るためには、その適性や能力に応じて多様な就労の機会や場を確保することが重要です。

一般企業への就労は困難でも、社会参加への意欲を高め、適性や能力が十分に発揮できる福祉的就労の場を確保するとともに、利用を促進することが求められます。

◇今後の取り組み

1. 地域活動支援センターの運営支援

障害者の日中活動の場を確保するとともに、障害者の自立につながるよう、作業内容のさらなる充実に努めます。地域活動支援センターについての理解を深め、より多くの障害者の活動への参加を促進します。

2. 障害福祉サービス等の利用促進

一般企業等で働くことが困難な障害者のために、長期で安定した福祉的就労の場として、民間事業者による就労継続支援などのサービスの確保に努めるとともに、サービスの利用を促進します。



基本分野6 保健・医療

【関連するアンケート調査の概要】

＜関連設問への回答状況＞



- ◇現在受けている医療ケアは、「服薬管理」の回答の割合が最も高く、「透析」の割合も比較的高い
- ◇治療に関して困っていることは、「専門的な治療をする病院が近くにない」「通院が不便」といった回答の割合が高い
- ◇現在悩んでいること、相談したいことは、具体的な内容としては「自分の健康・治療のこと」の回答の割合が最も高い

＜関連する自由意見＞

- ◇休日夜間に具合が悪くなったらどうしようといつも考えています
- ◇総合医療機関が町内にないため、ぜひ誘致をお願いします。誘致が難しい場合は、総合病院に行くための交通手段を考えていただきたい
- ◇収尿器の給付対象がいつの間にか変更となってしまう、申請したが(主治医より診断書を記入してもらい提出したが)却下された
- ◇城里町には専門の先生がいる医療機関がないため、通院が不便に感じています



「健康・医療」の考え方

障害の原因には、先天性のものと事故や疾病等から生じる後天性のものがありますが、早期発見、早期治療、早期療育体制を充実する必要があることはどちらにも共通することですが、特に後天性の障害については、予防面での対策を強化する必要があります。

また、障害を軽減し、自立を促進するためには、リハビリテーション医療が重要な役割を果たしており、その一層の充実を図る必要があります。

施策 の 展 開	(1) 障害の原因となる疾病等の予防・治療	1. 乳幼児期における疾病や障害への早期対応 2. 生活習慣病の予防と早期対応 3. 精神疾患等の予防と早期対応 4. 発達障害者への支援体制の整備
	(2) 医療、リハビリテーションの充実	1. 医療・リハビリテーション体制の充実

(1) 障害の原因となる疾病等の予防・治療

◇現状と課題

身体障害者については、内部障害の割合が増加傾向となっており、生活習慣病の予防対策として進めている健康教育、健康相談、健康診査、訪問指導等の各種予防事業への参加促進を図ることが重要です。

知的障害者の先天性の障害については、これを予防、早期発見し、適切な治療や療育を行うことで、障害の軽減や基本的な生活能力の向上を図ることが可能です。本町では、妊娠届出時には保健師の面接、妊娠中においては健康管理の相談や個別訪問などを行っていますが、今後さらにこうした保健活動の重要性が高まると考えられます。

精神疾患については、精神障害者保健福祉手帳所持者、自立支援医療受給者（精神通院医療）ともに増加しています。精神医療や相談窓口、情報提供を充実し、疾患を初期の段階で発見、早期に治療することで、重症化の防止や完治も可能となるため、精神的健康の保持・増進を含めた環境整備が必要です。

発達障害については、早期発見により、適応障害などの二次障害の予防につながります。発達障害は、集団の中などで他者と関わる際に発見されることが多いため、幼児健診に加え、保育施設、学校等と連携して支援にあたる必要があります。

難病（特定疾患）については、障害福祉サービス等の利用対象となる疾患が、令和元年7月時点で361疾患となっており、本町においても増減はあるものの、一定数の患者がいる状況です。

高次脳機能障害は、交通事故等による脳外傷、脳梗塞や脳出血等の脳血管障害、脳炎・低酸素脳症等の病気が原因で脳が部分的に損傷を受けたために起こる障害です。外見から障害があることがわかりづらく、誤解を受ける等、本人や家族の負担が大きくなるケースもあり、周囲の理解が重要になります。

◇今後の取り組み

1. 乳幼児期における疾病や障害への早期対応
医療機関との連携を図り、乳幼児健康診査等により疾病や障害の早期発見、早期治療、早期療育に努めます。
2. 生活習慣病の予防と早期対応
健康教育、健康相談、健康診査等の各種保健サービスを一層推進し、生活習慣病及びそれに起因する障害の予防に努めます。
3. 精神疾患等の予防と早期対応
医療機関と連携しつつ、保健所での精神保健相談や訪問相談により、疾病や障害の早期発見・早期治療及び日常生活の支援に努めます。 また、心の健康増進やストレス対策として、心の健康づくり講座や健康教育を行い、精神疾患等の予防に努めます。
4. 発達障害者への支援体制の整備
関係機関との連携による、発達障害の早期発見・早期支援や、発達障害者やその家族に対するライフステージを通じた一貫した支援体制の整備に努めます。

（２）医療、リハビリテーションの充実

◇現状と課題

障害者にとっての医療及びリハビリテーションの充実は、病気の治癒だけでなく、障害の軽減を図り、就労や地域社会への参加を促進するためには不可欠です。

また、定期的な医学管理を必要とする障害者の増加や、障害に伴う二次障害の予防に対応するためにも、障害者の健康管理や医療の充実を図るための施策を展開していく必要があります。

本町においては、通院の不便さや専門的な治療をする医療機関が近隣にないことから、必要とする医療やリハビリテーションを受けるための環境整備が課題となっています。

◇今後の取り組み

１．医療・リハビリテーション体制の充実

症状や状況に応じた治療や障害の実態にあったリハビリテーション等を適切に受けることができるよう、医師会や町内の医療機関、周辺自治体及び県との連携によって、広域的な医療体制の整備を図るとともに、交通事業者などの関係機関に働きかけ、交通機関の利便性の向上を図ります。

また、障害福祉サービスの提供体制をはじめ、医療機関等の関係機関との連携による一貫したリハビリテーション体制の構築に努めます。



基本分野7 情報・相談・コミュニケーション

【関連するアンケート調査の概要】

＜関連設問への回答状況＞



- ◇障害、福祉サービスに関する情報の入手先は、「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」の回答の割合が最も高い。「行政機関の広報誌」の割合は3割弱
- ◇相談している人・場所は、6割程度が「同居の家族」と回答。「町役場」「地域包括支援センター」は1割弱で、前回調査よりも割合がやや減少している
- ◇相談支援体制が十分かについては、「不十分」が2割弱

＜関連する自由意見＞

- ◇ストーマ用具の説明や、生活上での様々な具体例を聞きたい
- ◇希望や要望をとった後、どのように解決していくのか、いるのか。そのお知らせがあまり目につきません
- ◇城里町の長寿支援課、福祉こども課の方々が身障者の困りごとや相談に親切に聞いてくれて助かります
- ◇身体的な障害が出てきているようなので相談できるところがほしい
- ◇手帳がなくても相談できる場所があればいいと思います



「情報・相談・コミュニケーション」の考え方

障害者やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、福祉制度や生活に関する様々な情報を必要とときに手に入れることができる情報提供の充実が必要です。

また、情報提供にあたって、視覚障害者や聴覚障害者への配慮が必要であり、IT（情報技術）等を活用した情報バリアフリー化の推進も含め、コミュニケーション支援体制の充実を図り、障害者の自立と社会参加を支援することが重要です。

施策 の 展 開	(1) 情報収集、情報提供の 充実	1. 多様な手段による情報提供 2. 情報の収集・整理
	(2) コミュニケーション支援 の推進	1. 情報保障の充実 2. 庁内における支援体制の充実 3. パソコン等の情報媒体の利用支援
	(3) 相談支援体制の充実	1. 身近な相談窓口の充実 2. 専門的な相談窓口の確保 3. 相談ネットワークの充実

(1) 情報収集、情報提供の充実

◇現状と課題

町の広報紙やホームページによってサービス等の周知を図っています。視覚障害者や聴覚障害者へ一層の配慮をするためにも、様々な手段を検討しながら継続的に情報提供を行うと同時に、情報伝達手段を利用者側にも周知していくことが必要です。

本町では、町のホームページについて文字の大きさに配慮するなどの工夫をしています。

今後は、より有益な情報提供体制の実現に向けて、その前提として有益な情報の収集が不可欠であり、保健、医療、福祉等に関する最新の情報や資料を収集整理するとともに、効果的な活用にも努める必要があります。

◇今後の取り組み

1. 多様な手段による情報提供

情報提供をより一層充実させるため、広報紙やホームページ、パンフレットなど、多様な媒体を活用するとともに、確実な情報提供元として、医療機関等に配布物の設置を依頼し、情報提供の場の拡大を図ります。

また、町の広報紙やホームページにおいて、各種のサービス情報や施設情報、団体情報、イベント情報など、保健、医療、福祉などに関する情報提供の充実を図ります。

2. 情報の収集・整理

保健、医療、福祉等に関する最新の情報、資料等を収集、整理し、データベース化を図るとともに、情報の共有化や相互活用化を目指して、関係施設等とのネットワークの構築に努めます。

(2) コミュニケーション支援の推進

◇現状と課題

視覚障害や聴覚障害があっても容易に情報取得ができるよう、コミュニケーションの障壁の除去に努める必要があります。

本町においては、意思疎通支援事業として手話通訳者の派遣事業を行っています。

コミュニケーション支援の利用を希望する人の割合は高くはないものの、希望者にとっては必要性の高いサービスであり、今後も十分なサービス提供体制を確保するとともに、情報を入手しやすい環境も整えていく必要があります。

◇今後の取り組み

1. 情報保障の充実

手話通訳者や要約筆記奉仕員の派遣を行い、情報保障を図り、社会参加を促進します。さらに、点訳、朗読、手話、要約筆記等のボランティアの養成・派遣を促進し、障害者のコミュニケーションを支援します。

2. 庁内における支援体制の充実

庁内一般職員の基礎的なコミュニケーション能力の向上を目的とし、城里町社会福祉協議会やボランティア団体が開催する手話教室等への職員の参加を奨励します。また、有資格者など実務レベルでの手話通訳が可能な職員の雇用または育成に努めます。

3. パソコン等の情報媒体の利用支援

障害者を対象とした電子メールの送受信等のパソコン操作に関する講習会の実施を推進します。

地域の講習会に参加することができない重度の障害者に対しては、情報入手やコミュニケーションを支援し、社会参加を促進するため、パソコン操作等のサポートを行うパソコンボランティアの養成・派遣を行います。



（３）相談支援体制の充実

◇現状と課題

障害者の持つ悩みや問題は、その障害者の特性や状況、年齢など様々な要因によって異なります。家族や友人・知人のいる地域で安心して暮らしていくためには、日常生活で抱える諸問題を身近で相談でき、適切な助言を受けられる総合相談体制の確立が必要であり、それらの個々のケースに対応できる専門的な情報の提供が必要となります。

本町では、これまで身体障害者相談員、知的障害者相談員等の専門の相談員による活動や、福祉こども課をはじめ、福祉相談センターや中央児童相談所及び精神保健福祉センター等の行政機関において、様々な相談業務を実施してきました。

今後は、町役場や地域包括支援センター等を相談先として利用する方が１割に満たないというアンケート調査結果も踏まえ、障害者の家族に対して適切な情報提供や相談窓口の周知等を行うとともに、関係機関との連携を図り、地域での相談支援体制を確立していくことが重要です。

◇今後の取り組み

１．身近な相談窓口の充実

各種相談窓口担当者の資質の向上を図り、相談者の年齢や障害の種類・程度など、一人ひとりの状況や生活に合わせた対応に努めます。

また、サービス利用に関しては、障害福祉サービスの計画相談支援を通じ、利用調整が困難な利用者に対して、サービス利用計画作成の支援を行います。サービス利用全般に関する苦情等についても、関係機関との連携により解決・予防に努めます。

さらに、住宅入居支援なども含めた相談支援事業の効果的な実施と内容の充実に努めます。

２．専門的な相談窓口の確保

専門的な相談については、地域活動支援センター施設において対応します。また、地域活動支援センターと連携し、障害者のための巡回相談会の実施を検討します。

３．相談ネットワークの充実

地域自立支援協議会を活用し、障害者の福祉サービスに関することを中心に、障害者協会、家族会、事業者等とともに検討する機会を設け、交流や情報交換、事例対応に取り組めます。

また、ピアカウンセリング（障害者自身が他の障害者からの相談に応じ、助け合う方法）の実施に関し、その必要性和実現の可能性を含めて障害者団体等と検討します。

さらに障害者の家族については、障害者家族会の設立支援、活動支援に取り組めます。

第 5 章 障害福祉計画（及び障害児福祉計画）

1 令和5（2023）年度の目標（成果目標）

（1）成果目標の設定についての考え方

障害者等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、令和5（2023）年度を目標年度とする障害福祉計画（第6期）及び障害児福祉計画において、必要な障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標として、以下の事項に係る成果目標を設定します。

成果目標	①福祉施設の入所者の地域生活への移行
	②精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築
	③地域生活支援拠点等の整備
	④福祉施設から一般就労への移行等
	⑤障害児支援の提供体制の整備等
	⑥相談支援体制の充実・強化等
	⑦障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

（2）成果目標の設定

①福祉施設の入所者の地域生活への移行

<国の基本指針に定める数値目標の考え方>

- ・令和元年度末時点での施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することとするとともに、これに合わせて令和5年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者から1.6%以上削減することを基本とする。
- ・当該目標値の設定にあたっては、令和2年度末において、障害福祉計画で定めた令和2年度までの目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和5年度末における目標値に加えた割合以上を目標値とする。

国の基本指針に示された考え方、町内のグループホーム等の設置状況などの地域の実態を踏まえて、令和5（2023）年度末までには2人を地域生活へ移行、施設入所者数は33人とすることを目標とします。

項目	数値	備考
施設入所者数	35人	令和元(2019)年度末時点の施設入所者数
【目標値】削減見込数	2人	令和5（2023）年度の令和元年度からの差引減少見込数
【目標値】地域生活移行者数	2人	令和5（2023）年度の施設からの地域生活移行者数

②精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築

<国の基本指針に定める数値目標の考え方>

- ・平均生活日数に関する令和5年度における目標値の設定にあたっては、精神障害者の精神病床からの退院後1年以内の地域における生活日数の平均を316日以上とすることを基本とする。
- ・別表第四の一の項に掲げる式により算定した令和5年度末の精神病床における65歳以上の1年以上長期入院患者数及び別表第四の二の項に掲げる式により算定した令和5年度末の精神病床における65歳未満の1年以上長期入院患者数を目標値として設定する。
- ・退院率に関する令和5年度における目標値の設定にあたっては、入院後3か月時点の退院率については69%以上とし、入院6か月時点の退院率については86%以上とし、入院後1年時点の退院率については92%以上とすることを基本とする。

※市町村では設定不要

本項については国の基本指針において、市町村での目標の設定は求められていないことから、成果目標の設定は行いませんが、基本指針で示された考え方を踏まえ、県や地域住民と連携しながら、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的（インクルーシブ）な社会の構築を目指します。

③地域生活支援拠点等の整備

<国の基本指針に定める数値目標の考え方>

- ・令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。

地域生活支援拠点については令和2（2020）年度時点で1か所を整備しており、令和5（2023）年度末においてもこれを維持することを目指します。

また、地域生活支援拠点の運用状況について、令和5年度末までの期間に年1回以上の検証・検討を行うことを目指します。

項 目	数 値	備 考
【目標値】地域生活支援拠点数	1か所	令和5（2023）年度末までに設置（※複数市町村でも可）
【目標値】運用状況の検証・検討回数	1回	令和5（2023）年度末までの期間に年1回以上

④福祉施設から一般就労への移行等

<国の基本指針に定める数値目標の考え方>

- ・令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上とすることを基本とする。
- ・この際、就労移行支援事業所、就労継続支援A型事業及びB型事業について、各事業の趣旨、目的、各地域における実態等を踏まえつつ、それぞれ令和5年度中に一般就労に移行する者の目標値も併せて定めることとする。
- ・就労移行支援事業については、令和元年度の一般就労への移行実績の1.30倍以上とすることを基本とする。
また、就労継続支援A型事業については令和元年度の一般就労への移行実績の概ね1.26倍以上、就労継続支援B型事業については概ね1.23倍以上を目指すこととする。
- ・また、障害者の一般就労への定着も重要であることから、就労定着支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労定着率に係る目標値を設定することとし、就労定着支援事業の利用者数については、各地域における就労定着支援事業の事業所数等を踏まえた上で、令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。さらに、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする。
- ・一般就労に移行する者の数及び就労移行支援事業の利用者数に係る目標値の設定にあたり、令和2年度末において、障害福祉計画で定めた令和2年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和5年度末における各々の目標値に加えた割合以上を目標値とする。

一般就労移行者数については、令和5（2023）年度に福祉施設利用者のうち2人が一般就労に移行することを目指します。

就労移行支援事業利用者数については、令和元（2019）年度の実績の概ね1.3倍の13人を目指します。

就労継続支援A型事業の利用者数については、本町の実情を踏まえ、令和5（2023）年度に8人を目指します。また、就労継続支援B型事業の利用者数については、令和元（2019）年度の実績の概ね1.23倍の42人を目指します。

就労定着支援事業の利用人数については、令和5（2023）年度に就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する方のうち、2人を目指します。

就労移行率8割以上の就労定着支援事業所数については、本町の実情を踏まえ、令和5（2023）年度に1か所を目指します。

項 目	数 値	備 考
【目標値】一般就労移行者数	2人	令和5(2023)年度の福祉施設利用者の一般就労移行者数
【目標値】就労移行支援事業利用者数	13人	令和5(2023)年度就労移行支援事業利用者数
【目標値】就労継続支援A型事業の利用者数	8人	令和5(2023)年度就労移行支援事業利用者数
【目標値】就労継続支援B型事業の利用者数	42人	令和5(2023)年度就労移行支援事業利用者数
【目標値】就労定着支援事業の利用人数	2人	令和5(2023)年度一般就労移行者数における人数
【目標値】就労移行率8割以上の就労定着支援事業所数	1か所	令和5(2023)年度就労定着率8割以上の就労定着支援事業所数

⑤障害児支援の提供体制の整備等

＜国の基本指針に定める数値目標の考え方＞

- ・令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。
- ・また、令和5年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。
- ・聴覚障害児を含む難聴児が適切な支援が受けられるように、令和5年度末までに、各都道府県において、児童発達支援センター、特別支援学校（聴覚障害）等の連携強化を図る等、難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保することを基本とする。
- ・令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。
- ・令和5年度末までに、県、各圏域、各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。

児童発達支援センターについては、令和5（2023）年度末までに1か所の設置を目指します。保育所など訪問支援を利用できる体制を構築については、すでに構築済みとなっています。主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所の設置数については、令和5（2023）年度末までに1か所の設置を目指します。

また、令和5（2023）年度末までに、医療的ケア児が適切な支援を受けるための関係機関の協議の場の設置、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置を目指します。

項 目	数 値	備 考
【目標値】児童発達支援センターの設置数	1か所	令和5(2023)年度末の児童発達支援センターの設置数
【目標値】保育所など訪問支援を利用できる体制を構築	構築済	※構築済み
【目標値】児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所数	1か所	令和5(2023)年度末までの、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所の設置数
【目標値】関係機関の協議の場の設置数	1か所	令和5(2023)年度末までの、医療的ケア児が適切な支援を受けるための協議の場の設置数
【目標値】医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置数	1人	令和5(2023)年度末までの、配置人数

⑥相談支援体制の充実・強化等

＜国の基本指針に定める数値目標の考え方＞

- ・相談支援体制を充実・強化するため、令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において、基本指針別表第一の九の表各項に掲げる総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。

【別表第一の九】

総合的・専門的な相談支援	障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施の見込みを設定する。
地域の相談支援体制の強化	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数の見込みを設定する。 地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数の見込みを設定する。 地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数を見込みを設定する。

- ・これらの取組を実施するにあたっては、基幹相談支援センター又は基本指針第一の一の4（一）に掲げる事業がその機能を担うことを検討する。

【基本指針第一の一の4（一）に掲げる事業】

属性にかかわらず、地域の様々な相談を受け止め、自ら対応又はつなぐ機能、多機関協働の中核の機能及び継続的につながり続ける伴走支援を中心的に担う機能を備えた相談支援

総合的・専門的な相談支援の実施に向けて、令和5（2023）年度末の基幹相談支援センターの設置等を目指します。

地域の相談支援事業者に対する指導・助言件数について、令和5（2023）年度に20件を目指します。

地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数について、令和5（2023）年度に1件を目指します。

地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数について、令和5（2023）年度に1回を目指します。

項 目	数 値	備 考
【目標値】総合的・専門的な相談支援の実施	1か所	令和5(2023)年度末の基幹相談支援センターの設置等
【目標値】地域の相談支援事業者に対する指導・助言件数	20件	令和5(2023)年度の訪問等による指導・助言件数
【目標値】地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	1件	令和5(2023)年度の支援件数
【目標値】地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	1回	令和5(2023)年度の実施回数

⑦障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

＜国の基本指針に定める数値目標の考え方＞

- ・県及び市町村の職員は、障害者総合支援法の具体的な内容を理解するための取組を行い、障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障害者等が真に必要な障害福祉サービス等が提供できているのか検証を行っていくことが望ましい。また、利用者が真に必要な障害福祉サービス等を提供していくため、令和5年度末までに、基本指針別表第一の十の表各項に掲げる障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

【別表第一の十】

障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数の見込みを設定する。
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数を見込みを設定する。
指導監査結果の関係市町村との共有	都道府県等が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果を関係自治体と共有する体制の有無及びその共有回数を見込みを設定する。

障害福祉サービス等の質を向上させるため、都道府県が実施する研修への町職員の参加人数について、令和5（2023）年度に2人を目指します。

事業所や関係自治体等と共有する体制を構築し、令和5（2023）年度において事業所や関係自治体等との共有の実施回数1回を目指します。

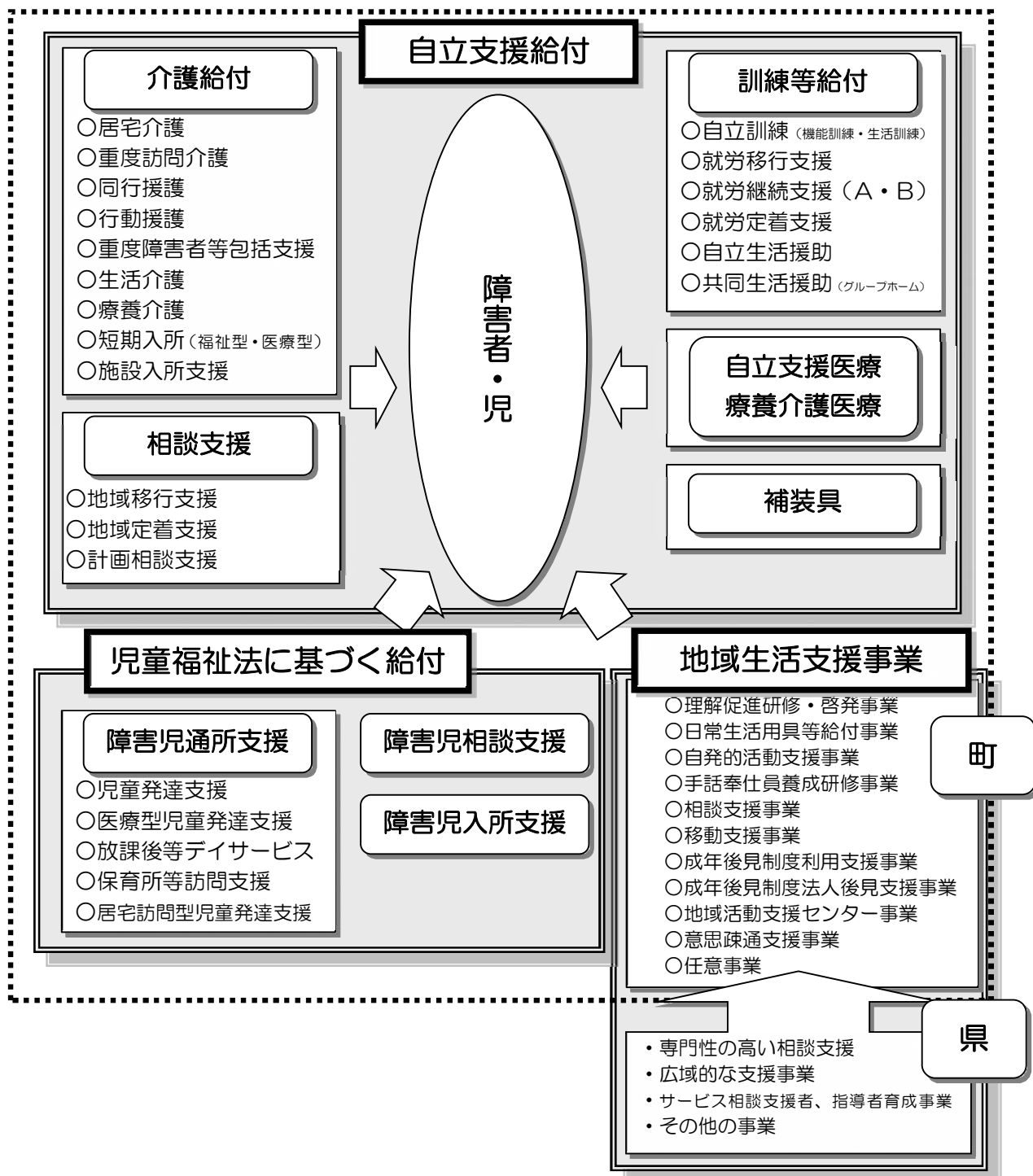
項 目	数 値	備 考
【目標値】都道府県が実施する研修への町職員の参加人数	2人	令和5(2023)年度の参加人数
【目標値】事業所や関係自治体等と共有する体制の有無	有	体制の有無を記載
【目標値】事業所や関係自治体等との共有の実施回数	1回	令和5(2023)年度の実施回数

2 障害福祉サービス等のサービス体系

障害者総合支援法に基づくサービス体系は、個別に支給決定が行われる「自立支援給付」と、利用者の状況に応じて町が柔軟に実施できる「地域生活支援事業」にわけられます。「自立支援給付」は、介護の支援を受ける場合は「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合は「訓練等給付」に位置づけられます。

またこの他に、児童福祉法に基づくサービスとして「障害児通所支援」等があります。

【参考】 障害者総合支援法等に基づくサービス体系



3 障害福祉サービス及び相談支援の見込み（活動指標）

障害福祉サービスは、支援を必要とする障害者（児）に法律で定められた共通の福祉サービスの中から必要とするサービスを提供する制度です。

<障害福祉サービスの単位について>

【時間】 各年度平均の1か月あたり延利用時間
 【人】 各年度平均の1か月あたりサービス実利用人数
 【日】 各年度平均の1か月あたり延べ利用日数
 ※ただし「相談支援」については年間実利用者数

（1）訪問系サービスの見込みと確保方策

訪問系サービスとは、在宅で訪問を受け、日常生活における介護などを受けるサービスです。

①サービス量の見込み

区 分	単 位	実績値 (令和2年度は見込み)			計画値		
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
居宅介護	時間	344.7	353.4	360	370	380	390
	人	16.4	18.3	20	22	24	26
重度訪問介護	時間	227	227.9	230	230	230	230
	人	1	1	1	1	1	1
同行援護	時間	19.9	17.8	20	20	30	30
	人	1.8	1.8	2	2	3	3
行動援護	時間	5	1	2	2	4	4
	人	0.8	0.3	1	1	2	2
重度障害者等 包括支援	時間	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0

②サービスの概要

■居宅介護（ホームヘルプサービス）

ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴・排せつ・食事などの身体介護や、洗濯・掃除などの家事、生活等に関する相談や助言等、生活全般にわたる援助を行います。

■重度訪問介護

重度の肢体不自由者、知的障害、精神障害により常に介護を必要とする人に、居宅等で入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行います。

■同行援護

移動に著しい困難を有する視覚障害者等の外出時に当該障害者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者等が外出する際に必要な援助を行います。

■行動援護

障害者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護、その他行動する際に必要な援助を行います。

■重度障害者等包括支援

重度の障害者等に対し、居宅介護、重度訪問介護、行動援護、生活介護、児童デイサービス、短期入所、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援等を包括的に提供するものですが、これまで利用実績はなく、第6期においても、利用は見込まないこととします。

③見込み量の確保方策

現在の利用者数や利用日数等に基づき見込み量を算出していますが、障害者の高齢化とともに、居宅介護ニーズの増加が見込まれます。

今後も、安定したサービス提供基盤の確保に努めるとともに、利用に関する情報提供に努めるとともに、高齢者と障害者が同一事業所でサービスを受けやすくするために平成30（2018）年度より新たに位置づけられた「共生型サービス」の推進等により、必要な支援の確保に取り組めます。

また、障害の種別・程度に応じた介護技術の向上を目指して、専門的技術等の情報提供や、ヘルパー等人材の資質向上についてサービス事業所に働きかけていきます。

（２）日中活動系サービスの見込みと確保方策

日中活動系サービスとは、施設において日中に利用するサービスです。

①サービス量の見込み

区 分	単 位	実績値 (令和2年度は見込み)			計画値		
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
生活介護	時間	1,130	1,144	1,260	1,239	1,272	1,306
	人	57	56	58	58	58	57
自立訓練 (機能訓練)	日	0	8	21	13	0	0
	人	0	1	2	1	0	0
自立訓練 (生活訓練)	日	11	1	7	2	0	0
	人	1	1	1	0	0	0
就労移行支援	日	163.3	124.5	160	160	160	160
	人	11.7	9.8	13	13	13	13
就労継続支援 A型(雇用型)	日	105.6	130	140	140	140	140
	人	5.8	7	8	8	8	8
就労継続支援 B型(非雇用型)	日	593	639	652	664	676	688
	人	31.2	34	36	38	40	42
就労定着支援	日	1	1	1	1	2	2
	人	0.6	1	1	1	2	2
療養介護	日	116	117	120	120	120	120
	人	4	4	4	4	4	4
短期入所 ※児童除く	日	29	20	20	20	25	25
	人	4.7	4	4	4	5	5

②サービスの概要

■生活介護

常時介護を要する人に、主に日中、入浴・排せつ及び食事等の介護、調理・洗濯及び掃除等の家事、並びに生活等に関する相談及び助言、その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供、その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な援助を行います。

■自立訓練（機能訓練）

身体障害者に、障害者支援施設もしくはサービス事業所において、又は当該障害者の居宅を訪問することによって、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。

■自立訓練（生活訓練）

知的障害者や精神障害者に、障害者支援施設もしくはサービス事業所において、又は当該障害者の居宅を訪問することによって、入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な支援を行います。

■就労移行支援

就労を希望する 65 歳未満の障害者で、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる人に、生産活動、職場体験、その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談、その他の必要な支援を行います。

■就労継続支援（A型）

企業等に就労することが困難で継続的に就労することが可能な 65 歳未満の障害者に、雇用契約に基づき、生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。

■就労継続支援（B型）

通常の事業所に雇用されることが困難な障害者のうち、通常の事業所に雇用されていた障害者であって、年齢、心身の状態、その他の事情により、引き続き当該事業所に雇用されることが困難となった人、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった人、その他の通常の事業所に雇用されることが困難な人に、生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。

■就労定着支援

一般就労した障害者の就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。

■療養介護

病院において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、日常生活上の世話、その他必要な医療を要する障害者であって常時介護を要する人に、主として昼間において、病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を行います。また、療養介護のうち医療に係るものを療養介護医療として提供します。

■短期入所（福祉型、医療型）

居宅で介護する人が疾病等の理由で介護を行うことが困難な場合、入所施設等で短期間の宿泊を伴う、入浴、排せつ及び食事等の介護を行います。なお、福祉型は障害者支援施設等、医療型は病院、診療所、介護老人保健施設において実施します。

③見込み量の確保方策

現在の利用者数や利用日数、ニーズ調査結果等に基づき見込み量を算出しています。「就労移行支援」は、標準利用期間が定められていることや、各年度の支援学校の卒業生等を勘案し、利用者数を見込んでいます。

「生活介護」については、障害者の日常生活を支える基本的なサービスとして、必要とする人に必要なサービスが提供されるよう、事業者との連携及び情報提供を図ります。

雇用・就労の促進に向けては、就労継続支援事業所等の関係機関との連携促進により、引き続き「就労移行支援」、「就労継続支援」を推進します。

（３）居住系サービスの見込みと確保方策

居住系サービスは、施設や共同生活を行う住居において、必要な援助を提供するサービスです。

①サービス量の見込み

区 分	単 位	実績値 (令和2年度は見込み)			計画値		
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
自立生活援助	人	0	0	0	0	0	0
共同生活援助 (グループホーム)	人	21	23	23	26	27	29
施設入所支援	人	36	35	35	35	35	35

②サービスの概要

■自立生活援助

障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障害者や精神障害者などに、理解力、生活力等を補うため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や利用者からの相談・要請に応じた随時の対応を行うものですが、第6期における利用は見込まないこととします。

■共同生活援助（グループホーム）

地域で共同生活を営むのに支障のない障害者へ、主に夜間・休日に、共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助を行います。

■施設入所支援

施設に入所する障害者に、主に夜間・休日に、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な日常生活上の支援を行います。

③見込み量の確保方策

「共同生活援助（グループホーム）」については、障害者とその家族の高齢化の進行等を背景に高まるニーズに対応するため、サービス事業所との連携を促進するとともに、設置促進を含めた提供体制の確保について検討します。

「施設入所支援」については、必要な情報の提供に努めます。

（４）相談支援の見込みと確保方策

相談支援は、地域の障害者の福祉に関する相談に応じ、情報提供・助言を行うとともに、障害福祉サービス事業所との連絡・調整を行うサービスです。

①サービス量の見込み

区 分	単 位	実績値 (令和2年度は見込み)			計画値		
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
計画相談支援	人	140	143	145	150	155	160
地域移行支援	人	1	0	0	1	1	1
地域定着支援	人	1	1	1	1	1	1

②サービスの概要

■計画相談支援

障害福祉サービスを利用するすべての障害者を対象に、支給決定又は支給決定の変更前後に、サービス等利用計画案を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。

■地域移行支援

障害者支援施設等に入所している人、または入院している精神障害者を対象に、地域に移行するための相談や住居の確保、サービス事業所への同行支援等を行います。

■地域定着支援

施設や病院から地域生活へ移行した人や家族との同居から一人暮らしに移行した障害者等に対し、障害の特性に起因して生じる緊急の事態等に常時、相談や対応を行います。

③見込み量の確保方策

障害者が必要な福祉サービス等を適切に組み合わせ、地域の中で安心して生活することができるよう、保健・医療・福祉サービス等の連携を強化し、包括的なケアマネジメントシステムの構築に努めます。

（５）発達障害者等に対する支援

保護者等が発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身につけて適切な対応ができるように、ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の講習を開催するとともに、発達障害の子どもの保護者が、その育児経験を活かし、同じ親の立場から子育てで悩みを抱える保護者などに対してグループ相談や情報提供を行うペアレントメンター（メンターとは信頼のおける仲間という意味）の育成等の事業を実施するものです。

①支援等の見込み

区 分	単 位	実績値 (令和2年度は見込み)		計画値		
		令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラムの受講者数	人	0	0	2	2	2
ペアレントメンターの人数	人	0	0	2	2	2
ピアサポート活動の参加人数	人	0	0	2	2	2

②支援の概要

支 援	内 容
ペアレント トレーニング	保護者等を対象に、子どもへの肯定的な働きかけをロールプレイやホームワークをとおして学び、心理的なストレスの改善、子どもの適切な行動の促進等を目的とした支援を行います。
ペアレント プログラム	子どもや自分自身について「行動」で把握することで、保護者の認知的な枠組みを修正していくことを目的にした支援を行います。
ピアサポート活動	同じ悩みをもつ当事者や家族等が集まり、悩みを共有する機会の提供を行います。

③支援の方策

発達障害児・者数を把握し、身近な場所で保護者等がペアレントトレーニング・ペアレントプログラム等の講習が受けられるように、講習を実施できるための体制を整備するとともに、ピアサポートやペアレントメンターとして活動を希望する人に対しても、必要な情報の提供に努めます。

（６）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築のため、保健、医療及び福祉関係者による協議の場を、今後１回開催し、１０人の参加を見込みます。また、年１回の評価の実施を見込みます。

①支援等の見込み

区 分	単 位	実績値 (令和２年度は見込み)		計画値		
		令和元年度 (2019)	令和２年度 (2020)	令和３年度 (2021)	令和４年度 (2022)	令和５年度 (2023)
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	回	1	1	1	1	1
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	人	9	10	10	10	10
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	人	0	0	1	1	1
精神障がい者の地域移行支援	人	1	1	1	1	1
精神障がい者の地域定着支援	人	0	0	0	0	0
精神障がい者の共同生活援助	人	0	0	0	0	0
精神障がい者の自立生活援助	人	0	0	0	0	0

②支援の概要

支 援	内 容
保健、医療及び福祉関係者による協議の場	重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者の協議の場を開催します。

③支援の方策

精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしく暮らせるよう、保健、医療、福祉関係者による協議の場等を活用し、精神障害（発達障害及び高次脳機能障害を含む）にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。

4 地域生活支援事業の見込み

(1) 必須事業の見込み

① サービス量の見込み

区 分	単 位	実績値 (令和2年度は見込み)			計画値		
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
理解促進研修・啓発事業							
実施有無	－	0	0	0	0	0	0
自発的活動支援事業							
実施有無	－	0	0	0	0	0	0
相談支援事業							
障害者相談支援事業	か所	4	4	4	4	4	4
地域自立支援協議会	か所	1	1	1	1	1	1
住宅入居等支援事業	か所	0	0	0	0	0	0
市町村相談支援機能強化事業							
か所数	か所	4	4	4	4	4	4
成年後見制度利用支援事業							
か所数	か所	0	0	0	1	1	1
利用者数	人	0	0	0	1	1	1
意思疎通支援事業等							
①手話通訳者派遣事業							
利用者	人	1	1	1	1	1	1
利用件数	件	3	1	2	2	2	2
②要約筆記奉仕員派遣事業							
利用者	人	0	0	0	1	1	1
利用件数	件	0	0	0	1	1	1
③手話通訳者設置事業							
利用者	人	0	0	0	0	0	0
利用件数	件	0	0	0	0	0	0
④手話奉仕員養成研修事業							
修了者数	人	0	0	0	0	0	0
日常生活用具等給付事業							
①介護・訓練支援用具	件	1	2	2	2	2	2
②自立生活支援用具	件	4	0	2	2	2	2
③在宅療養等支援用具	件	2	2	1	1	1	1
④情報・意思疎通支援用具	件	2	2	1	1	1	1
⑤排せつ管理支援用具	件	516	504	500	500	500	500
⑥住宅改修費	件	0	1	0	1	1	1
移動支援事業							
①個別支援型							
実施個所	か所	5	5	5	5	5	5
利用者数	人	7	6	5	10	10	10
利用時間	時間	150.5	72	30	150	150	150
②グループ支援型							
実施個所	か所	0	0	0	0	0	0
利用者数	人	0	0	0	0	0	0
③車両移送型							
実施個所	か所	0	0	0	0	0	0
利用者数	人	0	0	0	0	0	0
地域活動支援センター機能強化事業							
①基礎的事業							
実施個所	か所	4	4	4	4	4	4
利用者数	人	15	15	15	15	15	15
②施設強化事業							
実施個所	か所	4	4	4	5	5	5
利用者数	人	15	15	15	15	15	15

②事業の概要

■理解促進研修・啓発事業

障害者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障害者等の理解を深めるための研修・啓発を通じて、地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図ります。

実施にあたっては、教室等開催、事業所訪問、イベント開催、広報活動等の方法で事業を実施し、特定の住民だけでなく、多くの住民が事業に関心を持つように努めます。

■自発的活動支援事業

障害者等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障害者やその家族、地域住民による自発的な取り組みを支援します。

■相談支援事業

障害者やその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、あるいは権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障害者が自立した日常生活を営むことができるよう支援します。

相談支援事業を効果的に実施するためには、地域において障害者等を支えるネットワークの構築が不可欠であることから、地域自立支援協議会を活用し、中立・公平な相談支援事業の実施のほか、地域の関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善等を推進します。

①障害者相談支援事業	障害者福祉に関する問題に対して、障害者やその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、その他の障害福祉サービスの利用支援など、必要な支援を行うとともに、虐待の防止やその早期発見のための関係機関との連絡調整、権利擁護のために必要な援助等を行います。
②地域自立支援協議会	相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場として設置します。
③住宅入居等支援事業	賃貸契約による一般住宅への入居を希望しており、入居が困難な障害者に対し、入居に必要な調整等の支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障害者の地域生活を支援します。

■市町村相談支援機能強化事業

相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を町に配置することにより、相談支援機能の強化を図ります。

■成年後見制度利用支援事業

障害福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障害者や精神障害者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、障害者の権利擁護を図ります。

■意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、その他の障害により意思疎通を図ることに支障がある障害者に、手話通訳者等の派遣等を行い、意思疎通を円滑化することで、社会生活上の利便を図ります。

手話通訳者派遣、要約筆記奉仕員派遣については、社団法人茨城県聴覚障害者協会に依頼することにより、サービスを確保します。

①手話通訳者派遣事業	手話を必要とする聴覚障害者に、手話通訳者を派遣することで、意思の疎通と社会参加を支援する事業です。
②要約筆記奉仕員派遣事業	社会生活におけるコミュニケーションを円滑に行うため、聴覚障害者等に、要約筆記者を派遣することで、意思の疎通と社会参加を支援する事業です。
③手話通訳者設置事業	庁舎内に手話通訳者の設置を検討し、聴覚障害者等が来庁した際のコミュニケーション支援を行います。
④手話奉仕員養成研修事業	聴覚障害者等との交流活動の促進、町の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成研修します。

■日常生活用具等給付事業

重度障害者に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を支給又は貸与することにより、日常生活の便宜を図ります。

排せつ管理支援用具はストーマ用装具等の支給量も多く継続的な給付が必要なことから、年間の需要量を把握し、計画的な給付に努めます。

①介護・訓練支援用具	日常生活を円滑に過ごすことを目的として、障害者向けの介護訓練にかかる用具を支給します。
②自立生活支援用具	日常生活を円滑に過ごすことを目的として、障害者向けの入浴補助用具や歩行支援用具などを支給します。
③在宅療養等支援用具	日常生活を円滑に過ごすことを目的として、透析液加湿器、ネブライザーなどの在宅療養等支援用具を支給します。
④情報・意思疎通支援用具	日常生活を円滑に過ごすことを目的として、通信支援用具、点字ディスプレイなどの情報・意思疎通支援用具を支給します。
⑤排せつ管理支援用具	日常生活を円滑に過ごすことを目的として、ストーマ用装具、収尿器などの排せつ管理支援用具を支給します。
⑥住宅改修費	日常生活を円滑に過ごすことを目的として、住宅改修にかかる費用を支給します。

■移動支援事業

屋外での移動が困難な障害者に対して、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加の促進を図ります。

個別支援型において、利用者数、利用件数ともに増加しており、今後も利用の増加が見込まれます。グループ型支援、移送型支援ではこれまで利用実績はありませんが、サービスの提供体制は整っている状況です。

今後、地域の特性や利用者の状況に応じて、サービスの提供に努めます。

①個別支援型	個別支援が必要な場合に、マンツーマンでの支援を行います。
②グループ支援型	屋外でのグループワーク、同一目的地・同一イベントへの複数人同時参加の際に支援を行います。
③車両移送型	福祉バス等車両の巡回による送迎を行います。 公共施設等、障害者の利便を考慮した経路を定めて運航するほか、各種行事の参加のため、必要に応じて随時運行します。

■地域活動支援センター機能強化事業

障害者に対し、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の事業を行うことにより、障害者の地域生活支援の促進を図ります。

①基礎的事業	地域活動支援センターの基本事業として、障害者に創作的活動、生産活動の機会の提供等地域の実情に応じた支援を行います。
②機能強化事業	地域の実情に応じ、障害者に創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の事業を行う地域活動支援センターの機能を充実強化し、障害者の地域生活支援の促進を図ります。

(2) 任意事業の見込み

① サービス量の見込み

区 分	単 位	実績値 (令和2年度は見込み)			計画値		
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
①訪問入浴サービス							
実施箇所	か所	2	2	2	1	1	1
利用者数	人	3	2	3	2	2	2
利用件数	件	94	63	90	60	60	60
②更生訓練費給付事業							
支給件数	件	0	0	0	0	0	0
③日中一時支援事業							
実施箇所数	か所	24	24	24	25	25	25
利用者数	人	18	23	23	25	25	25
利用件数	件	1,569	1,859	1,800	1,800	1,800	1,800
④スポーツ・レクリエーション教室開催事業							
実施件数	件	0	0	0	0	0	0
参加者数	人	0	0	0	0	0	0
⑤自動車運転免許取得・自動車改造費助成事業							
助成件数	件	0	0	0	1	1	1

②事業の概要

■任意事業

任意事業として、訪問入浴サービス事業、更生訓練費給付事業、日中一時支援事業、スポーツ・レクリエーション教室開催事業、自動車運転免許取得・自動車改造費助成事業を実施しています。

日中一時支援事業については、利用者数、利用件数ともに増加しており、今後も増加を見込んでいます。第6期においても、サービス提供基盤の強化を図り、事業運営の充実に努めます。

①訪問入浴サービス事業	居宅において入浴サービスを提供し、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。
②更生訓練費給付事業	就労移行支援・自立訓練の利用者に更生訓練費を支給し、社会復帰の促進を図ります。
③日中一時支援事業	障害者の日中における活動の場を確保し、障害者の家族の就労支援や障害者を日常的に介護している家族の一時的な介護負担の軽減を図ります。
④スポーツ・レクリエーション教室開催事業	障害者の体力増強、交流、余暇等の支援や障害者スポーツを普及するため、各種スポーツ・レクリエーション教室や障害者スポーツ大会を開催します。
⑤自動車運転免許取得・自動車改造費助成事業	自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

5 障害児通所支援等の見込み（障害児福祉計画）

18歳未満の障害児については、障害者総合支援法によるサービスと併せて、児童福祉法に規定されている障害児向けサービスを利用することができます。

＜障害児通所支援等の単位について＞

【日】 各年度の延べ利用日数
【人】 各年度のサービス実利用者数

（１）障害児通所支援等の見込み

①サービス量の見込み

区 分	単位	実績値 (令和2年度は見込み)			計画値		
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
児童発達支援	日	35.3	27	32	37	42	47
	人	2.8	5.3	6	7	8	9
医療型児童発達支援	日	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	日	279	326	340	368	396	424
	人	21.3	22.8	22	24	26	28
保育所等訪問支援	日	10	15	20	20	25	25
	人	2	3	4	4	5	5
居宅訪問型児童発達支援	人	0	0	0	0	0	0
短期入所 ※児童のみ	日	—	—	—	45	45	45
	人	—	—	—	2	2	2

②サービスの概要

■児童発達支援

身近な地域の障害児支援の専門施設（事業）として、通所利用の障害児への支援だけでなく、地域の障害児・その家族を対象とした支援や、保育施設に通う障害児に対し施設を訪問するなど、地域支援に対応した身近な療育の場を提供します。

■医療型児童発達支援

肢体不自由の未就学の障害児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、理学療法等の機能訓練等を行います。

■放課後等デイサービス

学校就学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供します。

■保育所等訪問支援

保育施設を現在利用中の障害児、今後利用する予定の障害児に対して、訪問により、保育施設における集団生活への適用のための専門的な支援を提供し、保育施設の安定した利用を促進します。

■居宅訪問型児童発達支援

障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障害児に対して、居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等といった発達支援を行います。

③見込み量の確保方策

円滑に事業を運営できるよう、庁内体制の整備とともに、関係機関・団体及びサービス提供事業所と連携し、実施体制の確保を図ります。

(2) 障害児相談支援等の見込み

①サービス量の見込み

区 分	単位	実績値 (令和2年度は見込み)			計画値		
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
障害児相談支援	人	30	33	30	33	36	39
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	人	0	0	0	0	1	1

②サービスの概要

■障害児相談支援

障害児通所支援の申請に係る支給決定前に、障害児支援利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）・見直しを行います。

■医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターを配置し、医療的ケア児への支援を行います。

③見込み量の確保方策

障害のある児童の放課後の生活や長期休暇の生活の支援、また、特別支援学校卒業生の作業所等から帰宅後の生活の支援など、きめ細かな生活の支援を目指し、一人ひとりにあったケアマネジメントの仕組みづくりを進めます。

第6章 計画の推進体制

1 計画推進のために

（１）障害者のニーズ把握・反映

各種の施策やサービスを効率的に実行するため、施策の内容や提供方法などについて、障害者との意見交換の場を設け、当事者やその家族、関係団体の意見やニーズの把握に努めます。

（２）地域社会の理解促進

障害の有無に関わらず、だれもがともに暮らす地域づくりの実現のために、地域住民の障害についての正しい理解をさらに深めていく必要があります。

社会福祉協議会とも連携し、住民に対する広報・啓発を積極的かつ継続的に行うとともに、各種の交流事業の充実や地域住民の参加を得た福祉活動を促進していきます。

2 サービスの確保策

（１）専門的な人材の育成と確保

多様化・高度化する相談者のニーズに迅速に対応できるよう、社会福祉士や保健師、精神保健福祉士、手話通訳者など障害福祉に関する専門職員の育成や確保を図るとともに、資質の向上に努めます。

（２）確実な情報提供

支給決定やサービス利用の方法、サービス体系等について、利用者や町民、事業者に対し、広報紙・町のホームページなどの活用とともに、様々な機会を捉えて情報提供に努めます。

（３）施設整備の方針

各種施設整備に関しては、周辺自治体や関係団体と連携した対応が不可欠です。

広域的な対応が必要な施設に関しては、周辺自治体や城里町社会福祉協議会、サービス事業者などと連携し、既存の事業や施設の活用も視野に入れた解決策の検討や共同事業の推進を図ります。

（４）サービスを利用しやすい環境づくり

だれもが使いやすく、満足のいくサービスとしていくために、サービス内容や提供方法などについて、利用者やその家族、事業者の意見やニーズを把握し、充実に努めます。

3 計画の推進体制

(1) 庁内の推進体制の整備

計画を確実に実施していくためには、地域自立支援協議会の意見・提言を踏まえ、庁内の推進体制の整備に努めます。

また、すべての職員が、障害者に配慮しつつ各自の職務を遂行することができるように研修の機会の確保に努め、職員の障害福祉に関する知識と意識を高めていきます。

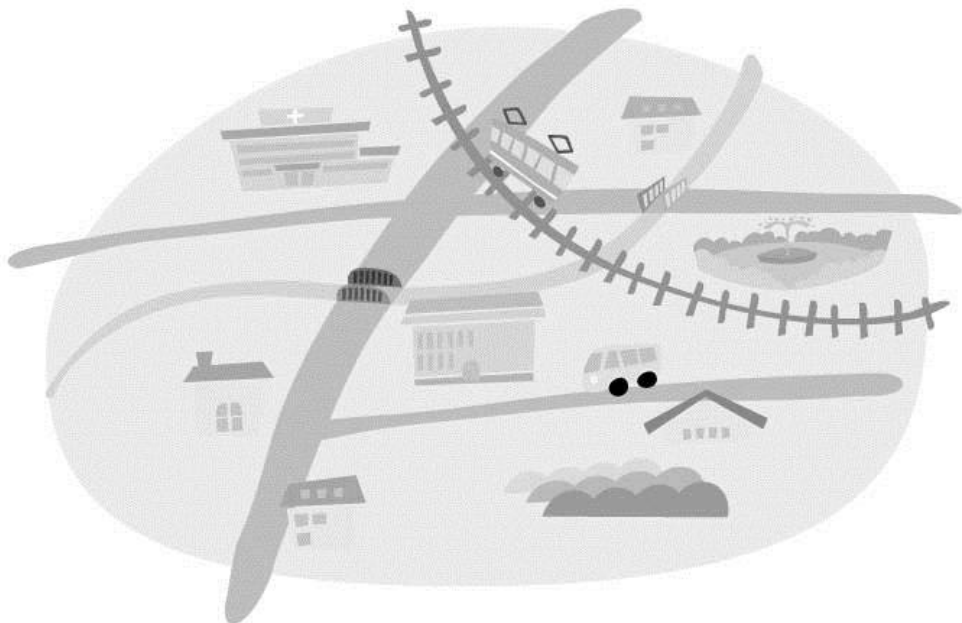
(2) 計画の点検・管理体制の推進

障害者のニーズを把握するためには、障害者の家族、関係団体等との意見交換を行い、地域自立支援協議会の意見・提言を踏まえて庁内の組織を活用した計画の進捗状況の点検・管理体制の推進に努めます。

(3) 地域ネットワークの強化

障害福祉施策の推進には、行政の力だけでなく町民一人ひとりの理解と協力が必要です。

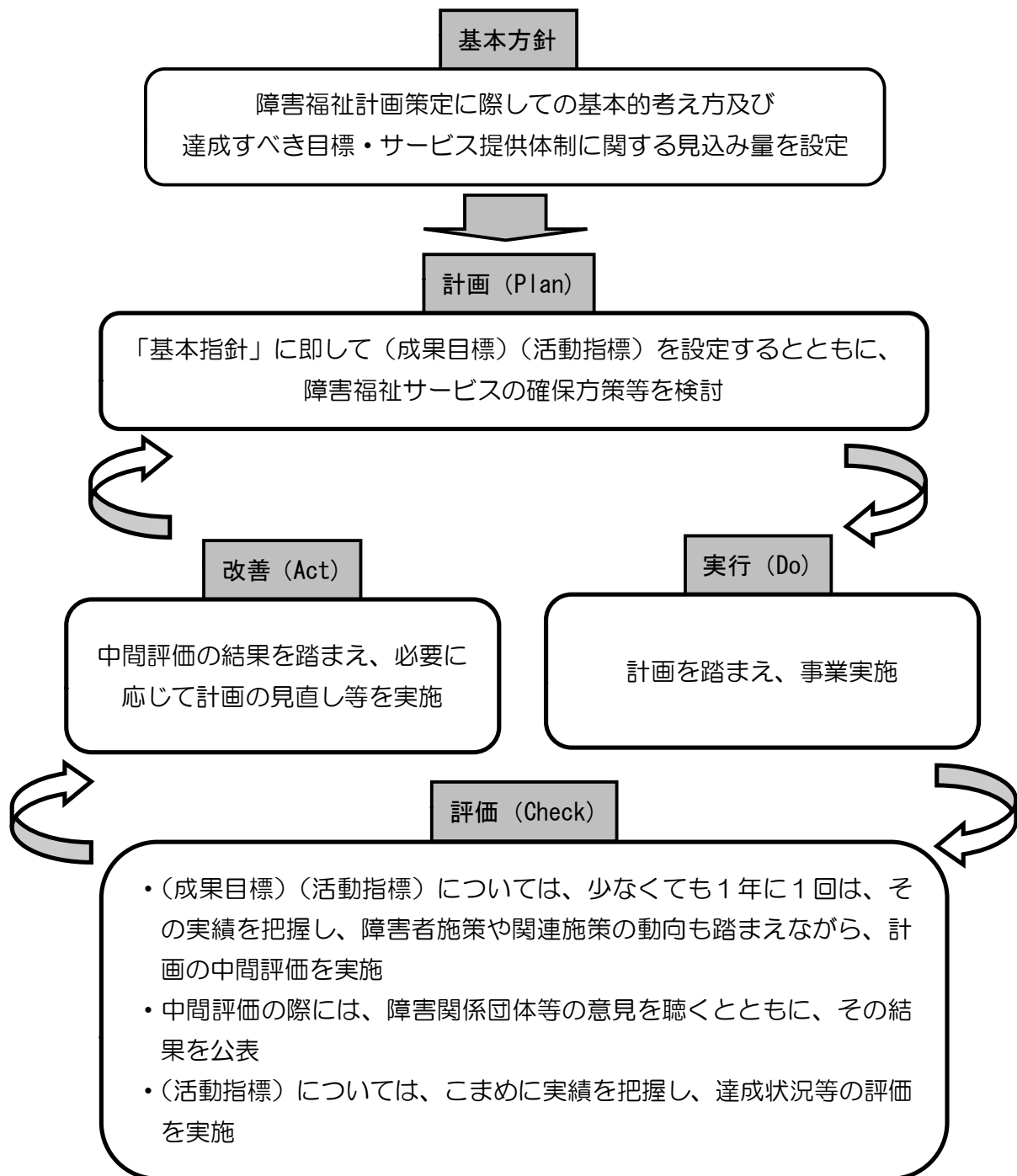
町では、相談支援事業者、福祉サービス事業者、保健・医療機関、障害者当事者団体、企業など様々な立場からの参画を得て構成する地域自立支援協議会を活用し、障害者福祉施策のあり方や地域の社会資源の開発及び改善に努めるとともに、地域における町民・企業・行政がそれぞれの役割を確認し合い連携し合う地域ネットワークをより一層強化していきます。



4 計画の進行管理

「障害福祉計画（及び障害児福祉計画）」については、障害者総合支援法・児童福祉法に基づき、年度ごとに計画の達成状況を把握・評価するため、PDCAサイクルによる計画管理体制の構築・実施に努めます。

* 障害福祉計画（及び障害児福祉計画）におけるPDCAサイクルのイメージ *



資料編

1. 城里町障害者基本計画及び障害福祉計画策定委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第9条第3項及び障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第88条第1項の規定に基づき、障害福祉サービスや相談支援等が地域において計画的に提供されることを目的として、城里町障害者基本計画及び障害福祉計画（以下「計画」という。）を策定するため、城里町障害者基本計画及び障害福祉計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 策定委員会は、前条の目的を達成するため次の事項を所掌する。

(1) 計画に関する調査研究

ア 各年度における指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な量の見込み

イ 指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な見込量確保のための方策

ウ 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

エ その他、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関し必要な事項

(2) 前号に掲げるもののほか、前条に定める目的を達成するために必要な事項

2 策定委員会は、前項の調査研究のほか、計画の策定、町長に必要な意見の具申及び提言等を行うものとする。

(組 織)

第3条 策定委員会の委員は、次に掲げる者で組織し、町長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 障害福祉を目的とする団体及び事業者の代表

(3) 保健、医療又は福祉施設等の関係者

(4) その他、町長が必要と認めた者

(委員長及び副委員長)

第4条 策定委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、策定委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、当該計画策定終了までとする。

(会 議)

第6条 策定委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 策定委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聞き、又は資料の提供を求めることができる。

(事務局)

第7条 策定委員会の事務局は、福祉こども課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成18年7月1日から施行する。

(最初の会議の招集)

2 委員が委嘱された後、最初に招集される策定委員会は、第6条第1項の規定にかかわらず町長が招集する。

2. 策定委員会委員名簿

■城里町障害者基本計画及び障害福祉計画（第6期）策定委員会委員名簿■

	団体名等	氏 名	備 考
1	総務民生常任委員会委員長	藺 部 一	委員長
2	総務民生常任委員会副委員長	加藤木 直	
3	区長会会長	小 山 卓 臣	
4	医師代表	上 井 雅 哉	
5	民生委員児童委員協議会会長	和 田 雅 治	副委員長
6	身体障害者福祉協会会長	武 井 律 子	
7	社会福祉協議会事務局長	永 山 和 弘	
8	心身障害児（者）父母の会会長	高 橋 由起子	
9	有識者（つくしの会会長）	鈴 木 香代子	
10	有識者（つくしの会副会長）	江 幡 留 美	
11	長寿応援課長	井 上 優	

3. 計画策定経過

■城里町障害者基本計画及び障害福祉計画（第6期）策定経過■

期日		会議内容等
令和2年	9月1日（火） ～ 10月9日（金）	アンケート調査の実施
	11月16日（月）	第1回城里町障害者基本計画及び障害福祉計画（第6期）策定委員会
令和3年	2月8日（月）	第2回城里町障害者基本計画及び障害福祉計画（第6期）策定委員会

城里町 障害者基本計画及び障害福祉計画(第6期計画)

令和3年3月

発 行 城里町

編 集 城里町 福祉こども課

〒331-4391 茨城県東茨城郡城里町石塚 1428-25

TEL 029-288-3111 (代)

FAX 029-288-6819

ホームページ <http://www.town.shirosato.lg.jp/>

E-mail fukushi@town.shirosato.lg.jp
